

第5章 介護保険料

第1 指摘事項

1 収納率の向上を

【前提事情】

普通徴収の収納率は、23区で3位、全体ではトップと、まずまずではあるものの、年々低下している点に注意が必要である。

【指摘事項】

介護保険課においてとりまとめた平成17年度収納対策の取組みを本年度において効果を検証し、不十分な点については補う方策を検討して、前年の収納率を上回るよう、より一層の向上を目指すべきである。

2 債権管理・回収のマニュアルを作成すべきである

【前提事情】

差押等の法的対応に至る前の介護保険法66条などによる給付制限が、収納率向上に効を奏していると思われるが、介護保険料は、少額債権がほとんどであるため、債権回収の効率化を図るべきである。

【指摘事項】

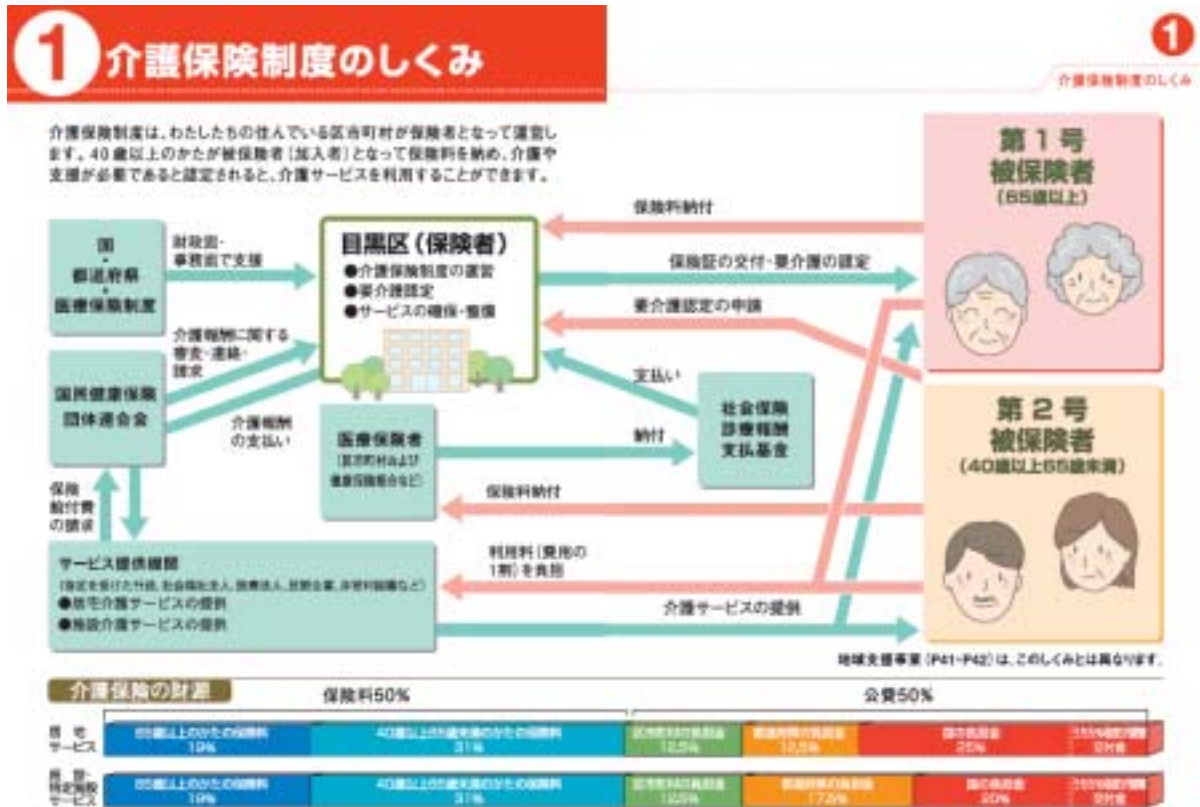
給付制限に至る前に効率的な催告等を行い、収納率を高めることを目指すために債権管理・回収マニュアルを作成すべきである。

第2 概要

1 介護保険のしくみ

介護保険の全体像を示すと次の図のようになります。

〔図表5-1 介護保険制度のしくみ〕



2 対象債権

介護保険料が対象債権であり、公法上の強制徴収可能な債権である（介護保険法 144 条）。

第3 管理回収の状況

1 収入未済額と収納率等

(1) 収入未済額と収納率等

平成17年度の収入未済額は74,961,423円である。

収納率は、一部の項目を除き全般として年々低下しているため、注意が必要である。

〔図表5 - 2 平成17年度保険料収納状況（平成18年5月31日現在）〕

		17年度						16年度	15年度	14年度	13年度	
賦課区分	徴収区分	調定		収入		不納欠損額	収入未済	収納率 B/A	収納率 B/A	収納率 B/A	収納率 B/A	
		金額 A	件数	金額 B	件数							
現年度分	特別徴収	1,653,822,568	213,076	1,653,822,568	213,076	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	
	普通徴収	現年度	421,361,144	113,614	378,739,366	101,623	-	-	89.88	89.95	90.37	90.59
		過年度	1,760,648	317	1,486,348	295	-	-	84.42	91.47	81.59	88.96
		計	423,121,792	113,931	380,225,714	101,918	-	-	89.86	89.95	90.33	90.59
	計	2,076,944,360	327,007	2,034,048,282	314,994	-	-	97.93	97.99	98.00	98.00	
滞納繰越分	普通徴収	71,158,724	20,377	15,008,201	3,941	24,085,178	74,961,423	21.09	25.87	26.31	26.39	
総合計		2,148,103,084	347,384	2,049,056,483	318,935	24,085,178	74,961,423	95.39	95.68	96.10	96.86	

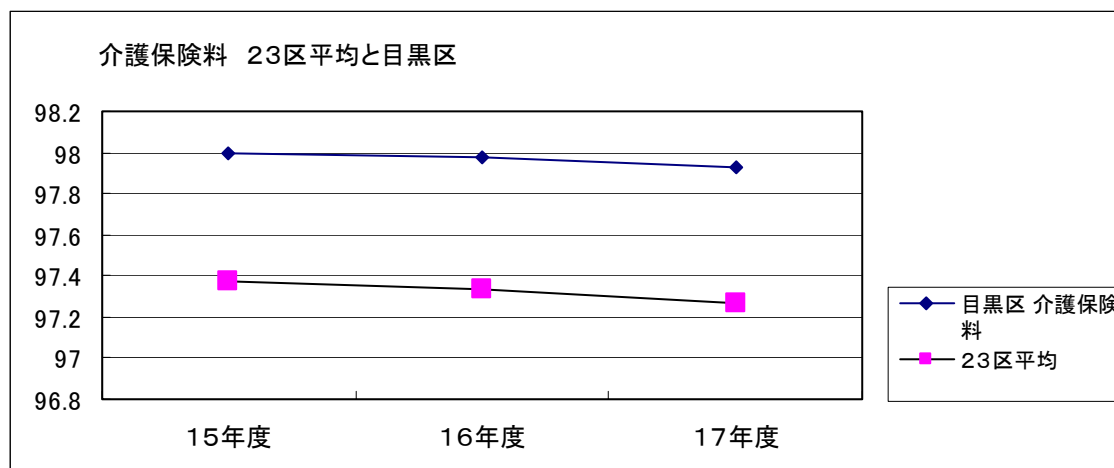
還付保留含む。減免は含まない。

還付未済4,205,258円は調定・収入に含む。

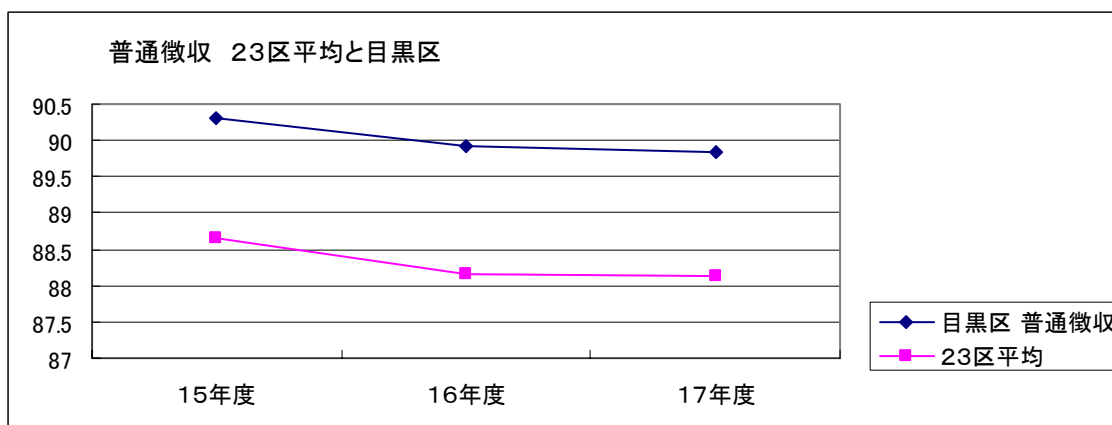
(2) 収納率の推移と23区平均等との比較

次の「介護保険料 23区平均と目黒区」「普通徴収 23区平均と目黒区」のとおり、目黒区の介護保険料全体と普通徴収の収納率は23区平均を上回っているものの、年々若干ながら低下していることに注意が必要である。ただし、23区平均も同様の傾向で落ち込んでいるので、目黒区だけの問題ではないと考えられる。

〔図表5 - 3 介護保険料 23区平均と目黒区〕



〔 図表 5 - 4 普通徴収 23 区平均と目黒区 〕



平成 17 年度の目黒区の収納率は全体で 97.93%、普通徴収については 89.95%であり、全体では 23 区のトップ、普通徴収では 23 区で 3 位である。それ自体は評価しうるが、上述のとおり年々収納率が低下している点には注意が必要である。

(3) 滞納繰越 (普通徴収) 等

次の図表 5 - 5 のとおり、普通徴収の滞納繰越の調停額・収入未済額が年々増加し、収納率も低下してきているうえ、滞納者も増加している。

滞納繰越額が年々増えてきているのは、被保険者数の増加や滞納が年々累積してきていることが原因の一つとして考えられる。また、被保険者にとって滞納が累積すると給付制限につながることから、督促催告のなかで給付制限等を説明しながら行うよう努めているが、保険料の値上げもあり、個人にとっての負担は軽いものではないため、収納実績の低下も感じているとのことである。

なお、専任の職員配置がないこともあり、毎年、職員全体で分担して督促・催告を行っているため、本年度は、特に滞納繰越につながらない取組みとして、未納月数の浅い者、年齢到達で普通徴収から特別徴収に切り替わる者のうちの普通徴収未納分も含めて納付交渉を行うなど、早期対応を重点的にしている。

高齢者の対応でかなりの労力を要することには一定の理解ができるが、年度ごとに介護保険課内で作成した収納対策の取組みの問題点を検証し、不十分な点を補って、特に滞納繰越の対策をより一層徹底すべきである。

〔 図 表 5 - 5 滞 納 繰 越 (普 通 徴 収) 〕

	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度
調定	71,158,724	67,539,546	55,220,723	29,817,832	7,699,447
収入	15,008,201	17,469,474	14,526,923	7,867,589	3,038,166
収入未済	56,150,523	50,070,072	40,893,800	21,950,243	4,661,281
収納率	21.09%	25.87%	26.31%	26.39%	39.46%

〔 図表 5 - 6 滞納者抽出件数 (転出・死亡を除く) 〕

18年度	17年度	16年度	15年度
1,719人	1,306人	1,201人	1,101人

* 18年度は早期対応のため18年度未納者を含めて抽出

2 不納欠損

(1) 不納欠損の理由

時効消滅 (2年で時効 介護保険法 200条)

(2) 不納欠損処理の状況

債権の実態を明らかにするためにも、毎年不納欠損処理をしていることは評価できる。ただし、その金額が年々増加している点には注意が必要である。前述の収納対策の取り組みを強化されたい。

〔 図表 5 - 7 不納欠損処理状況 〕

14年度欠損分		15年度欠損分		16年度欠損分		17年度欠損分	
12年度分		13年度賦課分		14年度賦課分		15年度賦課分	
金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
3,404,981	458	13,545,014	681	19,818,649	711	24,085,178	828

* 所得段階別は事業概要 P9 の (7) 参照

3 減免

減免には、一般減免と目黒区独自の減額がある。

一般減免は、風水害や火災などの事情で著しい損害を受けた場合や収入が失業や廃業等により著しく減少した場合などに、保険料の減額の対象となるものである。

また、目黒区独自減額は、所得段階が1から3段階の者で生活困窮者に期間を限定して要件を満たす者は申請することができ、審査後に減額されるものである。

ア 一般減免 介護保険法 142条・目黒区介護保険条例 19条

〔図表 5 - 8 一般減免の状況〕

年度	理由	特別徴収		普通徴収		計	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
17	災害等	0	0	0	0	0	0
	死亡・長期入院	0	0	0	0	0	0
	失業・事業休廃止	0	0	0	0	0	0
	収監	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
16	計	0	0	29,040	3	29,040	3
15	計	47,520	2	10,560	2	58,080	4
14	計	0	0	0	0	0	0
13	計	0	0	0	0	0	0

* 17年度は該当者なし

(単位：円、人)

イ 目黒区独自減額 介護保険法 142 条 ・目黒区介護保険条例付
則 8 条

〔図表 5 - 9 目黒区独自減額の状況〕

年度	所得段階	特別徴収		普通徴収		計	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
17	1	0	0	10,560	1	10,560	1
	2	1,875,720	119	505,120	32	2,380,840	151
	計	1,875,720	119	515,680	33	2,391,400	152
16	計	1,884,560	121	724,200	54	2,608,760	175
15	計	1,925,880	124	958,320	65	2,884,200	189
14	計	770,994	*94	1,321,427	*118	2,092,421	*212

※14年度は*212人の内62人は特別徴収と普通徴収の併用のため実数は150人

第4 管理回収体制および手続について

1 組織体制

- (1) 介護保険資格・保険料係 9人(係長1人・主任主事6人・主事1人・専務的非常勤1人)

在課年数 7年:1人 5年:1人 3年:3人 2年:2人
1年:2人

- (2) 当該債権の管理についての研修

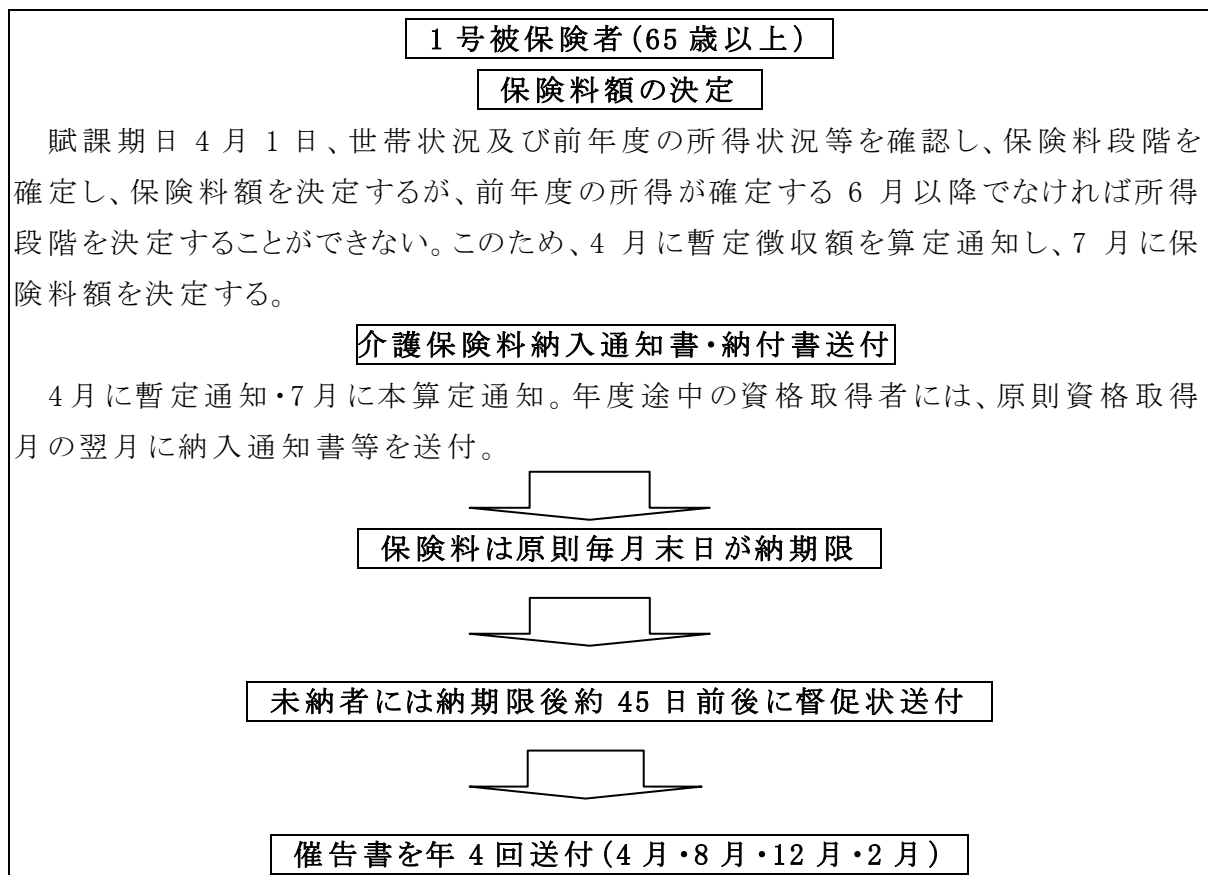
新人研修(介護保険制度全般)・制度改正毎に随時個別研修・係ミーティング時にそのつど行っているとのことである。

2 管理・回収方法と実行状況

- (1) 管理・回収の流れ

保険料賦課 督促状 催告書、さらに強化期間を設けて前年度未納者リスト・滞納整理票を作成し、電話催告・訪問催告・文書催告を行っている。その流れを図にすると次のとおりである。

〔図表5-10 介護保険料事務の流れ(普通徴収)〕



催告事務

強化期間

- ①滞納整理票・滞納者リスト
- ②係員(8人)対象者の割振り

電話催告

訪問催告

文書催告

日常業務中に電話・訪問・文書催告を行う。納付勧奨の際には介護サービスを受ける際の給付制限についてのチラシや文書を活用する。



不納欠損処理

未納期間が2年経過したとき(時効消滅)は、出納閉鎖時に保険料の不納欠損処理を行う。

(2) 具体的手続の状況

督促 末日から約45日後督促状送付

催告 年4回(4月・8月・12月・2月)

(3) 管理・回収の記録方法

記録は人毎に滞納整理票に記載しているとのことであるが、その延べ人数は把握できないということである。

(4) 目標の有無と達成度

平成17年度の収納目標が、現年度普通徴収分(90%)・滞納繰越分(26%)全体で96%のところ、平成17年度達成率は、現年度普通徴収分(89.86%)・滞納繰越分(21.09%)・全体で95.39%ということのようであった。目標を定めその達成度を検証していることは評価できる。

(5) 収納の対策

介護保険資格・保険料系では、年度ごとに収納対策の取組みを作成しているとのことである。

〔図表 5 - 1 1 平成 1 7 年度収納対策の取組みについて〕

平成17年度収納対策の取組みについて

平成17年9月1日

I 平成17年度収入未済の状況・収納目標

収納目標

現年度普通徴収分(90%)・滞納繰越分(26%) 全体で96%

II 滞納対策に関する具体的取組み

1 収納強化集中取組み

(1) 期間を設けて滞納者に制度理解を求めながら保険料徴収に努める。

(2) 日曜日開設(12月25日予定)

2 実態調査(個別訪問等の実施)

3 電話催告の実施

4 日曜日開設(催告月の最終日曜日)

12月25日(税・国保等と合同)

介護保険資格・保険料係

(6) 管理・回収マニュアル

介護保険料は、1件の金額は小さいものの、総件数・総金額ともに集積すれば相当な規模である。また、利用者がサービスを受ける事ができるようにする観点からも、収入未済の発生を防ぐべきである。そこで早急にマニュアルを策定し、効率の良い債権管理をすることが必要である。

第6章 区営住宅・区民住宅使用料

第1 指摘事項

1 滞納債権のケース別処理とその原因調査を

【前提事情】

区営住宅使用料について約600万円、区民住宅使用料について約3000万円の滞納債権が存在する。滞納債権には回収が困難な債権が含まれていることに加え、一部の滞納債権については法的措置を断行しがたい状況にある。

【指摘事項】

滞納債権については回収可能性を検討し、回収が見込める債権については速やかに法的措置をとり、回収困難な債権については債権放棄その他の方法による不納欠損処理の手続をとるべきである。

また、回収困難な債権の発生原因を調査し改善策を検討するとともに改善が難しい場合には政策目的達成のための費用として容認できるものか否かを検討すべきである。

2 住宅管理の委託と速やかな使用取消措置の検討を

【前提事情】

使用料等の督促業務はその効果に比べて区の業務の負担が大きい。また、督促処理や議会の承認などの手続的理由から、退居までに時間がかかるケースがある。

【指摘事項】

使用料等の督促業務の外部委託を検討すべきである。また、使用料不払については、速やかに使用許可の取消を検討すべきである。使用許可取消にあたっては、使用許可を取り消さなければ回収困難な債権が発生することを前提に検討されるべきである。

3 法的措置の迅速化を

【前提事情】

現行制度上、使用許可取消審査手続により、取消決定が行われた場合であっても、退去のための法的措置を実行するには、議会の承認が必要である。このため、取消決定から退去まで半年はかかることになり、その分、さらに滞納債権が増加する状況にある。

【指摘事項】

取消決定後の訴訟提起の権限を区長に委任する条例を制定するなど、法的措置を迅速化するための方策を講じるべきである。

4 回収不能に備えた制度的手当を

【前提事情】

区営住宅使用料、区民住宅使用料については、性質上、滞納債権が回収不能となる可能性が高い。区では、現在、回収不能に備えて保証金を納付させているが、不十分である。

【指摘事項】

民間の保証機関による保証を付すなどにより、回収不能に備えた制度的手当てを行うことを検討すべきである。

第2 概要

1 区営住宅制度について

(1) 区営住宅制度とは

区営住宅制度とは、住宅に困窮する低額所得者に対し低額な使用料で住宅を使用させることにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした制度である。

(2) 対象不動産及び運営の概要

ア 対象不動産の概要

区営住宅の対象不動産の概要は、下記の表のとおりである。

〔図表6 - 1 区営住宅対象不動産の概要〕

平成18年3月31日現在

名称	所在地	建築年 移管年	構造 階	棟数	間取り	戸 数	専用面積	敷地	集会室
上目黒4丁目	上目黒 4-38-1 他	50年 3年	鉄筋 3階	3棟	3DK	45	51.04 m ²	3,977 m ²	36.39 m ²
中町1丁目	中町 1-4-1	52年 3年	鉄筋 3階	1棟	3DK	24	55.92 m ²	2,183 m ²	38.50 m ²
東が丘1丁目	東が丘 1-16-10	59年 3年	鉄筋 3階	1棟	3DK	12 6	61.53 m ² 55.81 m ²	2,049 m ²	40.00 m ²
碑文谷4丁目	碑文谷 4-9-1	50年 5年	鉄筋 3階	1棟	3DK	21	51.04 m ²	2,147 m ²	-
八雲5丁目	八雲 5-8-20 他	54年 6年	鉄筋 3階	2棟	3DK	6 27	48.12 m ² 55.92 m ²	3,215 m ²	38.50 m ²
下目黒5丁目	下目黒 5-11-10	60年 7年	鉄筋 3階	1棟	3DK	11	61.53 m ²	1,532 m ²	-
清水町	目黒本町 2-20-1	29年56年改 善9年	鉄筋 4階	2棟	3DK	48	52.33 m ²	2,695 m ²	36.39 m ²
南1丁目	南 1-11-1.2	44年45年 11年	鉄筋 4・5階	2棟	3DK 2DK	50 40	36.46 m ² 33.48 m ²	4,417 m ²	38.50 m ²
青葉台2丁目	青葉台 2-1-19	57年 16年	鉄筋 3階	2棟	3DK	6 18	55.81 m ² 61.53 m ²	3,334 m ²	38.5 m ²
目黒本町4丁目	目黒本町 4-15-19	16年 14年	鉄筋 5階	1棟	1DK	6	34.57 m ² ～ 36.65 m ²	572 m ²	20.0 m ²
					2DK	7	50.62 m ² ～ 57.90 m ²		
					3DK	7	57.13 m ² ～ 66.90 m ²		
計10団地				16棟		334			

イ 応募要件及び所得基準

(ア) 応募要件

区内在住1年以上
 住宅に困窮していること（自家所有者不可）
 家族数に応じた所得基準内にあること
 なお、単身の場合は下記のいずれかに該当すること
 ア）平成18年3月31日現在50歳以上
 イ）心身障害者・生活保護・DV被害者等

（イ）所得基準

区営住宅を利用するための所得基準は下記の表のとおりである。

〔図表6-2 所得基準一覧表（区営住宅）〕

世帯数	一般世帯	障害者世帯
1人	0～2,400,000円	0～3,216,000円
2人	0～2,780,000円	0～3,596,000円
3人	0～3,160,000円	0～3,976,000円
4人	0～3,540,000円	0～4,356,000円
5人	0～3,920,000円	0～4,736,000円
6人	0～4,300,000円	0～5,116,000円

ウ 家賃の算定例

区営住宅の家賃は一定の計算に基づき算定される。その算定例を示せば以下のとおりである。

（ア）区営住宅の家賃算定の基準

区営住宅の家賃については、公営住宅法に基づく「応能応益制度」をとっている。具体的には、家賃算定基礎額に個々の住宅の便益に応じた係数をかけて算出した額に、居住者の所得による負担能力を対応させ事業主体が定める。

（イ）家賃の算定式

$$\text{公営住宅の家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

家賃算定基礎額：国が定めた入居者の収入の区分ごとの家賃
 市町村立地係数：地域ごとに定められた係数 目黒区は1.3
 規模係数：対象住戸専用面積 ÷ 70 m²

経過年数係数 : $1 - 0.0044 \times \text{経過年数}$
 利便性係数 : 土地の価格から算出した係数と住宅設備（浴室、エレベーターなど）の利便性

算定例：上目黒四丁目アパートの場合

前提条件：入居者の収入（月額）123,000 円以下

住宅の面積 51 m²

経過年数 30 年

浴室あり浴槽なし

エレベーターなし

$37,100 \text{ 円} \times 1.3 \times 0.7258 \times 0.8768 \times 0.8969 = 27,630.667$
 27,600 円と算定される。

なお、対象不動産に全面改善事業などが実施された場合には、 の係数が変化し、
 使用料にも反映される。

〔図表 6 - 3 家賃算定基準に基づく算定例の所得別家賃一覧表〕

所得月額	家賃	区分	
397,001 ~	70,100	8	高額所得者
322,001 ~ 397000	70,100	8	
268001 ~ 322000	70,000	7	収入超過者
238001 ~ 268000	62,900	6	
200001 ~ 238000	55,200	5	
178001 ~ 200000	45,700	4	本来入居者
153001 ~ 178000	39,600	3	
123001 ~ 153000	33,500	2	
0 ~ 123000	27,600	1	

所得月額 (年所得 - 控除額) / 12 月)

上記のような算定方法により、入居者の収入区分ごとに、家賃が設定される。
 入居者の収入区分は、家賃の金額に影響するだけでなく、たとえば「高額所得者」の状態が2年間継続した場合には、区は対象者に対し、区営住宅から退去するように求めることになる。また、「収入超過者」には、退去努力義務が発生し、転居先を探す努力を行うことが求められる。

(3) 区営住宅制度と区の財政について

区営住宅は、いずれも区の所有する物件を対象者に賃貸している。そのため、主な収入である家賃収入は基金に積み立てられると同時に、区営住宅の補修その他維持運営の費用も基金から支出されている。

基金創設以後、現在に至るまで、区の財政から基金への繰入、基金から区の財政への戻入は発生しておらず、今後も基金の運営に支障がでない限り、区の財政に直接的な影響はないとのことである。

具体的な区営住宅管理基金の運営状況は以下のとおりである（なお、平成13年度末残高は、226,773,935円であった）。

〔図表6-4 区営住宅管理基金残高推移表〕

(単位:円)

	基金積立金額			基金取崩金額		年度末残高	増減額
	余剰金	保証金	利子	整備事業	保証金		
平成14年度	52,602,894	0	46,100	-14,727,000	-596,000	264,099,929	37,325,994
平成15年度	49,458,286	1,990,400	271,638	0	-596,000	315,224,253	51,124,324
平成16年度	78,251,922	1,685,100	469,750	-18,983,385	-596,000	376,051,640	60,827,387
平成17年度	54,921,714	0	546,601	-7,838,005	-667,600	423,014,350	46,962,710

上記表における基金積立金額の欄の「余剰金」は、区営住宅の使用料として収入計上された金額から区営住宅の修繕費等を差し引いた金額である。また、基金積立金額と基金取崩金額の両方にある「保証金」は、入居者が納めた保証金（預かり金）について、納付時に基金への積立金額とし、その退去・返還時に基金からの取崩金額としたものである。基金積立金額に計上されている「利子」は基金の運用益である。

なお、基金取崩金額欄の「整備事業」は、区営住宅の改築費用である。具体的には通常の修繕ではなく、エレベーターの設置等、いわゆる有益費に相当する支出を基金からの取崩項目としているとのことである。

上記の表から明らかなように、現時点にいたるまで区営住宅管理基金の残高は増加しており、区営住宅制度が区の財政に対し悪影響を与えるおそれは乏しい。もちろん、区営住宅の基盤となる不動産が区の財産であることから、区の財産をより有効に活用する方法がないとはいえず、将来的に代替的な政策を検討する余地はある。しかし、区営住宅の対象不動産は都から移管を受けており、その際に一定の期間は賃貸住宅として使用することが条件になっていることを

考慮すると、現時点で代替的な政策は想定しがたい。また、区営住宅制度の政策目的達成のための投下費用は、現時点では区の財政に負担をかける状況ではなく、区営住宅の運営について財政面では大きな問題はないと評価できる。

2 区民住宅制度について

(1) 区民住宅制度とは

区民住宅制度とは、子育てを行う中堅ファミリー世帯に対し、優良な賃貸住宅を市価より低い家賃で提供することにより、中堅ファミリー世帯の目黒区への定住を図ることを目的とした制度である。

(2) 対象不動産及び運営の概要

ア 対象不動産の概要

〔図表6-5 区民住宅対象不動産の概要〕

平成18年3月31日現在

名称	所在地	入居年	構造階	間取り	戸数	専用面積	所有形態	備考
東が丘1丁目	東が丘1-6-4	7年2月	鉄筋3階	3DK	6	60.03㎡	区有	福祉従事者2戸含
三田1丁目	三田1-11-26	7年3月	鉄筋6階	3DK	4	63.15㎡	区有	三田整備住宅22戸含まず
スピティ目黒	下目黒6-11-14	7年5月	鉄筋3階	3DK	10	59.96㎡ ~68.76㎡	借上	
ボヌール白子	中根2-6-19	8年2月	鉄筋3階	2LDK	12	61.15㎡	借上	
トリアス中目黒	上目黒2-44-7	8年6月	鉄骨鉄筋9階	2LDK	16	58.56㎡ ~61.00㎡	借上	
ヒルフォートメグロ	中町1-26-11	8年10月	鉄筋6階	3LDK 2LDK S	33	65.2㎡ ~65.8㎡	借上	
ヒルズ大橋	大橋2-8-5	9年7月	鉄筋4階	3LDK 3LDK +U	11	63.54㎡ ~73.89㎡	借上	3階までを借上げている
グランシャリオ洗足	原町2-5-2	9年7月	鉄筋7階	2LDK 3LDK	19	65.62㎡ ~70.25㎡	借上	
チェリーブロッサムコート目黒	原町2-17-7	9年7月	鉄筋3階	2LDK S 3LDK	10	60.99㎡ ~66.10㎡	借上	
プラト-青葉台	青葉台1-14-10	10年1月	鉄筋3階	2LDK 3LDK	12	55.30㎡ ~68.95㎡	借上	
グロリア学芸大	鷹番1-5-5	10年3月	鉄筋5階	3LDK	14	65.00㎡ ~65.93㎡	借上	
柿の木坂森戸マンション	柿の木坂1-32-15	12年1月	鉄筋5階	3LDK	14	60.91㎡ ~65.13㎡	借上	
メイプル中目黒	中目黒2-8-2	13年2月	鉄骨鉄筋	2LDK 3LDK	15	58.18㎡ ~69.63㎡	借上	

			10階 鉄筋 3階	2LDK 3LDK	11	65.02 m ²	借上	
五反山ヒルズ	東が丘 1 - 17 - 5	13年3月						
サント・コア目黒	目黒 1 - 24 - 5	14年3月	鉄筋 4階	3DK	21	65.13 m ² ~65.20 m ²	借上	
計 15 団地					208			

区有は区が所有する物件であり、借上とは所有者から区が借上げ転貸している物件である。

イ 応募要件及び所得基準

(ア) 応募要件

区内在住 1 年以上

18 歳未満の子がいること

住宅を必要としていること（自家所有者不可）

家族数に応じた所得基準内にあること

(イ) 所得基準

区民住宅を利用するための所得基準は以下のとおりである。

〔図表 6 - 6 所得基準一覧表（区民住宅）〕

世帯数	一般世帯
2 人	2,780,000 円 ~ 5,144,000 円
3 人	3,160,000 円 ~ 5,524,000 円
4 人	3,540,000 円 ~ 5,904,000 円
5 人	3,920,000 円 ~ 6,284,000 円
6 人	4,300,000 円 ~ 6,664,000 円

ウ 区民住宅の使用料について

区民住宅は、区が所有する住宅を賃貸しているものと、区が民間から借り上げ、借上賃料の一部を入居者負担とし、差額を国庫補助、都補助、区負担によってまかなうものがある。

区所有のものを賃貸する場合には、区が所有する財産をどのように活用するかという問題は残るにせよ、区の財政における歳出としての負担はない（仮に賃貸しなければ家賃収入としての歳入がないだけである）。しかし、民間から借り上げて、借上賃料よりも低額で賃貸している場合、区負担分は事実上の補助金であり、区の財政における歳出項目となる。また、賃貸の結果としての使用料は区有分、借上分を問わず区の歳入項目となるものであるから、本来回収すべき使用料を回収できなければ、その分、区の財政に悪影響を与える。

なお、区民住宅制度は、住宅政策の一環であるから、対象となる入居者は一

定程度の家賃を自己負担できるだけの収入のある者を前提としている。この点で、福祉制度の側面が強い区営住宅制度とは異なるものであり、入居した者が負担すべき義務について誠実に履行することを求める必要が強い制度である。以下は、平成17年度の区民住宅の使用料の歳入歳出関連資料である。

〔図表6-7 区民住宅使用料歳入歳出表〕

区民住宅使用料(17年度)
借上分(年額)

単位:円

住宅名	所有形態	住宅		総数 戸当り	歳出 オーナー賃料支出(年)	歳入			区負担
		戸数	平均月額家賃			入居者負担額(年額)	国庫補助(年額)	都補助(年額)	
A	借上	10	109,800～ 156,200	総数	21,057,600	12,824,000	3,724,000	1,862,000	2,647,600
				戸当り	2,105,760	1,282,400	372,400	186,200	264,760
B	借上	12	105,700～ 148,200	総数	27,129,600	16,844,800	5,418,000	2,709,000	2,157,800
				戸当り	2,260,800	1,403,733	451,500	225,750	179,817
C	借上	16	105,400～ 147,800	総数	39,862,800	20,236,000	8,819,000	4,409,500	6,398,300
				戸当り	2,491,425	1,264,750	551,188	275,594	399,894
D	借上	33	115,400～ 161,000	総数	73,986,000	49,295,720	9,683,000	4,841,500	10,165,780
				戸当り	2,242,000	1,493,810	293,424	146,712	308,054
E	借上	11	108,900～ 151,900	総数	27,132,000	14,720,720	5,029,000	2,514,500	4,867,780
				戸当り	2,466,545	1,338,247	457,182	228,591	442,525
F	借上	19	112,200～ 163,800	総数	38,919,000	26,767,930	5,063,000	2,531,500	4,556,570
				戸当り	2,048,368	1,408,838	266,474	133,237	239,819
G	借上	10	110,300～ 154,100	総数	18,597,600	14,178,000	1,898,000	949,000	1,572,600
				戸当り	1,859,760	1,417,800	189,800	94,900	157,260
H	借上	12	105,800～ 147,200	総数	27,300,000	15,821,130	3,919,000	1,959,500	5,600,370
				戸当り	2,275,000	1,318,428	326,583	163,292	466,698
I	借上	14	107,800～ 150,500	総数	31,190,400	21,289,200	3,352,000	1,676,000	4,873,200
				戸当り	2,227,885	1,520,657	239,429	119,714	348,086
J	借上	14	96,000～ 139,100	総数	30,343,200	18,105,200	4,226,000	2,113,000	5,899,000
				戸当り	2,167,371	1,293,229	301,857	150,929	421,357
K	借上	15	91,200～ 132,100	総数	31,863,600	15,780,000	6,242,000	3,121,000	6,720,600
				戸当り	2,124,240	1,052,000	416,133	208,067	448,040
L	借上	11	92,700～ 134,200	総数	24,710,400	14,044,200	3,797,000	1,898,500	4,970,700
				戸当り	2,246,400	1,276,745	345,182	172,591	451,882
M	借上	21	89,600～ 129,900	総数	47,491,200	23,612,400	8,948,000	4,474,000	10,456,800
				戸当り	4,317,381	1,124,400	426,095	213,048	497,943
合計	借上	198		総数	439,583,400	263,519,300	70,118,000	35,059,000	70,887,100
				戸当り	2,220,118	1,330,906	354,131	177,066	358,016

区有分(年額)

単位:円

住宅名	所有形態	住宅		総数 戸当り	歳出 オーナー賃料支出	歳入			区補助
		戸数	平均月額家賃			入居者負担額	国庫補助	都補助	
N	区有	6	100,700～ 146,100	総数	0	8,177,800	919,000	459,500	0
				戸当り	0	1,362,967	153,167	76,583	0
O	区有	4	109,100～ 158,200	総数	0	5,852,400	1,290,000	645,000	0
				戸当り	0	1,463,100	322,500	161,250	0
合計	区有	10		総数	0	14,030,200	2,209,000	1,104,500	0
				戸当り	0	1,403,020	220,900	110,450	0

上記資料から、区が所有しているもの(区有分)2団地については、区民住宅として賃貸することにより、年間約1734万円の歳入があるといえる。他方で、借上分の13団地については、区は年間約7088万円を負担しており、これは区の財政の歳出項目となる。

第3 管理回収の状況

1 区営住宅

以下では、区営住宅の使用料債権、共益費債権の回収の状況と滞納債権の内容を示す。(なお、収入率は収入済額の調定額に対する割合である。)

(1) 区営住宅使用料

〔図表6 - 8 区営住宅使用料推移表〕

(単位：円)

年度	17年度	16年度	15年度
調定額	98,212,166	101,029,656	106,041,748
収入済額	92,027,466	95,446,756	100,079,048
収入未済額	6,184,700	5,582,900	5,962,700
収入率	93.7%	94.47%	94.37%

(2) 区営住宅共益費

〔図表6 - 9 区営住宅共益費推移表〕

(単位：円)

年度	17年度	16年度	15年度
調定額	575,500	624,450	791,190
収入済額	555,000	610,950	748,210
収入未済額	20,500	13,500	42,980
収入率	96.44%	97.84%	94.57%

(3) 滞納債権の内訳

区営住宅の平成18年3月31日時点における滞納状況の概要は次のとおりである。

〔図表 6 - 1 0 区営住宅滞納状況一覧表〕

	住宅名	氏名	残高(単位:円)	滞納月数	状況
1	A	あ	223,500	3	収入超過者 分割支払中
2	B	い	1,933,600	36	明渡請求対象者 平成18年7月10日付で使用許可取消予定 滞納金額の1/3を支払ったため同日付で 和解成立 以降は分割納付中
3	C	う	168,400	4	誓約書による分割納付中
4	D	え	267,400	7	誓約書による分割納付中
5	E	お	255,500	10	誓約書による分割納付中
6	F	か	318,000	4	収入超過者 誓約書による分割納付中
7	G	き	1,066,500	26	誓約書による分割納付中
8	H	く	135,600	4	使用者の子と交渉中
9	I	け	192,300	10	生活保護対象者 誓約書による分割納付中
10	J	こ	230,100	13	使用者本人は行方不明 使用者の実母と明渡の交渉中
11	K	さ	328,400	12	誓約書による分割納付中
12	L	し	326,000	19	生活保護対象者。 誓約書による分割納付中
13	M	す	705,500	39	生活保護対象者。 使用者本人は行方不明。 同居人とは交渉不可。
14	N	せ	54,600	3	誓約書による分割納付中
15	O	そ	364,000	11	誓約書による分割納付中
16	P	た	112,500	3	誓約書による分割納付中
17	Q	ち	56,100	3	減免者

上記残高は、平成18年3月31日現在のものではあるが、管理上の数値であるため区の決算上の金額とは一致しない。これは区の決算上、平成18年5月31日までに納められたものについては、平成18年3月31日の数値に反映させる取扱となっているためである。

なお、区営住宅の対象者の多くは住宅困窮者であり、この滞納債権の発生の抑制・回収の徹底は、真に救済の必要のある住宅困窮者に対し住宅の供給を中止し、最低限の使用料の支払が困難な生活困窮者から住宅を取り上げることに
なりかねず、安易にかかる施策をすすめることには疑問がある。

もっとも、現状のように回収できないことが明らかな債権を、債権として計上し続けることは適切ではない。なぜなら、建前を重視して回収困難な債権を計上し続けながら実質的な妥当性を考慮して債権を実行しないというのでは、問題の所在を明らかにしないまま解決を先延ばしにするものといわざるをえないからである。回収不能であれば不納欠損処理するとともに、対象者が生活困窮者であって債権の取立てや区営住宅からの退去要求が適切でないのであれば、生活困窮者に対する生活保護的な政策として正面から減免等の要否を検討すべ

きである。

また、不納欠損処理により発生した損失については、区営住宅制度の理念や生活保護制度との連携などを検討し、政策目的を明らかにした上でその達成に必要な費用として妥当なものといえるか否かを再検討すべきである。

2 区民住宅

以下では、区民住宅の債権についての状況を示す（使用料等損害金は、使用料・共益費の不払いを理由に使用許可を取り消した後、退去しない者に対し発生する使用料・共益費相当の損害金、法的措置のための費用等である。住宅返還時負担金は区民住宅退去時における使用者の住宅修繕費用本人負担分である。）。

（１）区民住宅使用料

〔図表 6 - 1 1 区民住宅使用料推移表〕

（単位：円）

年度	17年度	16年度	15年度
調定額	307,621,500	301,424,649	299,097,418
収入済額	278,174,005	272,352,649	261,136,569
収入未済額	29,447,495	29,072,000	37,960,849
収入率	90.42%	90.35%	87.30%

（２）区民住宅共益費

〔図表 6 - 1 2 区民住宅共益費推移表〕

（単位：円）

年度	17年度	16年度	15年度
調定額	14,688,510	9,900,610	13,701,370
収入済額	13,316,475	8,353,110	11,767,770
収入未済額	1,372,035	1,547,500	1,933,600
収入率	90.66%	84.37%	85.89%

(3) 区民住宅使用料、共益費相当損害金

〔 図表 6 - 1 3 区民住宅使用料、共益費相当損害金推移表 〕

(単位 : 円)

年度	17 年度	16 年度	15 年度
調定額	260,000	2,660,970	3,002,794
収入済額	0	2,400,970	601,824
収入未済額	260,000	260,000	2,400,970
収入率	0%	90.23%	20.04%

(4) 区民住宅返還時負担金

〔 図表 6 - 1 4 区民住宅返還時負担金推移表 〕

(単位 : 円)

年度	17 年度	16 年度	15 年度
調定額	3,469,375	3,243,870	2,717,405
収入済額	1,458,485	954,100	1,745,735
収入未済額	2,010,890	2,289,770	971,670
収入率	42.03%	29.41%	64.24%

(5) 滞納債権の内訳

滞納債権の個別的な内訳の概要は下記表のとおりである。

〔 図表 6 - 1 5 区民住宅滞納状況一覧表 〕

【居住中】					平成18年3月末現在
NO	住宅名	氏名	残高(単位:円)	滞納月数	状況
1	A	イ	332,700	3	誓約書による分割納付も遅延
2	B	ロ	897,220	5	誓約書による分割納付
3	C	ハ	2,454,200	23	誓約書による分割納付(その後、滞納月数21ヶ月へ)
4	D	ニ	2,151,470	19	平成18年7月滞納金解消により和解。滞納額なし
5	E	ホ	713,700	7	返済計画書の提出、呼び出し
6	F	ヘ	1,142,340	10	平成18年11月10日退去(H18・6・30住宅使用取消)
7	G	ト	324,300	3	電話等による指導
8	H	チ	360,600	4	納付誓約書による分割納付

【退去済】					
NO	住宅名	氏名	滞納残高	滞納月数	状況
1	I	リ	3,317,400	20	行方不明(住民票職権削除)
2	J	ヌ	4,894,230	41	訴訟済(行方不明、住民票職権削除)
3	K	ル	3,245,230	34	電話・訪問・手紙等行うが進展せず
4	L	ヲ	5,167,820	36	電話・訪問・手紙等行うが進展せず
5	M	ワ	651,550	6	滞納額減少(残479,020円)
6	N	カ	1,985,540	14	自己破産申請中
7	O	ヨ	2,673,435	30	誓約書による分割納付中(残2,633,220円)

なお、上記表は3カ月以上の滞納者を抽出したものであり管理用の数値であるため、決算上の数値（平成18年3月31日までの決算の場合は平成18年5月31日までに納付された結果を反映させる処理が行われる）と異なっている。

上記資料から滞納月数、滞納残高は、滞納債権のおおよその実体を把握することができるが、退去済みの者は金額が多額であり、かつ滞納月数が1年を超えるものが相当数あることが明らかである。

区民住宅における使用料等不払の入居者には所得変化など同情すべき点はあるとしても、安易に減免措置を講じるべきではない。区民住宅制度は、住宅困窮者に対する福祉的支援ではなく、中堅ファミリー世帯の目黒区への定住などを目的とする住宅政策の一環として実施されているからである。

すなわち、国、都、区の補助を受けて、本来的な契約家賃よりも低額な負担で使用できている以上、その使用料まで減免する措置を安易に講じることは、区民住宅の利用を希望しながら利用できない他の住民との関係で公平性を欠くことになる。もし、補助金や区民が納めた税金を、一部の住民の住宅使用料軽減のために投下しながら、予め定めたルールが厳格に守られないのであれば、区民住宅制度それ自体の妥当性すら検討されなければならない。

かかる観点から、区民住宅における滞納債権の回収は徹底されなければならないが、所得水準が低下し、しかも退去してしまった者から、数ヶ月間の使用料等相当額を回収することは極めて困難である。したがって、現状の滞納債権の多くについては、回収可能性の判断を行った上で、不納欠損処理を講じざるを得ない。

その上で、多額の損失発生に対する反省に基づき、今後の滞納債権の発生を抑制し、回収を徹底する制度を検討すべきである。

第4 管理体制及び手続

1 管理体制

〔図表6 - 16 住宅課組織図一覧表〕

住宅課（課長1名）

住宅計画係（係長1名、一般職員3名、非常勤職員3名）

- 1 課の庶務に関する事。
- 2 住宅政策の企画及び調整に関する事。
- 3 住宅政策審議会に関する事。
- 4 住宅の供給計画に関する事。
- 5 区営住宅に関する事。
- 6 区民住宅に関する事。
- 7 高齢者福祉住宅の整備に関する事。
- 8 従前居住者用住宅に関する事。
- 9 都営住宅及び都民住宅の入居者の公募受付に関する事。

住宅調整係（係長1名）

上目黒一丁目市街地再開発に関する事。

居住支援係（係長1名、一般職員3名、非常勤2名）

- 1 居住の支援に関する事。
- 2 家賃助成に関する事。
- 3 住宅資金の融資に関する事。
- 4 住宅増改修相談に関する事。

区営住宅・区民住宅の管理をするための人員は、住宅計画係である。

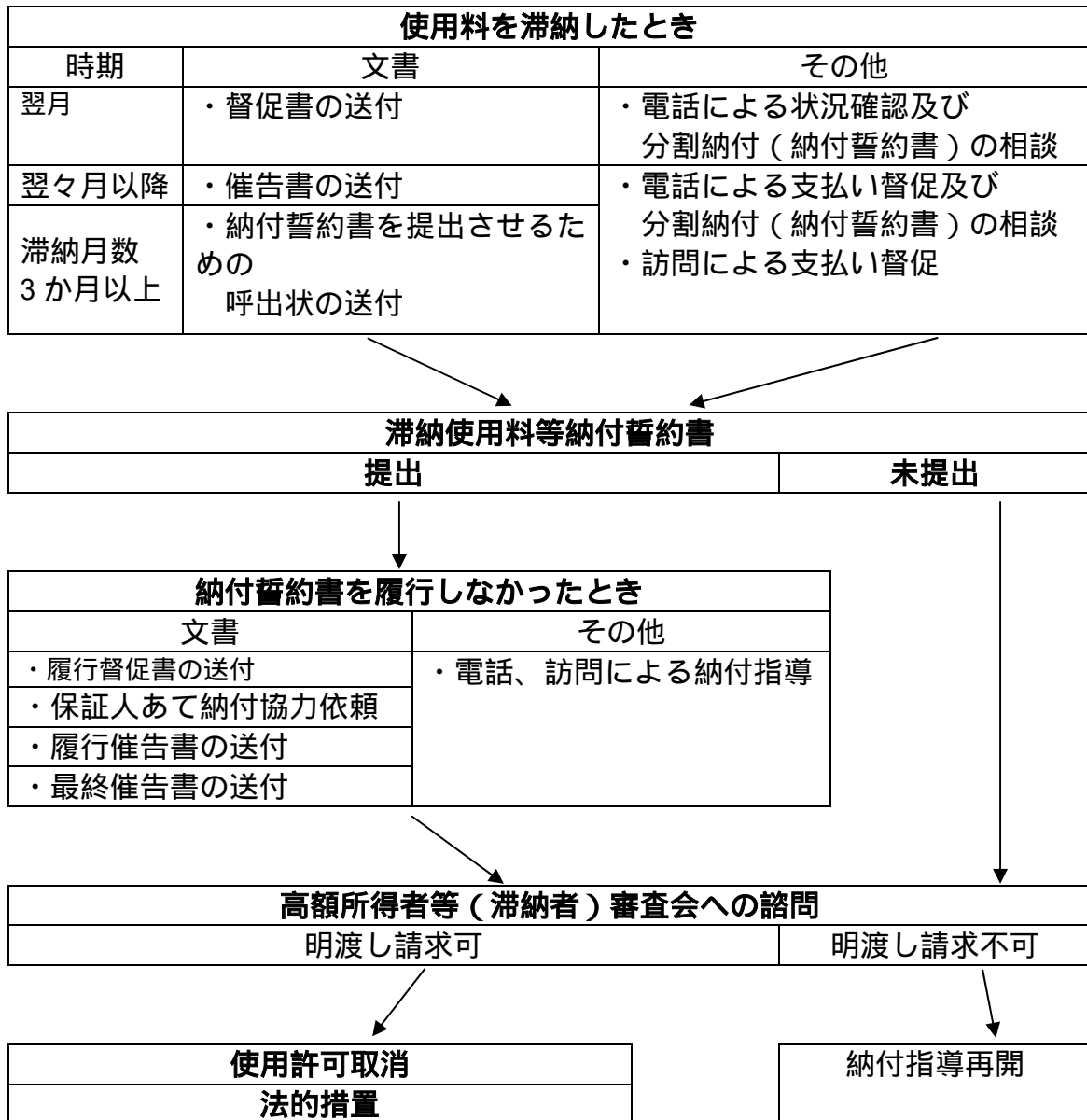
2 住宅使用料滞納整理事務のフローチャート

住宅使用料の滞納に対する整理事務の手続を図示すると、以下のとおりである。

基本的には、区営住宅・区民住宅ともに同様の手続の下で実施されているが、区営住宅は住宅困窮者を対象とするため、運用上はやや緩やかであるとのことである。

なお、高額所得者等審査会とは、目黒区区営住宅、目黒区立区民住宅その他明渡請求に関し必要な事項を審議させるために設置される審査会であって、区長の諮問に応じ、明渡請求の可否等について審議し、答申するものである。あくまで諮問機関であるため、最終的な決定がなされるわけではない。

〔図表 6 - 1 7 滞納整理事務フローチャート〕



目黒区の区営住宅・区民住宅の使用料の滞納整理事務については、目黒区区営住宅・区民住宅・従前居住者用住宅・三田地区整備事業住宅使用料等滞納整理要項（平成18年4月1日付け目都住第56号決定、以下「滞納整理要項」という）の規定に従い実施されている。滞納整理要項は、使用料の滞納整理事務を適切に処理するために必要な事項を定めたものであり、滞納者対策はこの滞納整理要項に基づき、指定管理者と目黒区住宅課で分担して実施しているとのことである。

具体的には、1カ月～3カ月間の使用料等の滞納者で、比較的対応が容易なケースについては指定管理者が行い、対応が難しいケースについて住宅課が対応している。この滞納者対応は、ある程度ルーチン化した業務となっているが、長期化、悪質化したケース、生活相談も伴うものなどは業務の定量化は難しく、また、想定外の事務負担となる。この対応が一番時間と労力を要するにもかかわらず、成果は見えにくい。

たとえば「連絡を取り、滞納を解消するための相談の日時を決める」だけの作業に、平均でもおおよそ7～10回の電話等の対応を要している。その作業の流れの例を挙げれば以下のとおりである。

業務時間内に電話をする。

留守である。

留守電話を入れる。

早朝や夜間など在宅していそうな時間に電話する。

留守である。

留守番電話を入れる。

連絡を待つ。連絡が来ない。

手紙 FAX を出す。

連絡を待つ。連絡なし。

訪問して、連絡票をおいてくる。

やっと、連絡取れ約束を取り付ける。

しかし、約束は果たされない。

また、連絡を取る。

このような作業が、通常業務の合間に繰り返される。必要な業務ではあるが、非常に効率の悪い業務となっているとのことである。なお、過去1年間の住宅課における業務実績は下記のとおりとの報告を受けた。

〔図表 6 - 1 8 住宅課業務実績〕

業務	業務内容	区営住宅	区民住宅
滞納予防対策	納付協力の呼びかけ、滞納者への対応のチラシの配布	全世帯	全世帯
3 ヶ月未満の滞納者対策	納付督促・相談	2 件	2 件
3 か月以上滞納者対策	納付督促・相談、分割納付誓約書の徴取、分割納付管理	6 件	3 件
対応困難滞納者対策	訪問、納付相談。保証人連絡・相談、	5 件	4 件
高額審査会	明け渡し請求対象者	2 件	3 件
使用取消し	使用取り消し手続	なし	2 件
滞納解消和解	家族・保証人へ働きかけ	1 件	1 件
自主退去の督促		なし	1 件 (取消から退去まで5ヶ月)
退去者の滞納金督促		なし	7 件

実際の滞納者の対応状況からすれば、住宅課が滞納管理を行うことについては、相当の負担がある。しかも滞納管理については、住宅課で対応する必然性は必ずしも高くはない。なぜなら、実際に滞納している使用者のうち、生活の困窮等で支払えない者については住宅課が督促を行っても支払を受けることは難しく、さらに収入がありながら払わない悪質な者については督促よりも退去させるための手続が相当といえるからである。

そこで、督促については外部の住宅管理会社に委ねるなど、業務委託による対処が検討されるべきである。その上で、前述したような区営住宅と区民住宅の性質の違いに鑑みて、例えば区営住宅のうち、実際に退去を求めることが相当かどうかの判断を慎重に行うべきケースについては、使用許可取消の審査の段階で具体的事案に応じた対応を行い、他方で区民住宅の滞納者については一

定の期間経過に伴い肅々と退去勧告を行い、退去に応じない者については法的措置を講じることが妥当である。

3 法的措置の状況について

現在に至るまで法的措置をとった事例は下記の2件である。

(1) 給与の差押えを実施し、全額回収した事例

ア 債権発生の概要（債権合計：7,378,324円）

（ア）使用料・共益費

滞納期間：平成10年3月～平成13年6月（40カ月分）

滞納額：4,790,330円（保証金充当後4,375,530円）

（イ）損害金（住宅の不法占有期間分）

占有期間：平成13年6月～平成14年5月（12カ月分）

損害金額：2,395,230円

執行費用：5,740円

（ウ）強制執行費用

執行費用：601,824円

イ 事案の概要

平成13年8月14日訴え提起

平成13年10月15日判決（目黒区勝訴）

平成14年5月16日強制執行（明渡）

平成14年12月から平成17年2月まで債務者の給与を差押
上記債権を全額回収済み

(2) 今後、給与差押え手続を実行予定の事例

ア 債権発生の概要（債権合計：7,239,650円）

（ア）使用料・共益費

滞納期間：平成12年9月～平成16年3月（41カ月分）

滞納額：4,894,230円

（イ）損害金

占有期間：平成16年4月1日～平成17年2月7日まで

損害金額：1,961,730円

（ウ）強制執行費用

執行費用：383,690円

イ 事案の概要

平成16年10月26日訴え提起

平成16年12月14日判決（目黒区勝訴）

平成 17 年 2 月 7 日強制執行（明渡）
今後、給与差押えの手続を行う予定

（ 3 ）事案の評価

上記（ 1 ）の事案では、滞納債権の全額の回収に成功しており、法的措置が効を奏した事例といえるが、滞納家賃と不法占拠による損害金の合計は実に合計 52 カ月分にも及んでおり、本来であればこれほど多額になる前に断固たる姿勢で臨むべきであった。

法的手続のための所要期間は数ヶ月であり、家賃の滞納や不法占拠は明白であることからすれば、本来は、数ヶ月の滞納があった時点で訴えを提起して明け渡しを求めることが妥当である。

区民住宅の場合には、滞納者の退去後は、その後に入居した者による家賃収益が見込まれるのであり、しかも、区民住宅の供給という政策目的も達成できる。今後、すみやかに法的措置をとり、滞納債権額をできるだけ小さくする工夫が求められる。

4 滞納債権の発生抑制と回収徹底のための施策について

（ 1 ）滞納債権の発生を抑制する制度の検討

長期滞納債権が生じる原因のひとつは、任意に支払をしない使用者に対する督促業務を住宅課の限られた人員で行い、しかも督促業務を十分に行った上で法的措置をとろうとすることにある。そこで、督促業務を管理会社に委託し、その督促結果を報告させ、例えば 3 カ月の滞納があれば使用許可取消審査の手続を行うべきである。

そして、区営住宅の場合には、実際に 3 カ月の滞納がある未納者の報告がなされた時点で、退去を求めるか否かについての判断を行い、退去を求めないのであればその根拠を明らかにすべきである。もちろん、実質的な妥当性を考慮すると、生活困窮者に対する使用取消が相当でない事例も想定される。そこで、かかる場合に妥当な対応ができる根拠を検討し、法的な根拠がない場合には条例等による手当を行うことが望ましい。

他方で、区民住宅の場合には、一定の滞納が明らかになった時点で、すみやかな退去を求め、退去に応じない場合には原則として法的措置をとるべきである。訴えの提起は専門的知識を要するが、家賃不払の状況の立証や不法占拠の立証は容易であり、定型的な処理が可能である。したがって、粛々と明渡請求を行い、使用料等その他損害金の支払を求める措置をとるべきである。

以上のように、管理回収作業のうち政策的判断の余地の乏しい業務を民間に委託するとともに、政策的判断が必要な業務や外部委託が難しい業務を適時か

つ適切に行うための体制の構築が望ましい。

また、現状においては、使用許可取消の審査後、議会の承認を得ないと法的措置がとれないが、議会の承認を得るためには、数ヶ月前に承認を得るための資料を作成しなければならず、その資料の作成時間等もあわせると、半年近いあるいは半年以上、手続に時間を要しているとのことである。しかし、住宅使用料債権は、月々発生するものであり、時間が経過すればするほど回収困難な債権が増加することになる。したがって、定型的な使用料不払事例について議会の承認を得るためだけにさらに数ヶ月、場合によっては1年近くも滞納使用料を積み上げることは相当ではない。使用料滞納の場合、1ヶ月手続が遅れば1ヶ月分の回収困難な債権が発生することを念頭に置いた上で、迅速な法的措置をとるための条例による区長への訴訟提起権限の委任等、制度的手当が必要である。

以上のように例えば3ヵ月分の滞納者に対しては、すみやかに使用許可取消の審査を行い、使用取消が出れば明渡請求等を行い、少なくとも最終的な滞納使用料等その他損害金の額が半年分を超えることのないような管理・回収のための体制の構築が望ましい。

(2) 滞納債権の回収を徹底する制度の検討

滞納債権の回収は非常に難しい。なぜなら、使用料の滞納を開始した時点で回収の対象となるような多額の財産がないケースが多いからである。しかも、使用許可取消を受けた滞納者は、目黒区外に転出するケースもあり、転々居先まで住所等を把握し続けて債権を回収することが困難であることは明らかである。この点、区では、債権の回収不能に備えて、保証金を納付させているが、保証金は多額ではなく債権のごく一部の担保になるにすぎない。

そこで、上記(1)の方法により滞納債権の発生を抑制するとともに、それでもなお発生する滞納債権の回収を担保するために、例えば、民間の保証機関と契約して、回収不能額を保証させる施策も考えられる。

かかる施策においては、保証料等の追加費用が発生するため慎重な検討が必要であるが、費用対効果を考慮の上、使用料の不払による回収困難な債権を適切に処理することを検討すべきである。

第7章 奨学資金貸付金

第1 指摘事項

1 電算システムの一層の活用を

【前提事情】

債務者の住所、弁済期、滞納額・滞納期間等の債権管理に必要な基本データは電算システムによって管理されており、その管理状況は良好である。また、電算システムから督促状をプリントアウトするなど、債権管理に関する当該システムの活用状況は、ある程度は行なわれているといえることができる。

しかしながら、滞納債務者との交渉状況の記録などの管理データは紙ベースで作成されており、滞納整理については、必ずしも電算システムの活用が行われていない面がある。

【指摘事項】

滞納債権の管理データを電子データ化し、電算システムのデータとリンクさせるなどの方法により、電算システムの一層の活用を検討すべきである。

2 実質回収不能債権の不納欠損処理を

【前提事情】

奨学資金貸付金については、債務者と十分に連絡が取れないまま最終納付から20年以上経過しているなど事実上回収不能の疑いの濃い債権がある。

これらの実質回収不能債権は、現在、資産計上されているが、法律上債権を消滅させる手立てを講じた上で、不納欠損処理を行なうことが適当である。

【指摘事項】

免除・消滅時効を適宜活用することにより、上記債権の不納欠損処理を行なうとともに、これらの方法のみでは十分に対応できないと判断される場合は、実質回収不能債権について、債権放棄を可能とする条例を制定すべきか否か検討すべきである。

第2 概要

目黒区の奨学資金制度は、学業に意欲のある生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な奨学資金を貸与するものである。対象者は、高校または高等専門学校に入学する者（入学資金の貸付）と高校または高等専門学校に在学中の者（奨学資金の貸付）である。

奨学金の貸し付けは次のように行なわれる。

〔図表 7 - 1 奨学金貸付の手順〕

募集	12月中旬から1月上旬
申込	所属学校長の推薦が必要
審査	学資状態・学業・人物評価・健康状態
採用決定	通知（本人・学校） 2月上旬
入学届	
入学資金申し込み	
入学資金貸し付け	
奨学資金申し込み	（口座振込依頼） 3月下旬
本人説明会（誓約書）	・3月下旬 ・奨学生採用通知書交付（奨学生番号決定）
奨学資金貸し付け	・貸付は3ヶ月毎に口座振込 ・貸付中の区外転居・退学等の場合はその時点で貸付終了。

第3 管理回収の状況

1 貸付の実績

平成13年度から17年度までの奨学資金貸付金の件数及び金額は次のとおりである。

〔図表 7 - 2 貸付件数の推移〕

（人）

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
奨学生	応募数	58	68	49	62	45
	不採用数	1	0	2	5	2
	辞退数	3	1	2	5	3

	採用数	54	67	45	52	40
--	-----	----	----	----	----	----

〔図表 7 - 3 貸付金額の推移〕 (円)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
貸付金	平成 11 年度生	13,975,280	240,000			
	平成 12 年度生	14,232,000	12,542,000	156,000		
	平成 13 年度生	13,627,200	13,148,200	11,493,000	555,000	360,000
	平成 14 年度生	6,959,000	16,368,000	16,152,000	14,196,000	312,000
	平成 15 年度生		5,130,000	11,604,000	11,898,000	10,494,000
	平成 16 年度生			5,330,000	13,416,000	12,345,000
	平成 17 年度生				4,400,000	10,278,000
	平成 18 年度生					5,200,000
	年度計	47,884,480	47,428,200	44,735,000	44,465,000	38,989,000

2 返還状況

(1) 返還額の推移

平成 13 年度から 17 年度までの返還額、収納率等は次のとおりである。

〔図表 7 - 4 返還額、収納率等の推移〕 (円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額 (A)	35,532,000	36,360,000	37,507,000	33,142,000	34,668,000
調定額 (B)	93,329,640	98,000,290	103,705,390	102,624,980	112,085,490
B の前年増減額	6,470,140	4,670,650	5,705,100	- 1,080,410	9,460,510
収入済額 (C)	30,565,820	29,682,470	33,726,180	27,564,860	34,929,570
C の前年増減額	1,794,440	- 883,350	4,043,710	- 6,161,320	7,364,710
収納率	32.8%	30.3%	32.5%	26.9%	31.2%
収納率前年増減	- 0.4%	- 2.5%	2.2%	- 5.7%	4.3%
不納欠損額	0	0	0	0	1,041,000
収入未済額	62,763,820	68,317,820	69,979,210	75,060,120	76,114,920
収入率 (C / A)	86.0%	81.6%	89.9%	83.2%	100.8%

(2) 平成17年度返還額の内訳

平成17年度分の返還額を通常の回収された分と滞納に関わる分とに区分して示すと次のとおりである。

〔図表7-5 平成17年度返還額の内訳〕 (円)

	現年度	滞納繰越	全体
予算額(A)	24,422,776	10,246,173	34,668,949
調定額(B)	37,025,370	75,060,120	112,085,490
収入額(C)	29,449,170	5,480,400	34,929,570
収入未済額(B-C)	7,555,200	68,559,720	76,114,920
収納率(C/B)	79.5%	7.3%	31.2%
不納欠損額	21,000	1,020,000	1,041,000
収入率(C/A)	120.6%	53.5%	100.8%

3 年度別未納繰越状況

平成15年度から17年度までの年度別に、滞納者の人数、年齢(奨学金支給開始時期を示す)を分析すると次のとおりである。

〔図表7-6 滞納者数、貸付年による分類〕 (円)

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	未納繰越額	人数	未納繰越額	人数	未納繰越額	人数
昭和42年度生	71,000	1	71,000	1	71,000	1
昭和43年度生	67,000	1	62,000	1	0	0
昭和45年度生	79,000	2	79,000	2	79,000	2
昭和49年度生	203,500	3	190,000	2	190,000	2
昭和50年度生	615,000	4	615,000	4	615,000	4
昭和51年度生	661,920	4	661,920	4	661,920	4
昭和52年度生	760,500	4	624,000	4	591,000	4
昭和53年度生	2,653,500	8	2,583,500	8	2,528,500	8
昭和54年度生	2,364,000	9	2,374,000	9	1,869,000	7
昭和55年度生	2,524,000	11	2,435,000	10	1,457,000	8
昭和56年度生	5,582,200	22	5,509,400	20	4,975,200	19
昭和57年度生	5,862,100	22	5,863,400	19	5,863,900	18
昭和58年度生	4,685,000	15	4,399,000	13	4,616,000	13
昭和59年度生	5,219,000	23	5,304,500	22	5,359,500	23
昭和60年度生	4,975,500	20	5,214,000	19	5,237,000	18
昭和61年度生	3,142,500	15	3,059,000	13	2,995,500	15

昭和62年度生	5,486,200	23	6,469,600	24	6,708,000	20
昭和63年度生	3,745,000	18	4,558,000	18	4,785,000	18
平成元年度生	3,572,490	13	3,799,500	11	3,608,500	11
平成2年度生	5,801,000	24	6,793,400	25	6,811,500	25
平成3年度生	959,500	4	1,190,500	5	1,306,500	5
平成4年度生	2,831,800	14	2,955,000	11	3,140,000	12
平成5年度生	2,102,500	10	2,528,400	13	2,951,700	13
平成6年度生	1,565,000	11	1,989,000	12	2,354,000	11
平成7年度生	1,006,000	10	1,369,000	9	1,230,000	6
平成8年度生	1,412,000	14	1,628,000	13	2,025,000	13
平成9年度生	987,000	14	1,465,000	17	1,767,000	17
平成10年度生	877,000	8	1,126,000	7	1,749,000	10
平成11年度生	168,000	5	75,000	4	258,000	9
平成12年度生			69,000	3	141,200	5
平成13年度生				0	170,000	5
平成14年度生				0		0
未済繰越計	69,979,210	332	75,060,120	323	76,114,920	326

4 17年度の債務者の状況一覧

平成17年度の債務者の状況は次のとおりである。

〔図表7-7 17年度の債務者の状況一覧〕

(人)

	貸付中	準備期間待機中	返 還 者								横 計	
			猶予者	計画どおりの返還者	完済者	滞 納 者 (2ヶ月以上未払者)						
						(対年度生比)	分納者	調査中	保留者	その他※1		不納欠損
昭和42年度生	0	0	0	0	0	1 (100%)	0	0	0	1	0	1
昭和45年度生	0	0	0	0	0	2 (100%)	0	0	0	2	0	2
昭和49年度生	0	0	0	0	0	2 (100%)	0	0	0	2	0	2
昭和50年度生	0	0	0	0	0	4 (100%)	0	1	0	3	0	4
昭和51年度生	0	0	0	0	0	4 (100%)	0	1	3	0	0	4
昭和52年度生	0	0	0	0	0	4 (100%)	0	1	0	3	0	4
昭和53年度生	0	0	0	0	1	7 (88%)	0	0	0	7	0	8
昭和54年度生	0	0	0	2	0	7 (78%)	1	0	1	5	0	9
昭和55年度生	0	0	0	1	0	8 (89%)	2	0	1	5	0	9
昭和56年度生	0	0	0	0	1	19 (95%)	3	0	0	16	0	20
昭和57年度生	0	0	0	4	0	17 (81%)	2	1	0	13	1	21

昭和58年度生	0	0	0	7	6	13 (50 %)	2	0	1	10	0	26
昭和59年度生	0	0	0	24	5	21 (42 %)	4	1	1	15	0	50
昭和60年度生	0	0	0	27	0	18 (40 %)	2	0	1	15	0	45
昭和61年度生	0	0	0	23	2	14 (36 %)	1	0	0	13	0	39
昭和62年度生	0	0	0	18	1	19 (50 %)	3	0	0	16	0	38
昭和63年度生	0	0	0	27	2	18 (38 %)	2	1	0	15	0	47
平成元年度生	0	0	0	17	0	12 (41 %)	3	0	0	9	0	29
平成2年度生	0	0	0	20	0	24 (55 %)	3	2	0	19	0	44
平成3年度生	0	0	0	17	0	6 (26 %)	0	0	0	6	0	23
平成4年度生	0	0	1	20	0	14 (40 %)	2	2	0	10	0	35
平成5年度生	0	0	0	22	2	16 (40 %)	2	0	0	14	0	40
平成6年度生	0	0	0	18	0	12 (40 %)	3	0	0	9	0	30
平成7年度生	0	0	0	14	0	6 (30 %)	0	0	0	6	0	20
平成8年度生	0	0	0	18	0	16 (47 %)	0	0	0	16	0	34
平成9年度生	0	0	1	20	0	19 (48 %)	2	3	0	14	0	40
平成10年度生	0	0	2	20	0	10 (31 %)	3	0	0	7	0	32
平成11年度生	0	0	4	42	1	11 (19 %)	0	0	0	11	0	58
平成12年度生	0	0	12	19	1	12 (27 %)	0	0	0	12	0	44
平成13年度生	0	1	17	19	3	9 (18 %)	0	0	0	9	0	49
平成14年度生	1	1	22	23	1	5 (9.4 %)	0	0	0	5	0	53
平成15年度生	0	20	15	4	1	0 (0 %)	0	0	0	0	0	40
平成16年度生	47	4	3	2	0	0 (0 %)	0	0	0	0	0	56
平成17年度生	39	3	0	0	0	0 (0 %)	0	0	0	0	0	42
平成18年度生	44	0	0	0	0	0 (0 %)	0	0	0	0	0	44
縦 計	131	29	77	428	27	350 (34 %)	40	13	8	288	1	1,042

- 1 住所は分かっており納付書の送付は行っているが、電話連絡等がとれない者、連絡がとれるが納入のない者、職権消除や死亡等により連絡が取れない者、住所のわからない者、など。所管係では内訳人数は整理していない。

第4 管理回収の体制及び手続

1 管理回収の体制

(1) 組織

総務課総務係が所管部署である

総務部 総務課 (33 名) 総務係 (16 名)

|

奨学資金担当 (兼務 1 名 専務非常勤 1 名)

(2) 研修等

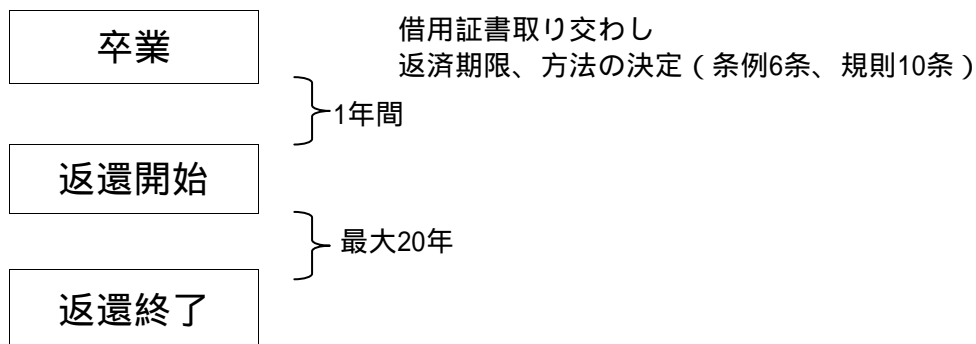
債権管理のための研修はとくに行なわれていない。

2 徴収管理の手続

(1) 徴収手続

貸付金の徴収は次のように行なわれる。

〔図表 7 - 8 貸付金徴収の手順〕

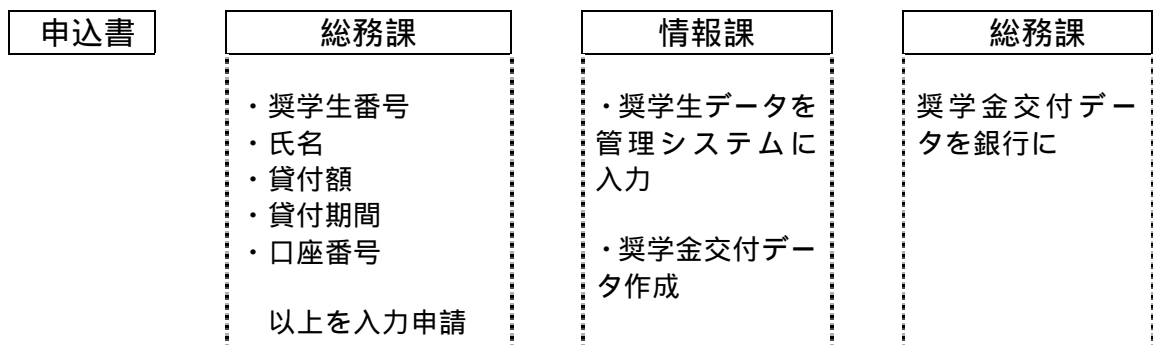


(2) 債権データの処理

ア 貸付

申込から貸付までの債権データは次のように処理される。

〔図表 7 - 9 貸付データの処理手順〕

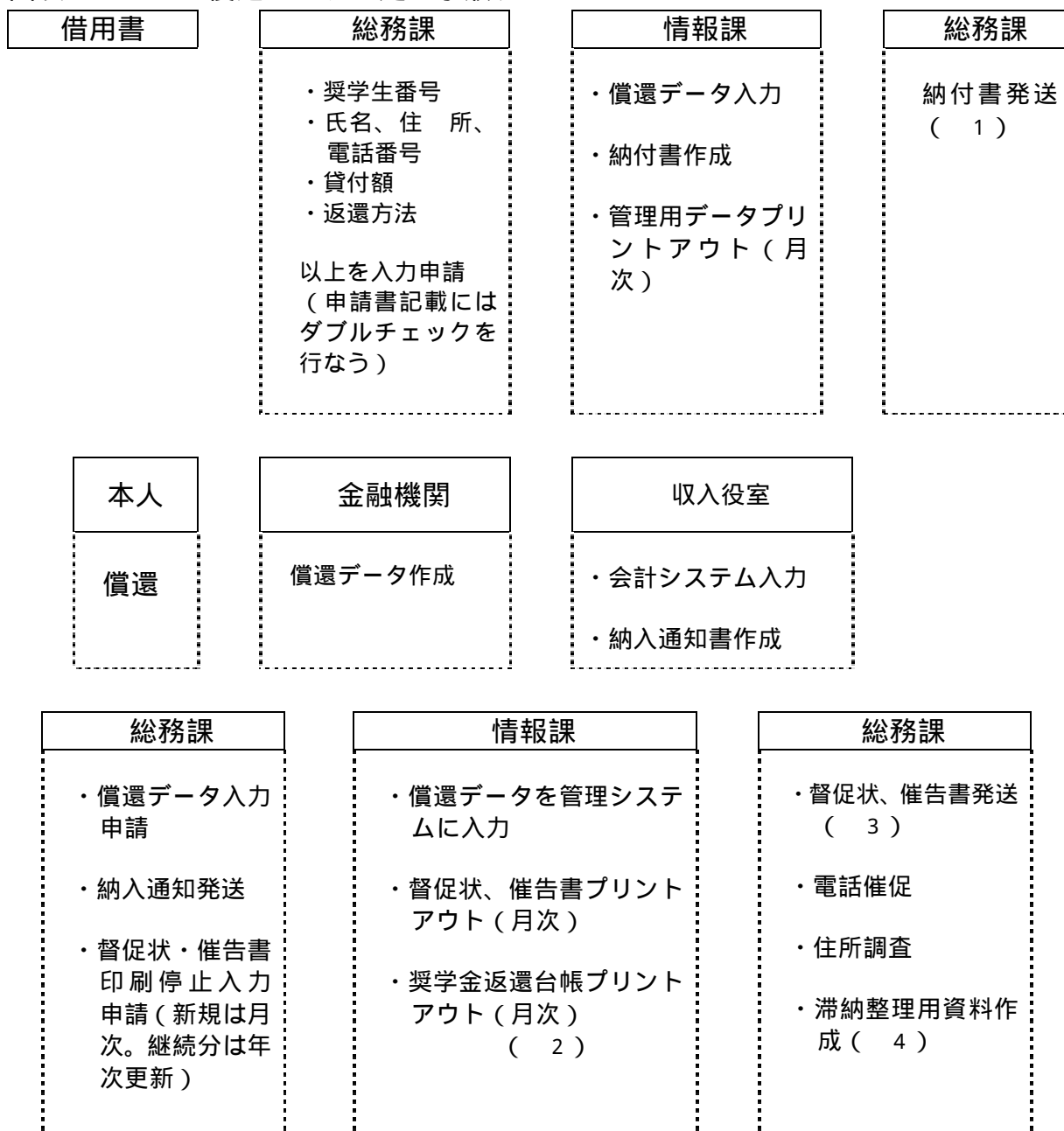


奨学生データの変更は3ヶ月に一度、同様の手順で行なわれる

イ 償還

償還に関するデータ処理は次のように行なわれる。

〔図表 7 - 1 0 償還データの処理手順〕



- 1 電算上のデータと納付書の送付先または金額が異なるものについては、所管係において別途、宛先差し替えリスト、分納取扱者取扱一覧表などのリストをもとに、納付書を作成して送付している。
- 2 奨学生ごとに貸付額、調定額、滞納額、支払日、連絡先等のデータが記載されている。
- 3 印刷停止理由は電算データには記録されていないため、停止リストの内容は所管係で確認する。
- 4 所管係において滞納整理用に作成される資料は、奨学生台帳及び滞納整理台帳である。
奨学生台帳は、奨学生ごとに、住所、保護者名、返還期日等を手書きで記載した一枚紙であり、奨学生年度ごとにひとまとめにして、手書きの氏名一覧(完済か償還中かが記載されている)はさんで保管

している（完済者分は別ファイルで保管）。

一方、滞納整理台帳は、奨学生ごとに督促状の発行年月日や経過などを手書きで記載した一枚紙であり、奨学生台帳とまとめて保管されている。

本来は、滞納整理台帳が債務者との交渉の経緯や所見などを記載すべき資料とされているが、滞納整理台帳の作成自体行なわずに、奨学生台帳への記録で代用しているものがかなりある。

3 滞納整理

(1) 滞納整理の基準

滞納整理の基準として平成 11 年に滞納整理事務要領が作成されており、同要領では図表 7 - 1 2 の ~ の手順により滞納整理を行なうことにしているが、実際に行なわれている手続は、督促状の発送、催告書の発送、滞納整理台帳の作成（作成されていないものもある）のみである。

(2) 滞納整理の実施状況

ア 平成 18 年度の督促の実施状況

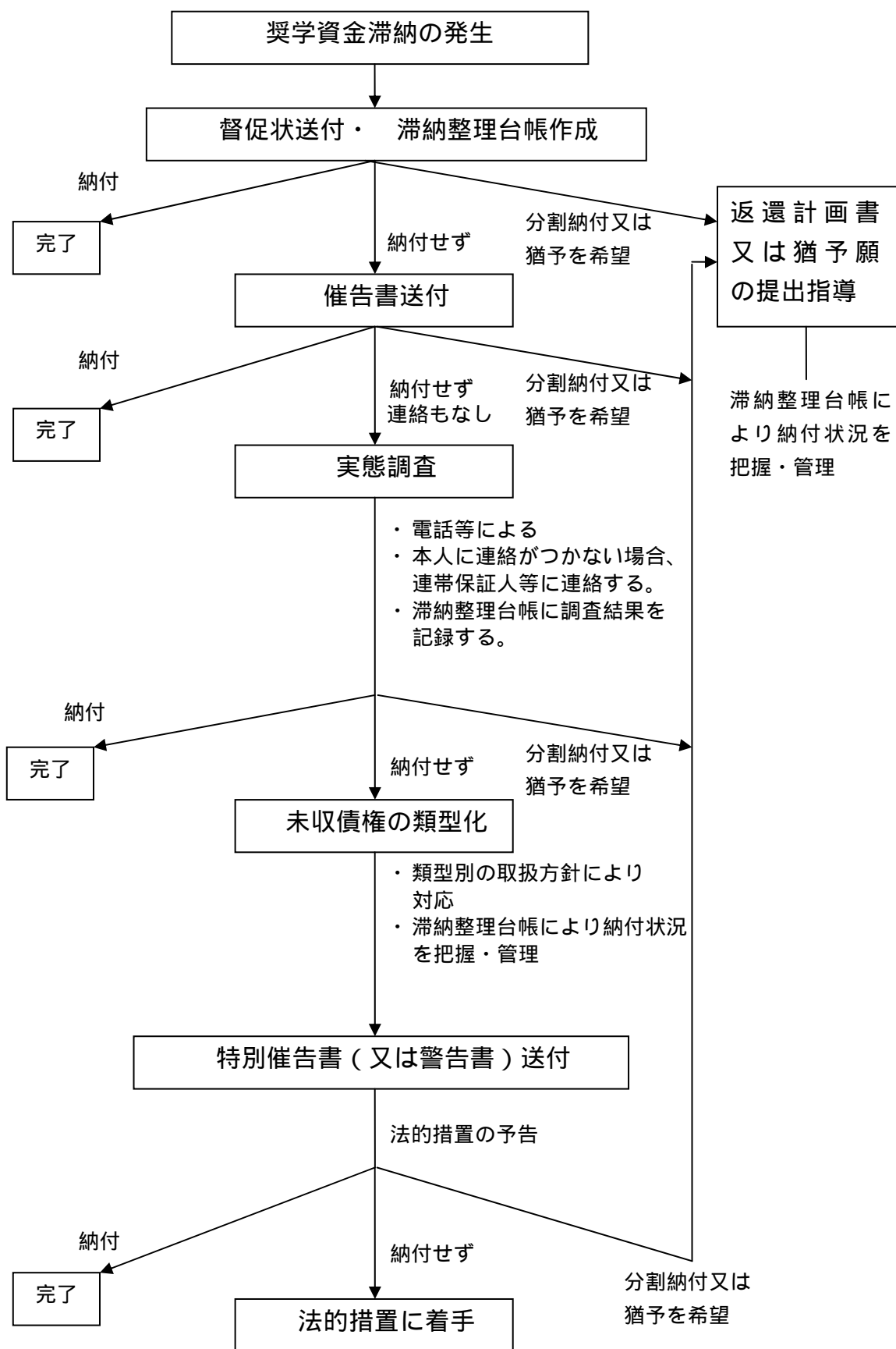
滞納者に対しては、毎月の納付書の送付時に催告書を同封するとともに（ただし、2月と8月は催告書ではなく督促状を同封する）随時電話による催促を行なっている。

担当者によれば、電話催促は、毎月の奨学金返還台帳をもとに奨学生番号順に月に 10 名程度の対象者をピックアップし、年間では 100 名程度には達することを目安に行なっているとのことであり、平成 18 年 4 月～7 月（回収額は 11 月末入金分まで）の実績は次のとおりとのことであった（なお、12 月を収納強化月間として、夜間の電話催促を実施している）。

〔図表 7 - 1 1 平成 18 年度電話催促の実績〕

対象者	件数	対象者未納金額	対象者回収額	回収率
74 名	77 回	13,970 千円	1,483 千円	10.6%

〔図表 7 - 1 2 滞納整理の手順〕



イ 住所調査の実施状況

住所調査は、納付書があて先不明で返ってきた場合に住民票を取得し、住民票でも新住所地が判明しない場合は、戸籍の附票による調査を行っており、平成18年4月～9月の実績は次のとおりであった。

〔図表7-13 住所調査の実施状況〕

住民票取得	26名
戸籍附票取得	20名
調査後所在不明者	0名

なお、平成18年9月末現在の所在不明者は、次のとおりである。

〔図表7-14 所在不明者の内訳〕

理由	
職権消除	3名

ウ 大口滞納者に対する回収業務の実施状況

大口滞納者の上位10名の状況は図表7-15のとおりであり、うち上位5名に対する督促等の実施状況は図表7-16のとおりである。

〔図表7-15 大口滞納者の状況〕

(18年11月現在)

N O	年 度	貸付総額 (円)	返還開始 月	返還終了予 定月	調定累計 (円)	納付累 計	最初未納 月	未納累計 (円)	最終納付 月
1	02	1,172,000	0604	2603	1,172,000	20,000	0612	1,152,000	0803
2	05	1,172,000	0904	2903	1,170,000	50,000	0906	1,120,000	1706
3	63	920,000	0404	2403	885,000	13,000	0404	872,000	1807
4	62	920,000	0304	2303	920,000	80,000	0312	840,000	1809
5	58	920,000	6204	1903	920,000	84,000	0206	836,000	0507
6	01	1,172,000	0504	2503	825,000		0612	825,000	
7	01	1,172,000	0504	2503	825,000		0504	825,000	
8	59	920,000	6304	2003	874,000	63,250	6312	810,750	1810
9	57	810,000	6104	1803	810,000		6112	810,000	
10	57	920,000	6204	1903	920,000	115,000	0107	805,000	1604

〔図表7-16 督促等の実施状況〕

	督促等の状況
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8/1 母親より電話。支払約束 ・ 9/3 架電(留守電) ・ 12/1 保証人に架電。連絡つかず

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14/8 督促状が戻ってきたため、住所調査 ・ 14/9 該当者なしとの回答 ・ 17/6 母親の戸籍附票による住所調査（転籍が判明） ・ 17/7 転籍先へ戸籍附票による住所調査（該当者なしとの回答）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17/2 納付書戻り ・ 17/2 架電 母親と分納約束 ・ 17/4 母親宛納付書戻り ・ 17/6 住所調査（住民票取得）の結果,住所変更なし。納付書送付
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12/1 架電（留守電） ・ 13/2 架電（留守電） ・ 17/1 番号調査、架電（留守電） ・ 18/7 架電（留守電）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12/1 架電 母親が登庁約束 ・ 12/2 架電 母親が登庁約束 ・ 16/8 架電 母親と分納約束 ・ 16/12 架電 母親と分納約束 ・ 17/2 架電 母親と分納約束
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12/1 架電（不在） ・ 16/8 自宅及び会社に架電（不在）平成5年11月に退職 ・ 18/5 架電 母親と分納約束

エ 長期滞納者に対する回収業務の実施状況（18年11月現在）

長期滞納者の上位10名の状況は図表7-17のとおりであり、うち上位3名に対する督促等の実施状況は図表7-18のとおりである。

〔図表7-17 長期滞納者の状況〕

N	年度	貸付総額(円)	返還期間(から)	返還期間(まで)	調定累計(円)	納付累計(円)	最初未納月	未納累計(円)	最終納付月
1	53	282,000	5704	1403	282,000	15,000	5812	267,000	5812
2	56	285,000	5804	1503	285,000	16,000	5906	269,000	5902
3	56	218,000	5804	6003	218,000	10,000	5805	208,000	5903
4	54	240,000	5704	1403	240,000	130,000	5812	110,000	6101
5	57	192,000	5904	1603	192,000	172,000	6107	20,000	6101
6	56	750,000	6006	1706	750,000	38,000	6106	712,000	6103
7	57	570,000	5904	1603	570,000	60,000	6012	510,000	6108
8	54	690,000	5804	1503	690,000	18,000	5806	672,000	6108
9	53	550,000	5704	1403	550,000	140,000	6212	410,000	6211
10	53	550,000	5704	1403	550,000	98,000	5912	452,000	6212

〔図表 7 - 1 8 督促等の実施状況〕

	督促等の状況
1	・ 13/1 住所調査 ・ 15/12 架電するも電話が使われていない ・ 15/12 住所地で電話番号調査 登録なし
2	・ 15/12 住所地で電話番号調査 登録なし
3	・ 15/12 住所地で電話番号調査 登録なし

いずれも平成 11 年以前の交渉記録が残っていないが、それ以前にも督促等を行っていたと思われる。

オ 分納の状況

分納取扱者取扱一覧によれば、平成 18 年 6 月時点での分納の申し出があったため分納用の納付を送付している者は 36 名であり、分納額は月額おおむね 3000 円程度のものが多い。

なお、分納は、条例に定める支払猶予等ではなく、滞納者から一部の支払を受けている状態として取扱っている。

カ 保証人に対する督促の実施状況

ヒアリングによれば、滞納者本人に連絡が取れない場合には保証人に連絡を取るようになっているとのことであり、また滞納整理台帳を通査した限りでは、保証人を兼ねることの多い親権者への連絡等の記録が散見された。

ただし、保証人への支払督促等を行なっているか否かについては記録上、明らかではなかった。

4 減免及び不納欠損

(1) 減免の基準

条例及び規則では上級学校へ進学した場合、疾病・災害等により返還が困難と認められる場合、その他真にやむをえないと認められる場合に返還の猶予または減免を承認することができるとしている（条例 8 条、規則 11 条）。

(2) 平成 17 年度における減免・不納欠損の実施状況

平成 17 年度における免除決定は 3 件であり、その内容は図表 7 - 1 9 のとおりである。

当該決定にともない、これらはいずれも不納欠損処理されている。

〔図表 7 - 1 9 減免・不納欠損の実施状況〕

	申請	決定	事由	該当条例
1	13・10	17・9	・本人・・破産免責	規則 11 条 1

			・連帯保証人・・支払困難（11年より生活保護受給）	項3号、2項3号
2	17・7	17・8	・本人・疾病による支払困難（7年より入院） ・連帯保証人・・支払困難（5年より生活保護受給） なお、平成3年に5年間の支払猶予としている	規則11条2項1号
3	17・11	17・12	・本人・・疾病及び破産免責（平成10年） ・連帯保証人・・高齢・疾病による支払困難（12年から疾病）	規則11条2項1号

第5 本章の総括

1 債権の特徴について

(1) 債権の特徴

奨学資金貸付金の特徴としては、債務者数が多いこと、金融機関による貸付等に比べると一人あたりの貸付額は比較的少額であること、返済が長期・多数回にわたること、滞納率が高いこと、などをあげることができる（図表7-5）。

滞納者数については、平成18年11月のデータでは、滞納者数466名、そのうち滞納額30万円以下の者が368名となっているが、小口で多数の滞納債務者がいるというこのような状況は、本質的にはこのような債権の特徴から生じているものと考えられる。

(2) 債権管理にあたっての留意事項

上記債権の特徴に照らせば、債権の管理回収にあたっては、管理データの一覧性、検索性を高めることによって、管理の効率性を図ること、回収にあたって自動化可能な部分は自動化することによって省力化を図ること、滞納債権全体のグループ化を行い、滞納の状況に応じた滞納整理の方法をとること、長期滞納債権について回収可能性を吟味すること、が必要となる。

2 電算データの利用状況について

債権管理に必要な基本的なデータは電算システムで管理されており、その管理状況は良好である。

債権の特徴に照らせば、電算システムを管理業務に活用することが望まれるが、管理業務を、大量・反復的処理が必要な業務と個別処理が必要な業務に区分して、当該システムの利用状況を評価すると次のとおりである。

大量・反復的処理が必要な業務

この種の業務として納付書・催告書の送付業務があるが、これについては、

電算システムから納付書・催告書をプリントアウトするなど当該システムの活用が図られていると評価することができる。

ただし、電算システム上の送付先と実際の送付先が異なるため差替える必要のある者が30件程度、破産などの理由により電算システム上は督促状がプリントアウトされるが実際には送付しない者が15件程度あり、これらの者については、所管係で納付書等の差し替え作業を行なっている。

これらについては、いったん差替えが必要となればその後も継続的に差替えが必要となるものがほとんどであり、差替えを必要とする事由が生じた都度電算システムにデータ入力を行うなどして、電算システムを一層活用することが可能かどうか検討すべきである。

個別処理が必要な業務、もしくはデータの更新が頻繁に行なわれる業務

このような業務については、電算システムそのものに必要なデータを取り込むのはむしろ煩雑であるため、電算システムのデータを所管係において加工することで管理の効率化を図るのが望ましいが、この点に関しては、電算システムのデータの活用は十分に行なわれているとは言い難い。たとえば、滞納期間ごと、債務者の状況ごと、実施した滞納整理の内容ごと等を区分したリストの作成などを、直ちに行なえるようにはデータが整理されていない状況にある。

この点については、電算システムのデータをエクセルデータに変換したものを、個別システムとして所管係でデータ加工し必要な情報を書き加えていく方法を情報課と協議し、滞納期間、債務者の状況、実施した滞納整理の内容等に関して検索性・一覧性を備えた債権管理台帳を作成することなどを検討すべきである。

3 資料の管理状況について

(1) 滞納整理台帳の作成

債権管理に利用している資料としては、滞納者一覧表（電算システムから毎月プリントアウトされる）奨学生台帳、滞納整理台帳、が主なものである。このうち債務者との交渉状況を記録する資料は、本来は滞納整理台帳であるが、奨学生台帳で代用している場合が散見される。このこと自体は大きな問題ではない。しかし、督促状発送以外の回収手続を実行した場合には、交渉の経過・所見を記録することが必要であるが、奨学生台帳にはこのような記録を行なうスペースもないため、その場合には、やはり滞納整理台帳を作成して記録するのが適当である。

(2) 電子データの利用

現在の資料の保管・作成方法では、電算システムと紙記録が連動していない

ため、たとえば特定の債務者の状況を調べるのにも時間がかかるということになりがちである。

すでにあるものは別として、今後は、滞納整理の記録も所管係が電子データで作成し、当該滞納整理記録と2の方法で作った債権管理台帳とをリンクさせるなどにより、記録間の検索性を高めるべきである。

4 回収業務の実施状況について

(1) 電話催促

電話による催促については、図表7-11で分かるとおり、一定の効果があると考えられるが、現状のやり方の場合、(毎月更新される滞納者一覧等を名簿代わりに用いているために、)網羅性の点で問題がある。また、滞納額、滞納期間等を基準に債務者を区分せず、一律に電話催促を行なっているが、たとえば、大口・長期滞納債務者などに対しては数年に一度の電話催促を行なったとしても効果は期待できない。

電話催促については、滞納開始後まもない債務者に対しての方がより効果的であろうことを考えると、たとえば、3ヶ月連続で滞納が判明した時点で、そのような滞納債務者については全件行なう(なお、対象者の抽出には電子データを利用する)というような方法を検討すべきである。

(2) 債務者区分に応じた手続の必要性

小口の債権が多数存在するという特徴に照らして、回収業務が、催告書・督促状の送付や電話催促中心になるのは理解できるところがあるものの、全ての債権について督促等だけで足るものと考えられない(ことに後述するような債権放棄条例等を制定し、今よりも不納欠損処理を推し進めるとした場合の区民感情を考えるとなおさらである。)

回収業務を督促等のみでとどめることを正当化する理由があるとすれば、それは回収にかかるコストが回収額を上回る点にあると考えられる。とすれば、滞納額の大きい債権についてはさらに進んだ手続をとることが適当である。

この点、滞納整理要領では、特別催告書後の滞納債権について法的措置を講ずるとしている。債権全てについて法的措置を講ずることが適当であるかはともかく、少なくとも、金額や交渉状況から法的措置を講ずるのが適当であると思われる債務者の基準を定めるなどして(一例として、滞納額50万円以上で定期収入があると思われるにも拘らず2年以上滞納を続けている債務者)基準に該当する場合には支払命令などの法的措置を講ずることを検討するのが適当である。

(3) 保証人への督促

債務者本人に連絡が取れない場合には保証人への連絡を行っているが、この連絡は、保証人への督促というよりは、区から催促があったことを保証人を通じて本人に伝えてもらう意味合いが強いと考えられる。

しかしながら、保証人については、自身が支払わなければならない場合があることを理解してもらうことにより、保証人から債務者本人に対して支払を働きかけてもらう効果も期待できるところである。

したがって、本人と連絡がつかないケースに限らず、また、単に滞納の事実を連絡するだけでなく、保証人自身への支払督促まで行なうことも、場合によっては検討することが適当である。

たとえば、電算システムを利用して、長期滞納者（たとえば2年以上支払のない者など）については、保証人に対しても催告書を送付することを検討する必要がある。

5 平成17年度の免除決定について

平成17年度の免除決定は、条例の基準どおりに行なわれている。

ただし、このうち、図表7-19の番号1については、申請から決定まで4年間かかっている。決定に時間がかかったのは、最終返還期が15年3月であり、生活保護は改善される可能性もあるため、13年の申請時点では猶予扱いとした、とのことであるが、申請後に大きく事情が変わったということはないようであり、もっと早期に決定が行なわれてもよかったのではないかと思われる。

6 実質回収不能債権の管理事務について

長期滞納債務者上位10名は、いずれも最終納付から20年経過しているが、これらの者に対して、図表7-18のような回収手続きしか取らないとすれば（このこと自体適当であるかは別論であるが）、これらの債権の回収見込みがほとんどないことは明白であると思われる。

後述するとおり実質的に回収不能と考えられる債権については債権放棄の方法が可能となる条例を整備し、債権を消滅させた上で不納欠損処理をすることが望ましいが、そうでなくとも内部的な管理事務としては、貸倒債権として通常の債権管理業務の対象から外すことが経済的である。

ただし、このような処理を行なうにあたっては、恣意的に管理を怠っていると誤解されないようにするために、消滅時効が完成している場合や破産免責を受けている場合など、実質回収不能と判断する基準を明確化するとともに、事の経過を明らかにする書類を整備しておく必要がある。

7 回収不能債権の処理について

(1) 免除・消滅時効の活用

回収不能債権であっても、法律上債権を消滅させない限りは不納欠損処理を行なえず、実質的に財産価値のない債権が区の財産として計上され続けることになる。

したがって、このような債権については、単に事務処理の経済化を図るにとどまらず、法律上も債権を消滅させ、不納欠損処理を行なうことが適当である。

この点、現在の制度の下でも、債務免除が行なわれた場合や債権の時効消滅があった場合には法律上債権が消滅することになるため、まずは、これらの制度を適宜活用することを検討すべきである。

ただし、債務免除については、債務者が破産免責を得た場合や強制執行が効を奏さなかった場合など資力不足により支払不能が明らかであっても免除の要件には該当しない場合が多いことや債務者からの申請がある場合に限られるため、関係者に連絡をとること自体が困難な場合などは、免除することができないという問題がある。

また、時効消滅については、私債権である奨学資金貸付金については、債務者の時効の援用がない限り時効消滅しないため、これも債務者と連絡を取ることが困難な場合には債権が消滅しないという問題がある。

(2) 債権放棄条例の制定

上記現行制度下での対応を検討した上で、これらの方法では十分ではないと判断されるときには、例えば破産免責を得た場合、強制執行が効を奏さなかった場合、消滅時効が完成し債務者の債務者の時効援用が見込まれる場合などの一定の場合に、区の判断による債権放棄を可能とする旨を条例で定めることが適当である（なお、最終納付月から10年経過した滞納債権が29百万円あり、上記のような条例を定めた場合には、これらが時効完成による債権放棄の検討対象となる）。

もっとも、上記のような条例を定めるとすれば、債務の承認や一部弁済等による時効中断の有無の検討や強制執行の実行に関する判断などが必要となるが、そのためには現状よりもきめ細かい債権管理を行なうことが必要となり、人員体制を強化しなければ対応できない可能性が強いことを付言しておく。

以上

第8章 生業資金貸付金

第1 指摘事項

1 債権管理システムの改善

【前提事情】

債権の滞納状況を含めた債務者・連帯保証人の実態把握が十分ではないケースがある。

管理システム上、回収のための督促等の状況が一覧できる資料が作成されないため、個別の債権者の状況は、手書きの債権者台帳を確認するしかなく、一覽的・網羅的に債権の滞納状況を示す資料がない状況である。

【指摘事項】

現在表計算ソフトを用いて、各債務者の状況を一覧できる表を作成し実態把握に努めているが、滞納整理及び時効処理を行うためにも、早急に対応することが望ましい。

2 法的手続の着手とその基準の明確化

【指摘事項】

実態把握を通じ、債務者、保証人のいずれかについて、回収可能性が高いと判断されたものについては、法的な手続きを取るなどして回収を図ることが必要である。

なお、どのような債務者、保証人を回収可能性が高いと判断するかについては、所得金額などの数値を定めることにより基準を明確化しておくべきである。

3 不納欠損処理の推進

【指摘事項】

収納率の向上に努めるべきは当然であるが、費用対効果を考慮し、収納の可能性が低いと判断されるものについては、不納欠損処理を推進するべきである。不納欠損処理として、現在は免除処理のみが行われており、消滅時効期間が経過したと考えられる債権について、不納欠損処理は行われていない。

今後は、1 に述べた債務者の実態把握を進めた上、消滅時効が完成し債務者の時効援用が見込まれる場合などの一定の場合には、不納欠損処理を行っていくべきである。

第2 概要

1 生業資金貸付金の制度概要

一般金融機関から融資を受けることが困難な状態にある区民に対して、独立の生業を営むために、必要な資金を貸し付ける制度である。

申込は常時受け付けをし、毎月末に締め切り、翌月審査を経て月末に貸付がなされる。他の事業貸付を受けられない事業者に対して貸し付けるという補完的な機能をもつ貸付金である。

なお、他の事業貸付を行う制度が充実してきたことなどにより貸付件数が減少したため、平成17年3月1日に廃止されている。

2 根拠法令

根拠法令としては、目黒区生業資金貸付条例、同施行規則、民法587条がある。

なお、平成17年3月1日において、目黒区生業資金貸付条例、同施行規則は、廃止されているが、それ以前に受理した申込みに係る貸付けについては、なお従前の例によるものとされている。

3 貸付の概要

(1) 貸付対象(目黒区生業資金貸付条例2条)

個人で事業を営み、かつ23区内に事業所を持っている、またはその予定がある者で、

目黒区内に1年以上引き続き居住していること

前年度までに住民税を完納していること

連帯保証人があること、

を充たす者を対象としている。

(2) 貸付限度額

1世帯 260万円

(3) 償還期間

6年以内(据置期間6ヶ月)

(4) 利率

年2.0%(但し据置期間は無利子)

(5) 貸付実績

生業資金貸付金の貸付実績は、図表 8 - 1 のとおりである。

〔図表 8 - 1 生業資金貸付金の貸付実績〕

年度	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
貸付件数	5	2	1
貸付金額（円）	890 万円	333 万円	250 万円

平成 17 年 3 月 1 日で廃止されたため、新規貸付は平成 16 年度までとなっている。

従って、今後は既発生滞納債権について、いかに回収を図っていくかが課題である。なお、監査時点における総件数は 120 件程度であるが、そのうち順調に返済されている貸付金は 7 件程度である。

4 対象債権の性質

生業資金貸付金は、契約その他私法上の根拠による債権であり、「私債権」である。

第 3 管理回収の状況

1 収入未済額

直近 3 年の調停額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収入率を示せば、図表 8 - 2 の通りである。

なお、

「調定額」とは、履行期が到来して当該年度に収入として計上されるべき金額

「不納欠損額」とは、一度調定した金額から、免除や時効などの一定事由に該当するものを除外した金額、

「収入未済額」とは、調定額のうち現実に支払がなかった金額であることは既述の通りである。

〔図表 8 - 2 生業資金貸付金の収入未済額〕

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
15 年度	169,796,318	29,905,693	0	139,890,625	17.6%
16 年度	159,247,925	22,374,773	2,059,752	134,813,400	14.1%
17 年度	148,203,280	15,201,336	4,062,093	128,939,851	10.3%

平成 16 年度に新規貸付は終了し、現在既貸付についての回収のみがなされているが、収入率（＝ 収入済額 / 調定額）は 10%～20%であり、総じて低い状態が続いている。

調定額から収入済額を差し引いた収入未済額は、平成 15 年度からの 3 力年を見ると若干は減少しているものの、不納欠損を理由としているものもあり、回収は順調に進んでいるとは言い難い状況である。

2 債権残高

直近 3 年間の生業資金貸付金の債権残高は、図表 8 - 3 の通りである。

「未調定債権額」とは、履行期が到来していないこと等の理由により当該年度に収入として計上されるべきものではない債権額である。この中には、既に支払が滞っている債務者であるが、未だ履行期が到来していないことにより、未調停債権額とされている債権が存在する。

従って、下記の債権残高のうち、収入未済額のみならず、未調停債権額の一部についても、滞納状態にある債権が含まれていることとなる点に注意を要する。

〔図表 8 - 3 生業資金貸付金の債権残高〕

	収入未済額	未調定債権額	計
平成 15 年度末	139,890,625	39,055,000	178,945,625
平成 16 年度末	134,813,400	23,128,000	157,941,400
平成 17 年度末	128,939,851	10,313,820	139,253,671

第 4 管理体制及び手続

1 管理体制

(1) 組織

債権管理・回収のための特別な部署は存在しない。生活福祉課で管理する貸付金に係わる職員について配置を示せば表 8 - 4 の通りである。なお太字は、生業資金貸付に關与していることを示している。

〔図表 8 - 4〕

健康福祉部生活福祉課組織図(生業資金担当)

健康福祉部長 福祉事務所長 兼務									
健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課長 生活福祉課長 兼務									
健康福祉部 生活福祉課 管理係長	福祉事務所 生活福祉課 管理係長 兼務	健康福祉部 生活福祉課 相談支援係長	福祉事務所 生活福祉課 相談支援係長兼務	健康福祉部 生活福祉課 保護第一係長	福祉事務所 生活福祉課 保護第一係長兼務	健康福祉部 生活福祉課 保護第二係長	福祉事務所 生活福祉課 保護第二係長兼務	健康福祉部 生活福祉課 保護第三係長	福祉事務所 生活福祉課 保護第三係長兼務
		健康福祉部 生活福祉課 相談支援係員	福祉事務所 生活福祉課 相談支援係員						
		健康福祉部業務 生業資金 福祉相談 心念福祉資金 福祉修学就業資金 災害弔慰金 災害障害見舞金 災害援護資金 行踪不明・死亡人 墓地埋葬法 戦傷病者援護 戦没者遺族援護 旧軍人・引揚者 中国帰国者対策	福祉事務所業務 生活保護相談 路上生活者 宿泊所 都営無料バス						

また、貸付業務に係わる職員の業務時間割合を示せば、図表 8 5 の通りである。

〔図表 8 - 5 生業資金貸付金の担当事務職員の業務時間〕

		A職員	B職員	C職員	計
生業資金		0.4			0.4
水害援護資金・災害援護資金		0.1			0.1
応急福祉資金		0.1	0.5	0.5	1.1
福祉修学就業資金				0.5	0.5
貸付外業務	行旅病人・死亡人	0.1	0.1		0.2
	戦没者遺族の援護	0.2	0.3		0.5
	中国帰国者対策		0.1		0.1
	災害弔慰金・災害障害見舞金	0.1			0.1
計		1	1	1	3
貸付業務経験年数		5年4月	4月	4月	

なお、各項目の数値は、各職員の業務時間を1とした場合に、どの程度の割合をその業務に携わっているかを示している。

上表が示すとおり、生業資金の管理・回収は上記のA職員のみで行われている。

2 管理手続

(1) 徴収手続の流れ

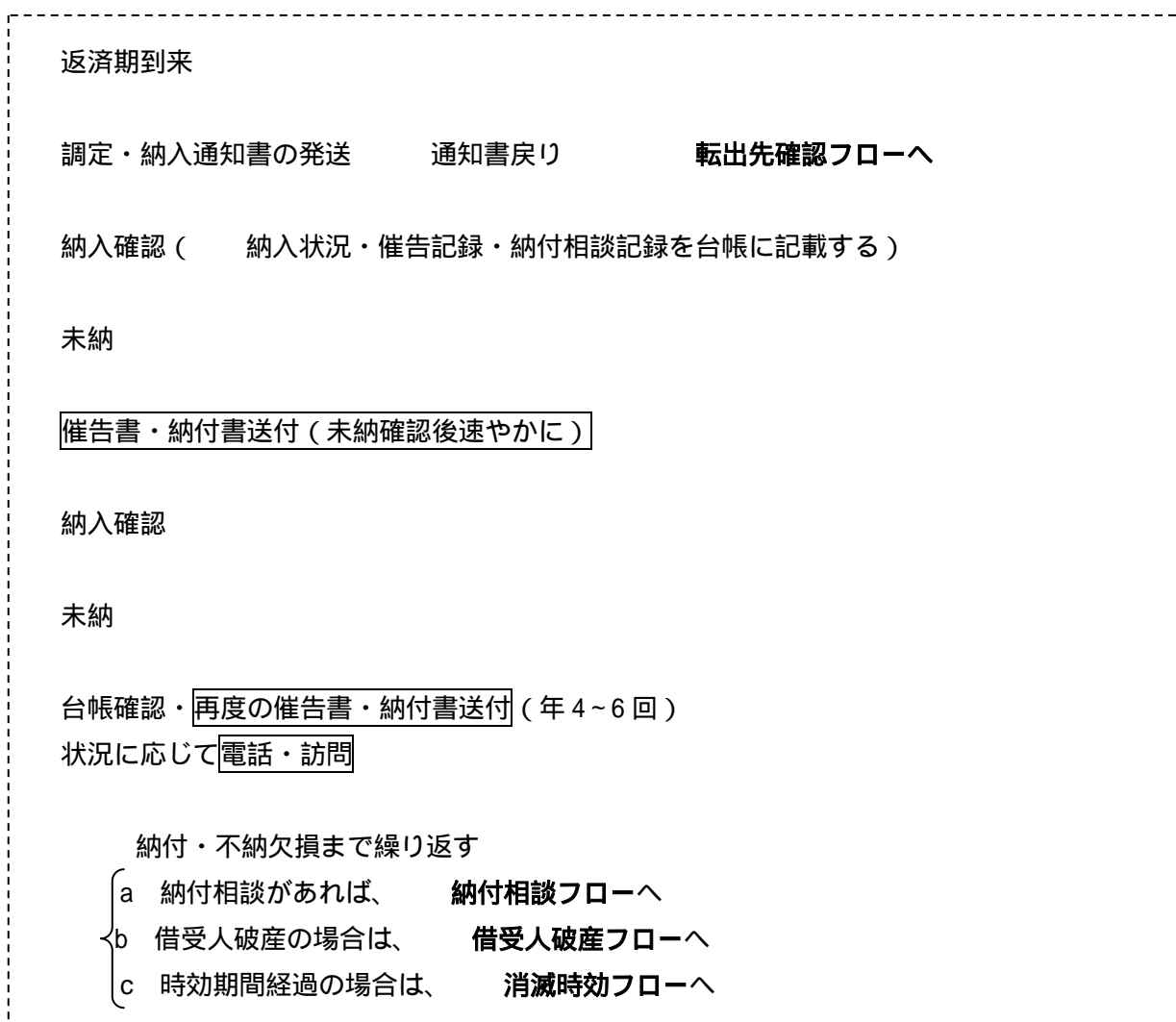
現在の業務フローを示せば、図表8 - 6から図表8 - 10の通りである。

詳細な内容については各フローにおいて説明するが、全体像としては、未納債権が発生した場合、催告書・納付書を送付するとともに状況に応じて電話・訪問を行う（催告フロー）とともに、借受人・連帯保証人ともに破産した場合には不納欠損処理し（借受人破産フロー）、時効の援用があった場合には時効による不納欠損処理を行う（時効フロー）こととなっている。すなわち、現状では法的手続を含めた滞納整理処分は行われていない。

催告フロー

催告を行う場合の業務フローは、図表8 - 6の通りである。

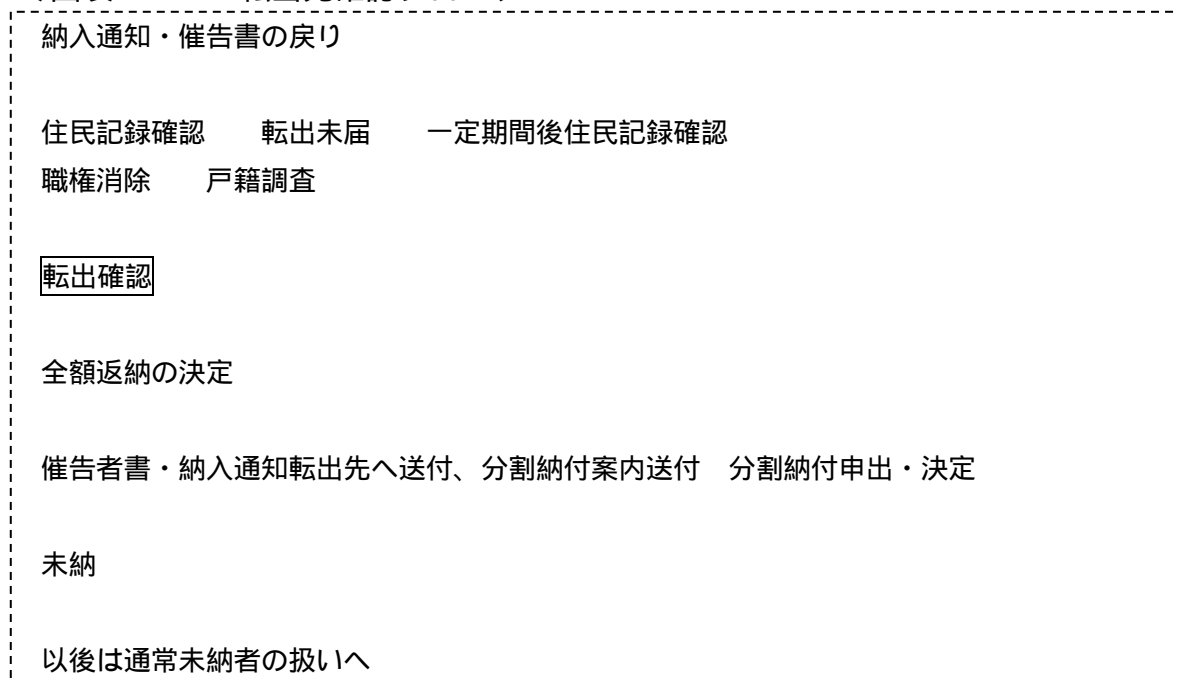
[図表8 - 6 催告フロー]



転出先確認フロー

通知書が債務者に到達せず戻ってきた場合に、転出先を確認するための業務フローは、図表 8 - 7 の通りである。

〔図表 8 - 7 転出先確認フロー〕

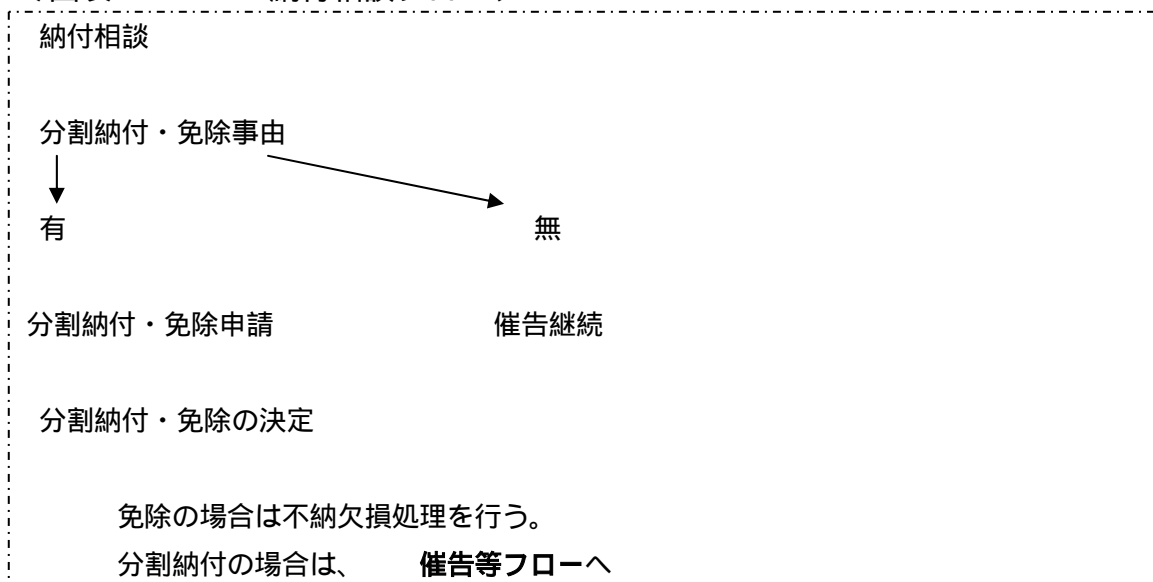


転出確認がなされた後に全額返納の決定がなされる根拠は、貸付の対象が目黒区内に居住しているものとしている条例 10 条 4 号等の趣旨によるものである。

納付相談フロー

催告を行った後、債務者から納付に関する相談があった場合の業務フローは図表 8 - 8 の通りである。

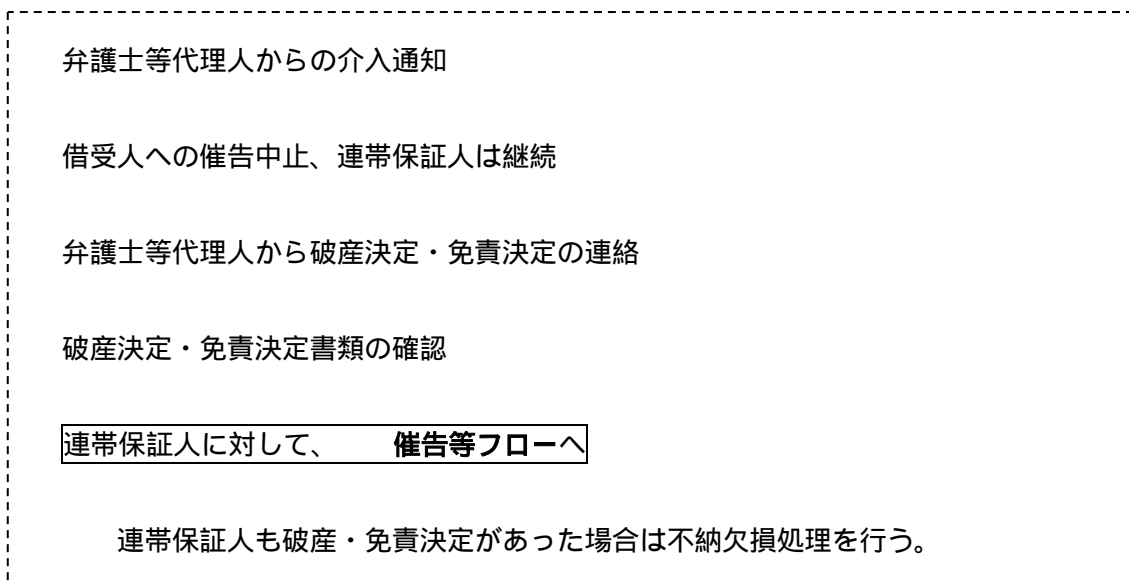
〔図表 8 - 8 納付相談フロー〕



借受人破産の場合

借受人が破産した場合の業務フローは、図表 8 - 9 のとおりである。

〔図表 8 - 9 借受人破産フロー〕



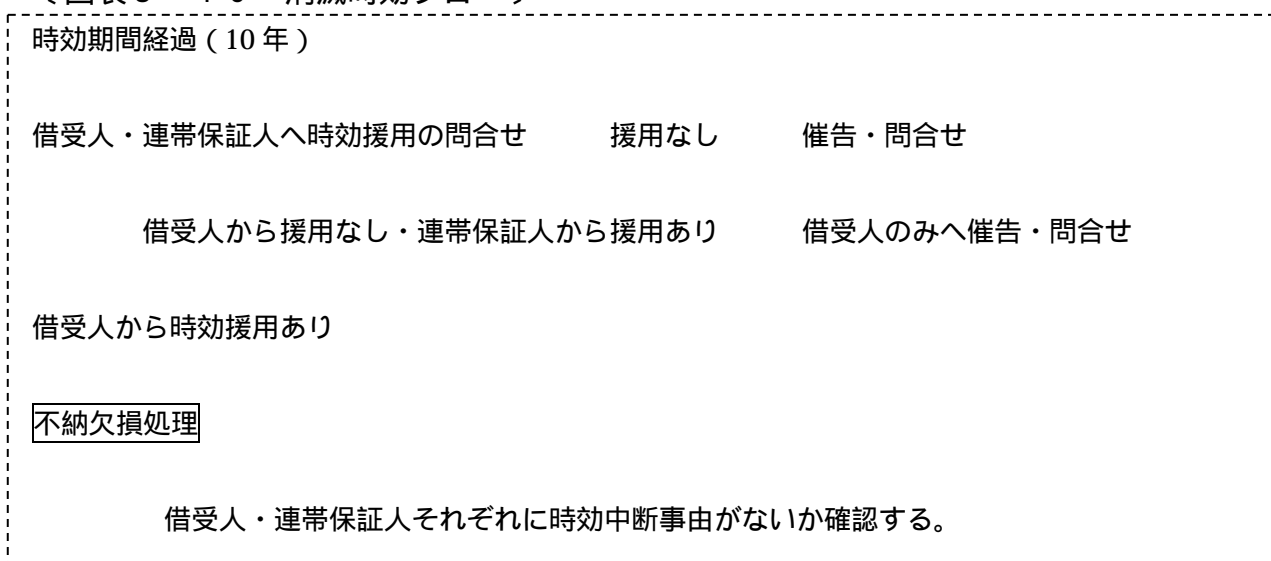
消滅時効フロー

生業資金貸付金は、私債権であるため、消滅時効は民法の規定に従うとの運用である。

従って、時効期間は10年間であるとともに、時効の完成のためには借受人、連帯保証人双方からの時効の援用が必要である。

消滅時効に関するフローを示せば、図表8-10の通りである。

〔図表8-10 消滅時効フロー〕



（2）滞納整理の基準

ア 規則等

生業資金貸付金の滞納整理事務を適切に行うことを目的として、「目黒区生業資金貸付金滞納整理要領」が定められている。

同要領によれば、納期限までに完納しない者に対し、納付期限後1~2ヶ月以内に督促状を発送することが定められているほか、督促の履行期限が到来してもなおお債務の履行がない場合の対応として、未収債権を類型化し、免除または徴収停止、分割納付、法的手段の検討、時効処理、保証人に対する措置の検討、などの対応をとることが定められている。

イ 現状の滞納整理状況

上記の業務フローのとおり、未納が発生した場合には、催告がおこなわれるものの、それが繰り返されるのみで、滞納整理はなされていない。

生業資金貸付金は、1件当たりの貸付限度額が260万円と他の貸付金と比較して高額であるにもかかわらず、貸付対象者は一般金融機関から融資を受けること

が困難な状態にある者である。従って、そもそも返済が順調に行えることが困難となる可能性が高い事業者に高額の前貸付を行っているため、収入未済額も多くなっている。

しかし、借受人の大半（平成 15 年度抽出調査結果によると約 90 パーセント）は、業績向上が見込まれないか廃業の状況にあるとのことであり、かつ高齢化している。このため、今後も借受人の多くは、生業の収入による返済が期待できない状況にある故、仮に滞納整理を行っても回収率が上昇するかは不透明ではある。しかし、弁済を継続している他の債権者との公平の為にも、回収可能性のある債務者・連帯保証人に対しては滞納整理を行うべきである。

ウ 滞納者の実態把握の必要性

しかし、滞納整理を行うとしても、現状では、債務者・連帯保証人の実態把握が十分でないケースがある。管理システム上、回収のための督促等の状況が一覧できる資料が作成されないため、各債権者の状況は、手書きの各債権者台帳を確認するしかない。

現在表計算ソフトを用いて、各債務者の状況を一覧できる表を作成して実態把握に努めているが、今後滞納整理を行う準備として、早急に対応することが望ましい。

具体的な記載事項としては、相手方ごとに、発生年度、貸付番号、借受人及び連帯保証人の氏名・住所・年齢・現在の状況等、連帯保証人氏名、債務残高などの基本情報のほか、督促の年月日、督促に対する相手方の対応、相手方から債務の承認があった場合にはその行為と年月日、時効の完成の見込み年月日、強制執行や保全に関する事項、回収の見込みに関する事、などが考えられるであろう。

エ 回収可能性の判断

このような実態把握を通じ、債務者、連帯保証人のいずれかについては、回収可能性が高いと判断されたものについては、法的な手続きをとり回収することが必要である。

なお、どのような債務者、保証人を回収可能性が高いと判断するかについては、所得要件などの数値を定めることにより基準を明確化しておくべきである。

(3) 不納欠損の状況

「不納欠損」とは、一度調定した金額から、免除や時効などの一定事由に該当する金額を除外すること、を言う。

平成14年度以降の不納欠損の状況を示せば、表8-11の通りである。

〔図表8-11 不納欠損の状況〕

処理年度	貸付年度	金額	理由
平成14年度	平成4年度	1,653,476	借受人死亡による免除
平成14年度	平成8年度	2,125,440	借受人死亡による免除
平成16年度	平成2年度	2,059,752	連帯保証人重度障害による免除
平成17年度	平成7年度	1,999,440	借受人、連帯保証人破産による免除
平成17年度	昭和63年度	2,062,653	借受人死亡による免除

上表が示すとおり、免除による不納欠損のみがなされている。

(4) 不納欠損の基準

ア 生業資金貸付金における不納欠損

生業資金貸付金における不納欠損には、

権利の放棄

消滅時効

免除

がある。

権利の放棄については、地方自治法96条1項10号(権利の放棄)

消滅時効については、民法167条1項(債権の消滅時効)

免除については、地方自治法240条(債権の免除等)、同施行令171条の7(免除)、目黒区生業資金貸付条例13条(償還の免除)、同施行規則15条3項、

に規定がある。

イ 不納欠損の現状

権利の放棄について

権利の放棄については、議会の議決が必要なため、実際には行われていない。

消滅時効について

消滅時効処理を行うためには、債務者ごとの最終弁済日、督促状況、債

務承認等時効中断事由の有無等の把握が必要であるが、これらを一覧的・網羅的に把握する帳票が現在の管理システムでは出力されない。このため、このような情報を入手するためには、各債務者の台帳を個別に確認せざるを得ず、時効を適用するための事務処理が膨大となること、加えて生業資金貸付金は私債権であることから債務者等の時効の援用が必要なこと、から実際には消滅時効処理は行われていない。

しかし、最終督促から時効期間である 10 年を経過した貸付金についても、債権残高として管理を続けることは、費用対効果の観点から妥当ではない。

幸いなことに、生業資金貸付金の新規貸付は行われないのであるから、滞納債権が増加することはなく、既発生滞納債権についてどのように処理するか、のみが問題となる。

早急に各債務者の実態把握を進めるとともに、消滅時効が完成し債務者の時効援用が見込まれる場合などの一定の場合には区の判断による債権放棄を可能とする旨を条例等にて定める、もしくは、議会の議決による権利の放棄等の便宜の方法により、不納欠損処理を行っていくべきである。

免除について

従って、現状で不納欠損が行われているのは、免除、の場合のみである。

(5) 免除の基準

ア 現行の基準

上述のとおり、不納欠損処理は、免除のみを理由として行われている。

免除については、目黒区生業資金貸付条例 13 条、同施行規則 15 条 3 項に規定がある。

目黒区生業資金貸付条例

第十三条 区長は、借受人が死亡その他特別の理由により、貸付金の償還ができなくなったと認めるときは、貸付金の償還未済額およびその利子の一部または全部の償還を免除することができる。

目黒区生業資金貸付条例施行規則

第十五条

3 条例第十三条に規定するその他特別の理由とは、借受人の連帯保証人が当該借受金の未償還額を償還することができない場合で、借受人がつぎの各号の一にあてはまる場合をいう。

- 一 生活保護法に定める生活扶助を受けるにいたったときまたはこれに準ずる生活困難な状態に陥つたとき。
- 二 現に条例第十二条の規定の適用を受けているが償還能力に乏しく、自立更正上減免を必要とするとき。
- 三 前各号のほか、区長が事情やむを得ないと認めるとき。

すなわち、免除を行う基準は以下の通りである。

〔図表 8 - 1 2 生業資金貸付金の免除基準〕

借受人（債務者）が死亡の場合

その他特別な場合

具体的には、連帯保証人が未償還額を償還できない場合で、

- a) 借受人が生活扶助を受けるなど生活困窮の状況に陥ったとき
- b) 償還方法を変更したものの償還能力が乏しい場合
- c) その他やむを得ない場合

イ 現行基準の適用について

図表 8 - 1 1 に示される不納欠損処理額について、その起案文書を確認するとともに、その根拠となる資料の確認を行った。

このうち、平成 16 年度の不納欠損額 2,059,752 円は、借受人が所在不明であり、連帯保証人が分割弁済を行っていたものの、同人が障害 1 級の認定を受けたことにより、生活困難で弁済できない故、同人からの減免申請の結果、免除処理を行ったものである。

この免除を行った際の起案を確認したところ、「目黒区資金貸付条例 13 条に基づく免除」との記載があったが、これは同条に定める「その他特別な理由」のうち、規則 15 条 3 項 3 号に定める「連帯保証人が未償還額を償還できない場合で、区長が事情やむを得ないと認めるとき」を指すものと思われる。

その他、借受人死亡の場合（上記 に該当）、借受人・連帯保証人の破産の

場合（上記 a）に該当）に、免除処理がなされている。

なお、現行基準では、借受人が死亡した場合には、連帯保証人に対して特に要件なく免除できる規定の仕方となっているが、平成 16 年度の上記不納欠損の際の起案によれば、借受人および連帯保証人ともに死亡が確認された場合に免除処理を行っており、この点では特に問題はないものと思料する。今後も、借受人が死亡の場合であっても、連帯保証人に資力があるかの確認を行い、資力があり返済ができるのであれば連帯保証人から回収を図るようにするべきであろう。

そのほかに特に特筆すべき点はない。

第9章 保育所利用者負担金

(区立保育所利用者負担金・区立私立及び他区公私立保育所利用者負担金)

第1 指摘事項

1 回収目標の設定および法的手続の着手

【前提事情】

保育所利用者負担金(保育料)の回収に関し、回収目標が設定されていない。

【指摘事項】

保育料は、前年度の所得に応じて料金が段階的に決定される仕組みとなっているが、特に相対的に高い所得を有すると考えられる利用者(具体的には、保育所入所条例の区分でD階層に区分されている利用者となろう)については、回収目標を設定し適切な回収を行うべきである。

また、上記のような高所得者の滞納に関しては、滞納整理の基準に従い、すみやかに法的手続をとることを検討するべきである。

2 収納方法の検討

【前提事情】

現在、保育所利用者負担金の収納は、原則として口座振替の方法によることとされているものの、納付書による方法も行われている。

【指摘事項】

納付書による方法は利用者の便宜を考慮してとのことであるが、口座振替に一本化すれば、収納率の向上が見込めるのみならず、事務負担も軽減されることとなる。収納方法を極力口座振替に一本化するように検討するべきである。

3 債権管理システムの改善

【前提事情】

現在使用しているコンピュータソフトは保育料に関する管理能力が貧弱なため、債権管理データに不安がある。回収に関し、強制徴収の道は開かれているものの、執行の前例がなく各種手続および書類に不備があるほか、平成18年6月分までは強制徴収に必須である納付期限到来後20日以内の督促が為されていない。このため、強制徴収を実行することができない状況にあった。

【指摘事項】

保育料滞納者の中には特に生活に困窮しているとは考えられない高所得者層の利用者も存在する。このような利用者に対して、債権管理システムが不十分であるとの理由により徴収することができないとの弁解は何等の正当性をもち得ない。債権管理システムのすみやかな改善が望まれる。

第2 概要

1 保育所利用負担金の制度概要

目黒区民が、保育所で保育サービスを受けた際に発生する保護者の負担金である。

目黒区内の保育所には、認可保育園、認可外保育室、東京都認証保育所があるが、このうち認可保育園の利用者の負担金については、公立私立とも区に徴収権があるため、この利用者の負担金が、区の債権となる。

なお、目黒区民が目黒区管外の認可保育園を利用した場合の負担金も、目黒区の債権となる。

- | | | |
|------------------|---|----------------------------------|
| ・認可保育園 | → | 公立・私立ともにあり（区民が管外の施設を利用している場合を含む） |
| ・認可外保育室、東京都認証保育所 | → | なし |



菅刈保育園（公立・認可保育園）

「目黒区公立」の認可保育園を利用した場合の負担金は、決算上「区立保育所利用者負担金」として表示され、「目黒区内の認可私立保育園」を利用した場合および目黒区管外の認可保育園を利用した場合の負担金の合計が、「区立私立及び他区公私立保育所利用者負担金」として表示されている。

なお、目黒区内の公立認可保育園は21カ所、私立保育園は4カ所設置されている。また、目黒区に徴収権はないが、目黒区内の公的補助を受けている認可外保育室は5カ所、東京都認証保育所は10カ所設置されている。

	ケース	区分	決算の表示
1	目黒区公立の認可保育園（21カ所）	管内公立	「区立保育所利用者負担金」 「区立私立及び他区公私立保育所利用者負担金」
2	目黒区私立の認可保育園（4カ所）	管内私立	
3	目黒区管外（公立・私立）の認可保育園	管外公立 管外私立	

2 根拠法令

保育所利用負担金については、費用の負担につき以下の法令等が定められている。

法律、条例

児童福祉法 56 条、目黒区保育所入所条例

施行令、施行規則

目黒区保育所入所条例施行規則

規則、要領等

目黒区保育の実施要綱、目黒区保育の実施事務処理要領

3 保育料の決定

保育料は、目黒区保育所入所条例別表第 1、目黒区保育の実施要綱 23 条、目黒区保育の実施事務処理要領 6 条の規定に基づき、前年所得に応じた階層に分類し、月額児童単位の徴収額を決定している。

なお、認可外の保育園の保育料は、認可保育園における最高階層の保育料とほぼ同額である。

階層区分別の月額保育料及び延長保育料の額を示せば、図表 9 - 1 の通りである。

〔図表 9 - 1 階層区分別保育料〕

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)			
		延長保育料の額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円	円	円	
		0	0	0	
B	A階層およびD階層を除き前年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
		0	0	0	
C ₁	A階層およびD階層を除き前年分(1月から3月までの月分の費用の徴収については、前々年分とする。以下同じ。)所得税非課税世帯	前年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	1,900	1,300	1,300
			600	600	600
C ₂		前年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満の世帯	2,400	2,000	2,000
			600	600	600
C ₃		前年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上の世帯	3,100	2,700	2,600
			600	600	600
D ₁	A階層を除き前年分所得税課税世帯	前年分の所得税課税額が3,000円未満の世帯	6,700	5,600	5,600
			900	900	900
D ₂		前年分の所得税課税額が3,000円以上16,801円未満の世帯	8,300	7,300	7,200
			900	900	900
D ₃		前年分の所得税課税額が16,801円以上30,000円未満の世帯	9,400	9,300	9,200
			900	900	900
D ₄		前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満の世帯	15,400	10,900	10,800
			1,500	1,300	1,300
D ₅		前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満の世帯	19,100	12,700	12,600
			1,900	1,300	1,300
D ₆		前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満の世帯	21,500	14,300	14,200
			2,100	1,300	1,300
D ₇		前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満の世帯	23,600	15,800	15,700
			2,300	1,500	1,500
D ₈		前年分の所得税課	25,500	17,000	16,900

	税額が 150,000 円以上 180,000 円未満の世帯	2,500	1,700	1,600
D ₉	前年分の所得税課税額が 180,000 円以上 210,000 円未満の世帯	27,500	18,200	18,000
		2,700	1,800	1,800
D ₁₀	前年分の所得税課税額が 210,000 円以上 240,000 円未満の世帯	29,200	19,500	18,000
		2,900	1,900	1,800
D ₁₁	前年分の所得税課税額が 240,000 円以上 270,000 円未満の世帯	31,000	20,700	18,000
		3,100	2,000	1,800
D ₁₂	前年分の所得税課税額が 270,000 円以上 300,000 円未満の世帯	32,500	21,600	18,000
		3,200	2,100	1,800
D ₁₃	前年分の所得税課税額が 300,000 円以上 330,000 円未満の世帯	34,200	22,600	18,000
		3,400	2,200	1,800
D ₁₄	前年分の所得税課税額が 330,000 円以上 360,000 円未満の世帯	35,700	22,600	18,000
		3,500	2,200	1,800
D ₁₅	前年分の所得税課税額が 360,000 円以上 390,000 円未満の世帯	37,200	22,600	18,000
		3,700	2,200	1,800
D ₁₆	前年分の所得税課税額が 390,000 円以上 420,000 円未満の世帯	38,500	22,600	18,000
		3,800	2,200	1,800
D ₁₇	前年分の所得税課税額が 420,000 円以上 450,000 円未満の世帯	40,000	22,600	18,000
		4,000	2,200	1,800
D ₁₈	前年分の所得税課税額が 450,000 円以上 600,000 円未満の世帯	43,400	22,600	18,000
		4,300	2,200	1,800
D ₁₉	前年分の所得税課税額が 600,000 円以上 750,000 円未満の世帯	48,900	22,600	18,000
		4,800	2,200	1,800
D ₂₀	前年分の所得税課税額が 750,000 円以上 900,000 円未満の世帯	53,700	22,600	18,000
		5,300	2,200	1,800
D ₂₁	前年分の所得税課	57,500	22,600	18,000

		税額が 900,000 円以上の世帯	5,700	2,200	1,800
付加基準	C ₁ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 4,000 円以上の世帯は、C ₂ 階層と認定する				
	C ₂ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 6,000 円以上の世帯は、C ₃ 階層と認定する				
	C ₃ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 8,000 円以上の世帯は、D ₁ 階層と認定する				
	D ₁ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 10,000 円以上の世帯は、D ₂ 階層と認定する				

4 債権の発生

前年度の所得階層区分に応じた保育料が、保護者に対して発生する。所得状況が変化した場合には、申請によって、目黒区保育の実施要綱 27 条に基づき、将来分についてのみ減額されるが、申請前の保育料に影響を及ぼさない。

保育の実施の停止をした場合には、同要綱 28 条に基づき、区は当該停止期間に係わる保育料を免除することができる。保育の実施の停止をした場合とは、天災等で区の施設が使えない場合（区側の理由）、他の乳児院に入る、父母が実家に戻るため一時的に利用しない場合など（利用者側の理由）がある。

5 債権の性質

認可「私立」保育園の場合も含み、公法上の債権である。また、国税徴収法の例により、債務者の有する資産に対し強制執行手続をとることが可能である（児童福祉法 56 条 11 項）から、強制執行公債権である。

ただし、保育料の不払いを理由として、保育を拒否することはできないものとされている（厚生児童家庭局保育課規格法例係長平成 10 年 2 月 13 日付け事務連絡）。

児童福祉法 第 56 条

- 11 第一項から第三項まで又は第八項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第八項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第3 管理回収の状況

1 収納・滞納等の状況（平成17年度の収納状況）

〔図表9-2 保育料の収納・滞納等の状況〕

12年度	件数	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額
管内公立	477	8,866,220	18	288,100	459	8,578,120		
私立	96	998,150	0	0	96	998,150		
管外公立	60	954,550	0	0	60	954,550		
私立	18	160,900	0	0	18	160,900		
計	651	10,979,820	18	288,100	633	10,691,720		
13年度	件数	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額
管内公立	501	10,438,290	4	42,500			497	10,395,790
私立	65	789,450	0	0			65	789,450
管外公立	26	550,000	0	0			26	550,000
私立	23	387,000	0	0			23	387,000
計	615	12,164,740	4	42,500	0	0	611	12,122,240
14年度	件数	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額
管内公立	485	8,479,900	12	279,800			473	8,200,100
私立	80	1,080,750	0	0			80	1,080,750
管外公立	12	182,800	0	0			12	182,800
私立	6	96,500	0	0			6	96,500
計	583	9,839,950	12	279,800	0	0	571	9,560,150
15年度	件数	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額
管内公立	459	5,195,520	20	227,350			439	4,968,170
私立	127	1,369,150	17	196,700			110	1,172,450
管外公立	3	7,800	0	0			3	7,800
私立	12	170,400	0	0			12	170,400
計	601	6,742,870	37	424,050	0	0	564	6,318,820
16年度	件数	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額
管内公立	551	6,111,400	143	1,824,850			408	4,286,550
私立	106	1,757,200	54	829,400			52	927,800
管外公立	6	105,400	6	105,400			0	0
私立	2	44,200	0	0			2	44,200
計	665	8,018,200	203	2,759,650	0	0	462	5,258,550
17年度	件数	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額
管内公立	2,1542	493,647,890	21,030	487,435,620			512	6,212,270
私立	2,823	54,043,620	2,680	52,068,100			143	1,975,520
管外公立	350	6,012,000	345	5,925,700			5	86,300
私立	215	3,910,860	209	3,821,360			6	89,500
計	24,930	557,614,370	24,264	549,250,780	0	0	666	8,363,590

総合	件数	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額
管内公立	24,015	532,739,220	21,227	490,098,220	459	8,578,120	2,329	34,062,880
私立	3,297	60,038,320	2,751	53,094,200	96	998,150	450	5,945,970
管外公立	457	7,812,550	351	6,031,100	60	954,550	46	826,900
私立	276	4,769,860	209	3,821,360	18	160,900	49	787,600
計	28,045	605,359,950	24,538	553,044,880	633	10,691,720	2,874	41,623,350
過年分	件数	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額
管内公立	2,473	39,091,330	197	2,662,600	459	8,578,120	1,817	27,850,610
私立	474	5,994,700	71	1,026,100	96	998,150	307	3,970,450
管外公立	107	1,800,550	6	105,400	60	954,550	41	740,600
私立	61	859,000	0	0	18	160,900	43	698,100
計	3,115	47,745,580	274	3,794,100	633	10,691,720	2,208	33,259,760

収納・滞納等の状況は、図表9 - 2の通りである。

平成12年度から平成16年度に記載されている額は、過年度発生分で本年度まで未回収の債権額であり、いわゆる不良債権額の本年後の回収状況である。後述の通り、債権の徴収停止から5年を経過した場合には、時効による不納欠損処理を行っているため、平成17年度においては平成12年度発生分が対象となる。

収入未済額は、平成18年3月末現在で、過年度分合計33,259千円、当年度である平成17年度分8,363千円、合計41,623千円である。

なお、件数欄は、のべ月数で記載(すなわち、1人について1年で12件となる)されている。

また、「管内公立、私立」は、目黒区民が目黒区管内の認可保育園を利用した場合の負担金、「管外公立、私立」は、目黒区民が目黒区管外の認可保育園を利用した場合の負担金として区分して表示している。

2 収納方法による収納率の相違

収納方法は、口座振替、納付書による場合、の2種類がある。「原則として」口座振替によることとされているが、納付書による収納も行われている。

口座振替は、当月分を当月末引き落とすが、納付書による場合は3ヶ月に1度納付書を利用者に郵送し、毎月利用者が納付書に基づき振り込むこととなっている。

口座振替の方が、回収率が上がることは間違いのないため、保育所利用者の募集に際しては、原則口座振替の方法によることとし、保育園における面接の際に口座振替依頼書を持参するように求めている。

しかし、口座振替に一本化して、納付書方式を廃止することまでは、利用者区民の便宜を考えて、現在のところ行う予定はないとのことであった。

口座振替による直近の収納状況と、納付書送付の場合の直近の収納状況を示せば、それぞれ以下の通りである。

(1) 口座振替による納付

平成 18 年度直近の納付状況を示せば、図 9 - 3 の通りである。

〔図表 9 - 3 口座振替収納状況〕 (平成 18 年度直近のもの)

	処理依 頼件数	処理依頼金 額	処理済 件数	処理済金 額	不 能 件 数	不能金 額	実行 率(件 数)	実行 率(金 額)
18 年 4 月分 保育料	1,301	30,252,750	1,265	29,720,970	36	531,780	97.23	98.24
18 年 5 月分 保育料	1,514	36,033,270	1,471	35,278,400	43	754,870	97.16	97.91
18 年 6 月分 保育料	1,616	38,669,340	1,559	37,632,840	57	1,036,500	96.47	97.32
18 年 7 月分 保育料	1,662	40,032,980	1,619	39,091,930	43	941,050	97.41	97.65
18 年 8 月分 保育料	1,682	40,344,140	1,636	39,571,920	46	772,220	97.27	98.09
18 年 9 月分 保育料	1,686	40,435,820	1,629	39,115,320	57	1,320,500	96.62	96.73

上表が示すとおり、平成 18 年度直近の実行率(= 処理済金額 / 処理依頼金額)
は、総じて 95% を超えており、高い収納率である。

(2) 納付書による納付

〔 図表 9 - 4 納付書による収納状況 〕 (直近決算期)

	①納付書世帯件数	①納付書世帯金額	②納付書支払済件数	③支払済金額	④納付書による調定額	収納率 (③/④)
18年4月分保育料	435	17,050,620			17,050,620	-
18年5月分保育料	362	11,833,900			11,833,900	-
18年6月分保育料	323	9,443,610			9,443,610	-
18年7月分保育料	389	8,146,500			8,146,500	-
18年8月分保育料	311	7,594,450			7,594,450	-
18年9月分保育料	305	7,782,850	376	6,975,440	7,782,850	89.63%

納付書世帯件数および納付書世帯金額は、毎月処理する保育料口座振替請求データ作成時の非口座件数及び金額を、納付書支払済件数及び支払済金額は、日々送られてくる支払済納付書の確認済み件数を示している。

担当部課によれば、納付書による支払い済み件数及び金額を調査することは、個別のデータをチェックする必要があるため、時間がかかるとのことであったため、直近の平成 18 年 9 月分の保育料についてのみ確認を行った。

本来、納付書世帯件数が、納付書支払済件数を上回るはずであるが、上記(表 9 - 4)では、納付書世帯件数(305件)を、支払済件数(376件)が上回るという結果となっている。

この数字がこのような関係になった理由としては、納付書は3か月分まとめて送付しているが(例えば、7~9月分は6月下旬に送付)、9月分口座振替請求データは9月中旬に作成し金融機関に送付していることから、この間で保育料にかかわる変動があると二つのデータは異なる数字となってしまうことが考えられる、とのことであった。但し、詳細の調査についてはかなりの労力と時間が必要となるため、追加調査は実施しなかった。

平成 18 年 9 月度の納付書による収納率は、上記の通り約 89%であり、高い

収納率を示しているが、口座振替には及ばない。また、他の月がこの収納率を保っているかは確認できない状況である。

収納率を示すデータが抽出できなければ、実際に行われている債権管理の有効性が検証できない。合理的、効率的な債権管理という観点から、納付書の場合の収納率を示すデータを抽出できる体制を整えるか、データの抽出が容易かつ収納率の高い口座振替に収納方法を可能な限り統一するか、のいずれかの方法を講じるべきであろう。

なお、担当者によれば、現運用システムではこのような基礎的データの抽出すらできないとのことである。債権管理の面からも保育課システムの改善が必要であろう。

(3) 階層別の収納率の相違

平成18年9月の保育料滞納者の状況を示せば、図表9-5の通りである。

〔図表 9 - 5 階層別滞納額および滞納割合〕

階層	滞納者数	保育料滞納額	滞納割合	
			滞納者のなかでの人数の割合	滞納者のなかでの金額の割合
C1	0	0	0%	0%
C2	0	0	0%	0%
C3	15	52,800	9.0%	1.7%
D1	2	13,200	1.2%	0.4%
D2	11	74,950	6.6%	2.4%
D3	5	41,850	3.0%	1.4%
D4	14	211,900	8.4%	6.9%
D5	17	205,900	10.2%	6.7%
D6	13	212,400	7.8%	6.9%
D7	11	162,300	6.6%	5.3%
D8	6	114,550	3.6%	3.7%
D9	11	260,100	6.6%	8.5%
D10	8	152,450	4.8%	5.0%
D11	7	151,100	4.2%	4.9%
D12	5	201,500	3.0%	6.6%
D13	4	94,120	2.4%	3.1%
D14	7	188,420	4.2%	6.2%
D15	4	69,360	2.4%	2.3%
D16	2	61,100	1.2%	2.0%
D17	1	18,000	0.6%	0.6%
D18	8	209,560	4.8%	6.8%
D19	2	42,800	1.2%	1.4%
D20	3	85,600	1.8%	2.8%
D21	11	437,200	6.6%	14.3%
合計	167	3,061,160	100%	100%

上表は、平成 18 年 9 月の 1 ヶ月の保育料について、平成 18 年 10 月 31 日現在の滞納状況を示している。1 ヶ月のデータであるとはいえ、D11 層（前年分の所得税課税額が 240,000 円以上 270,000 円未満の世帯）以上の所得層の滞納金額を合計すると、全体の 50% を超える。しかも、D21 層（前年分の所得税課税額が 900,000 円以上の世帯）についても 11 名の滞納者が存在し、金額ベースの割合は 14.3% にも達している。

このように、保育料の滞納者の中には、福祉目的の貸付金等とは異なり、高所得者層が存在するのである。高所得者層の支払うべき保育料は相対的に高いため、滞納が発生すると金額ベースの滞納割合は大きく増加することになる。

しかし、高所得者が生活に困窮しているとは考えにくい。したがって、高所得者層（具体的には、D階層に区分されている利用者であろう）の滞納者を減少させるべきである。

前述のとおり、平成18年9月分においてはD11層以上の所得層の滞納金額割合は50%を超えているのであるから、少なくともこの階層の者（所得控除の額にもよるが、仮に給与所得者とすれば、給与水準は500万円から600万円と考えられる）に対しては、重点的回収を図るべきである。

単純に計算すれば、前述の図表9-2記載のとおり、過年度の収入未済額は約3300万円であるから、D11層以上の所得層に対して強制執行にまで及んでいたとすればその半分程度の1700万円程度が回収できたと推定できる。

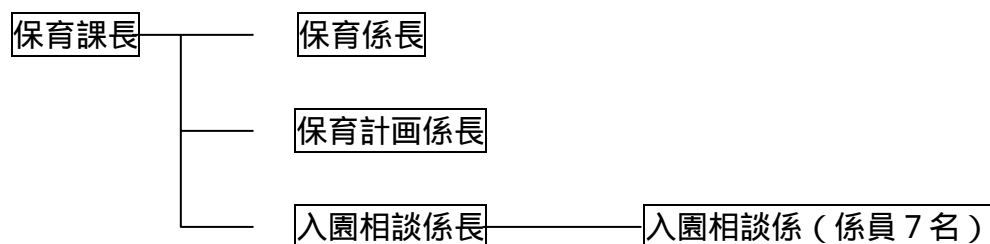
しかしながら、後述の「第4 管理の体制及び手続」に記載したとおり、回収のための組織がなく人的パワーが不足している。

第4 管理の体制及び手続

1 組織

債権の管理回収に関して特別な組織はない。保育課の組織図は以下のとおりであり、入園相談係7名のうち2名が、入金があった債権の消し込みを行い、5名が利用者に対する督促等を行っている。

〔図表9 - 6 保育課組織図〕



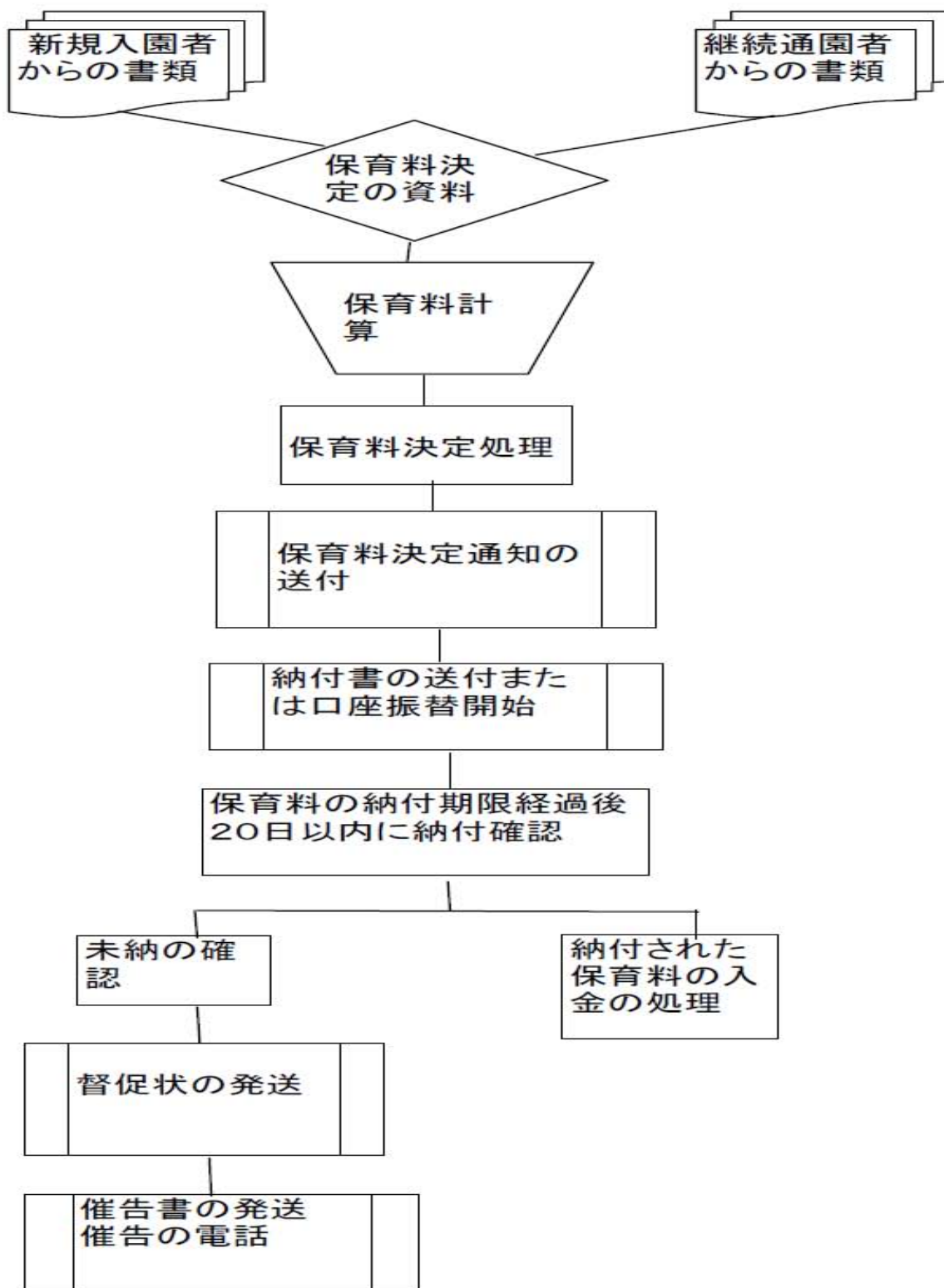
2 徴収管理の手続

(1) 徴収管理手続の流れ

保育料の決定と徴収手続の流れを示せば、図表9 - 7のとおりである。

〔図表9 - 7〕

保育料決定と徴収手続



なお、現在の保育料の決定方式は、いつ決定しても4月～3月の12カ月分に均等で賦課している。

この方式だと、4月中に4月分の保育料決定ができないと、4月分保育料の納期限が5月末や6月末にずれこむこととなってしまう。従って、この方式では、各月分保育料と納付期限の組み合わせが多数存在し、債権管理を困難なものにしている。

よって、債権管理を容易にするために、保育料は年額を決定した上、3月までの残月数で割りかえした月額を賦課する方式に改めるなどの方法を講じることはできないであろうか。

(2) 滞納整理手続の流れ

保育料の滞納の整理については、「目黒区保育料等滞納整理実施要項」が定められている。

滞納の整理の方法としては、以下の4種類がある。

督促

納付期限経過後当該保育料等を納付しない場合に督促状を交付する。

催告

督促による保育料等の納付期限経過後、納付しない場合に催告書の交付をする。

実態調査による催促

督促・催告と並行して、必要に応じて滞納に係わる実態調査を行い、滞納者の状態により分類し、対応する。

対応方法は、図表9-8の通りである。

滞納処分

児童福祉法56条11項および地方自治法231条の3第3項に基づく滞納処分を行うことができる。

〔図表 9 - 8 実態調査における対応方法〕

分類	状態	取扱方針
A	納付意志が認められ、かつ、滞納額の一部を既に納付している	当分の間、納付状況を見守る。納付の中断等、状況が変化した場合は再度調査を行い、分類の見直し等の必要な措置をとる。
B	納付意志が認められ、かつ、滞納額の納付の約束をしている	保育料未納金の納付計画書の提出を求め、納付状況を見守る。計画を履行されない場合は、再度調査を行い、分類の見直しの検討等必要な措置をとる。
C	納付意志は認められるが、経済的理由により、具体的な納付計画が立てられない	分納納付等、納付方法の相談に応じるなどできる限り滞納者の事情に配慮し、早期完納を促す。
D	負担能力に問題があり、かつ、納付意志も認められない	滞納理由を確認し、その理由がやむを得ないもので、当面納付が困難と認められる場合は、定期的に連絡をとり、状況を確認する。状況が変化した場合は再度調査を行い、分類の見直しの検討等必要な措置をとる。
E	負担能力があるにもかかわらず、納付意志が認められない	訪問等により納付の協力を求める。再三の協力の要請にもかかわらず、納付の協力が得られない場合など、やむを得ない場合は、第9条に規定する滞納処分を含めた必要な措置をとる。
F	転出先不明等で連絡不能	住民記録等により所在地の把握に努め、連絡が可能となった場合は調査を行い、AからEまでのいずれかに分類し、必要な措置をとる。

(目黒区保育料等滞納整理実施要綱より)

回収不能分については、今までは年4回、書類による督促を行っていたが、平成18年7月から毎月1回の督促に変更している。

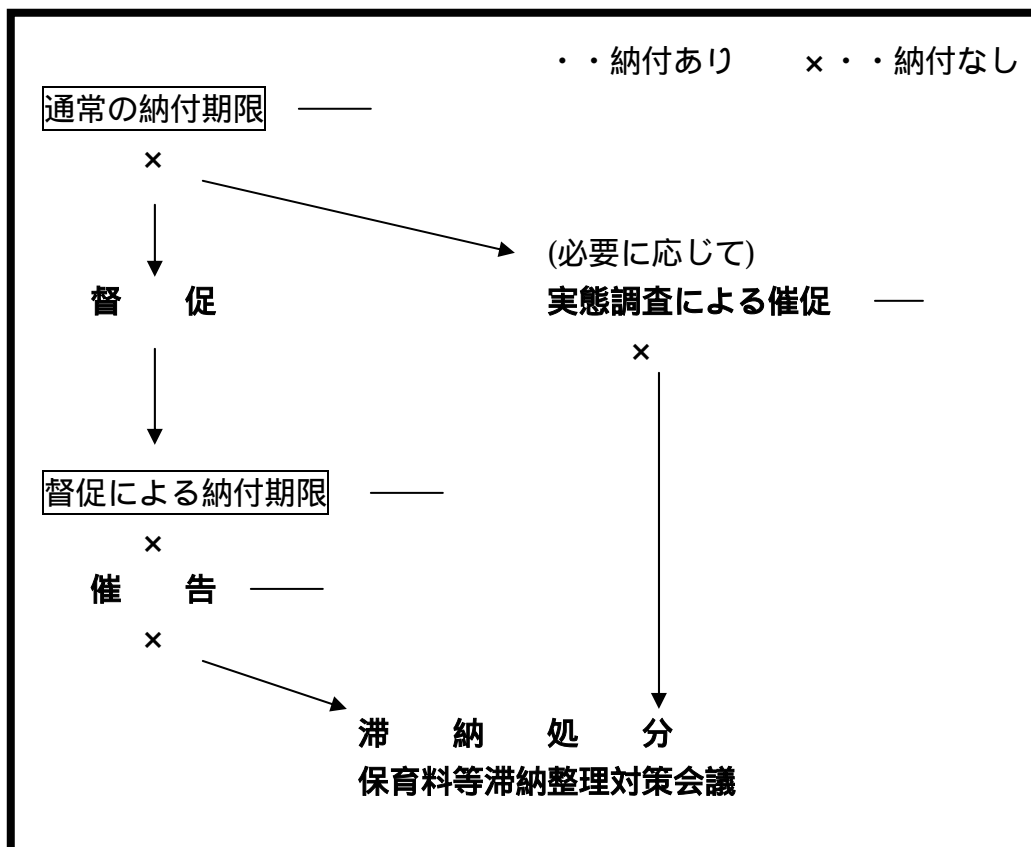
マニュアルは存在するが、上記回収督促方法の変更に伴い、年度内を目処にマニュアルを改訂中である。

(3) 滞納整理の基準

児童福祉法56条11項および地方自治法231条の3第3項の規定による滞納処分を行っている。

処理の細則である目黒区保育料等滞納整理実施要項に規定された滞納整理のフローを図示すれば、図表9-9のとおりである。

〔図表 9 - 9 滞納整理のフロー〕



なお、上記のような滞納整理の流れが定められているが、担当者のヒアリングの結果、督促および催告はなされているものの、実態調査による催告、滞納処分は行われた例はないとのことである。

また、担当者のヒアリングの結果、滞納の整理を効率的に行うことを目的として、保育課長、福祉事務所保育課入園相談係長および福祉事務所保育課入園相談係職員で構成される「保育料等滞納整理対策会議」が設置されているが、この対策会議が開催された例もない、とのことであった。

保育所の利用者には、高所得者層も存在することから、滞納処分等を行うことにより債権回収の実効性が上昇することが十分考えられる。すみやかに滞納処分等の措置を講ずるべきである。

目黒区保育料等滞納整理実施要項（抄）

（制定 平成 18 年 3 月 31 日付け目健育第 1032 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、目黒区保育所入所条例に規定する保育料及び延長保育料並びに目黒区立八雲保育園 2 時間延長保育（試行）実施要項に規定する保育料の支払い義務者のうち、保育料等を滞納している者（地方自治法第 236 条 1 項の規定により当該保育料等にかかわる普通地方公共団体の権利が消滅した者を除く。以下「滞納者」という）に対し、債務の履行を求め、収入率の向上及び保育料等の利用者負担に係わる公平性を確保することにより、円滑かつ適正な保育事業の運営を図るとともに、健全で効率的な行財政運営に資することを目的とする。

（滞納整理の方法）

第 2 条 保育料等の滞納の整理は、督促、催告、実態調査による催促及び滞納処分により行うこととする。

（督促）

第 3 条 保育料等の納付期限経過後、当該保育料等を納付しない場合は、滞納者に対し督促状の交付により督促を行うものとする。

（催告）

第 4 条 前条に規定する督促による保育料等の納付期限経過後、当該保育料等を納付しない場合は、滞納者に対し、催告書の交付により催告を行うものとする。

（督促状及び催告書の交付方法）

第 5 条 第 3 条および前条に規定する督促状及び催告書の交付は、滞納者の児童が目黒区立保育所条例別表に規定する保育園に在園している場合には保育園を通じて、その他の滞納者に対しては郵送により行うものとする。

（実態調査による催促）

第 6 条 第 3 条および第 4 条の規定による督促及び催告によるほか、保育料等の滞納者に対し、必要に応じて滞納に係わる実態調査を行うとともに、滞納している保育料等の納付の催促を行うこととする。（以下略）

（滞納処分）

第 9 条 第 3 条から前条までの規定による滞納の整理にもかかわらず、保育料等を納付しない場合は、児童福祉法第 56 条第 11 項及び地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定により滞納処分を行うことができるものとする。

（４）催告及び督促手続の実施状況

平成 18 年 7 月から 10 月までに実施した催告および督促の状況を示せば、図表 9 - 10 の通りである。

〔図表 9 - 10 催告および督促の状況〕

NO	保育所	催告 ※1			督促 ※2		
		人	件	金額	人	件	金額
1001	駒場	4	13	158,100	25	44	787,600
1002	菅刈	3	4	42,500	36	74	1,238,570
1003	東山	3	7	107,900	33	49	1,122,170
1004	第2上目黒	6	14	238,400	28	45	941,200
1005	上目黒	2	3	81,150	38	62	1,396,670
1006	中目黒	7	19	351,300	20	41	633,550
1007	第2田道	2	6	108,000	12	16	340,500
1008	田道	4	6	108,000	34	47	880,120
1009	不動	4	14	78,650	10	22	222,050
1010	中町	8	20	308,700	30	55	860,450
1011	祐天寺	5	7	68,200	26	47	621,240
1012	中央町	1	3	9,300	18	23	485,600
1013	目黒本町	5	14	149,300	32	63	854,230
1014	原町	10	33	478,200	49	82	1,605,650
1015	南	4	11	136,550	23	46	858,550
1016	第2碑文谷	2	6	15,600	28	46	559,410
1017	碑文谷	2	2	32,550	29	46	868,820
1018	第3碑文谷	2	4	61,600	17	21	384,300
1019	鷹番	0	0	0	9	14	249,000
1020	大岡山	1	3	42,600	18	33	693,920
1021	八雲	2	6	19,200	44	63	1,201,310
私立ほか	私立ほか	23	71	905,560	124	235	2,747,380
計		100	266	3,501,360	683	1,174	19,552,290

※1 17年10月～18年3月分保育料

※2 18年1月～9月分保育料

数件サンプリングで確認したが、督促・催告の漏れは発見できなかった。

(5) 減免および不納欠損

過年度発生分の負担金を免除する減免制度はない。

債権の徴収停止から5年を経過した場合には、時効による不納欠損処理を行っている。この場合、時効の対象債権のリストを文書で作成して、区長の承認を受けることとなっている。

ア 不納欠損処理の現状

図表 9 - 2 が示すとおり、平成 17 年度においては、10,691,720 円を不納欠

損として処理している。

担当課にその明細を依頼したところ、以下の理由により、本監査報告書作成までにその基礎資料を提出することは難しいとのことであった。すなわち、不納欠損処理をするにあたり、従来は前年度の決算資料にある12年度分保育料資料(毎年5月末日作成)に記載される調定額から、当該年度内に支払われた12年度保育料の納付記録額を差し引くことで金額確定をしていた。また、保健福祉システムから出力される「滞納者一覧」を毎年同時期に出力し確認を行っていたが、今年度については滞納額の合計が同時に作成している決算資料の数値より少ないものとなったため、「滞納者一覧」は決算資料に使えないこととなり、今回の処理では不納欠損処理の明細として使用はしなかったとのことであった。

なお、平成18年5月末に作成した「滞納者一覧」は、保健福祉システムのサーバ内のみデータ保存されているが、データ保存期間が6ヶ月であるため既に一部が消去済みで、監査報告書作成時点である平成18年12月末日では内容の確認ができないとのことである。

ちなみに、現時点での「滞納者一覧」では、平成12年度保育料の不納額合計が744万円余となっているが、その差額がどのような理由によるのか判定するには時間がかかるとのことであり、本監査報告書作成には間に合わなかった。

イ 債権管理システムの改善

(ア) 現在の債権管理システムの問題点

保健福祉システムの滞納額が決算資料の数値と一致しない問題の他、前述のとおり、納付書による場合の納付状況の調査を行った際、現在使用している債権管理システムのアウトプット帳票では対応できないものが存在した。すなわち、納付書による場合の滞納状況の一覧表は、債権管理システムでは出力されず、その収納率は手作業で確認せざるを得ず、その詳細は不明であった。

また、担当者によれば、現在使用しているコンピュータソフトの保育料管理能力が貧弱なため、債権管理データに不安がある、とのことである。

債権管理システムの不備で、資力のある債務者に対して法的手段を取ることができないといったことがないよう、システムの整備が必要である。

(イ) 債権管理システムの改善案

担当者からのヒアリングの結果、具体的にシステムの改善点および手続き上留意すべき点を列挙すれば以下の通りである。

債権管理システム上の未納額が財務会計システム上の未納額と一致しないので、これを一致させるべきである。

システム上、保育料分納者の管理を行っていない。今後は、分納についても併せて管理し、その納付期限を守らない者に対して督促等を行う必要がある。

システム上、回収に向けての交渉経過や記録を残せないため、担当者レベルの記録でしか管理回収の経緯が判らない。今後滞納処分を行っていく前提として、債権の管理回収状況を一覧できる資料の作成が望まれる。

当初の納期限、督促の納期限、催告の納期限および交付状況と収納状況をリンクして、システム上管理できるようにするべきである。

各種書類の保存に関し、文書は5年以上の保存を行っているが、データ保存の場合は6カ月で消去されているとのことである。印刷して保存という方法も考えられるが、分量が多いため対応できないとのことであった。過去の出力帳票類についても、少なくとも文書保存期間である5年間は電子データのまま保存しておけるよう検討するべきであろう。

第10章 女性福祉資金貸付金

第1 指摘事項

1 債権管理の統一的基準（マニュアル）制定の必要性

【前提事情】

所管係において、督促から執行にいたるまでの債権管理業務についての基準が決められていない。

担当者は、同種の貸付金に関して東京都が制定したマニュアルを手元に備え置き、適宜、参照しているが、必ずしも当該マニュアルどおりの手続をとっていない。

【指摘事項】

効率的・効果的な債権管理を行なうためには、とるべき対応を統一的に決めておく必要があり、東京都のマニュアルを参考にするなどして債権管理の統一的基準を定める必要がある。

2 回収不能債権の不納欠損処理

【前提事情】

区では、過去、女性福祉資金貸付金の不納欠損処理を行なったことはないが、債務者の中には、自己破産している者や最終支払後、10年以上経過している者がおり、このような實際上、債権回収が極めて困難であると思われるものについても未収債権として資産計上している状況にある。

【指摘事項】

事実上、債権回収が極めて困難である債権については、不納欠損処理を行ない、会計上、区の財産の実情を明らかにすべきである。

そのためには、免除の規定を活用するとともに、他の滞納債権の状況を併せ考えた上で、債権放棄条例の制定の必要性を検討すべきである。

3 保証人・連帯借主への督促等の必要性

【前提事情】

保証人または連帯借主への督促等は、皆無といってよいほど行なわれていない。また、保証人に対して、どのような場合にいかなる方法をとるべきかについて、何ら基準が定められていない状況にある。

【指摘事項】

貸付に関する条例では、保証人を付することを定めており、滞納債

権に関して、保証人に対して何の手立ても講じないのでは、条例の趣旨を没却することになる。

滞納期間や滞納額についてなど一定の基準を定めた上で、保証人に対して督促その他の回収手続を行なうべきである。

第2 概要

1 内容

区が女性の経済的自立と生活意欲の助長を図るため行なう貸付金であり、都の行なう「母子福祉資金貸付金」を補完する性格をもっている。

貸付の種類等は次のとおりである。

〔対象〕

事業の開始、継続、就職などのために資金を必要とする女性で、次のいずれかの要件を満たす方。

6ヶ月以上都内に居住している配偶者のいない25歳以上の女子が、直系の血族又は兄弟姉妹を扶養しているか、所得が一定以下であって、他から同種の資金の借受けが困難な場合

行動又は環境に照らし、援護及び指導が必要と認められ、かつ、他から資金の借受けが困難な女子

6ヶ月以上都内に居住している配偶者のいない女子が、直系の血族又は兄弟姉妹を扶養している場合で、貸付の必要が特に認められるとき

〔図表10 - 1 女性福祉資金貸付の種類〕

資金の種類	貸付限度額（円）	償還期間	利率（％）
事業開始資金	2,830,000	7年以内	0
事業継続資金	1,420,000	7年以内	0
技能習得資金	月額 50,000 (習得期間中3年以内) (自動車運転免許を取得する場合460,000)	10年以内	0
就職支度資金	100,000 (通勤のために自動車を購入する場合320,000)	6年以内	0
住宅資金	1,500,000 (特例 2,000,000)	6年以内 (特例 7年以内)	2.00
転宅資金	260,000	3年以内	2.00
医療介護資金	医療 310,000 (特例 450,000)	5年以内	0
	介護 500,000		

生活資金	月額 103,000 (医療介護資金借受期間中・失業期間中) 月額 141,000 (技能習得期間中)	5年以内 10年以内	0又は2.00
結婚資金	300,000	5年以内	2.00
修学資金	月額 18,000～96,000	20年以内	0
就学支度資金	39,500～590,000	20年以内	0

(平成17年4月1日適用)

注1 償還開始は据置期間(6ヶ月又は1年)経過後。

注2 修業施設で知識・技能習得中、高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、各々の金額に児童扶養手当額を加算した額になる。

注3 事業開始資金及び事業継続資金は、平成15年度以降の新規貸付実績はない。

2 貸付の実績

修学資金が圧倒的に多く、17年度では80%以上を占めている。

最近3年間の実績は以下のとおりである。

[図表10-2 貸付の実績]

年度 貸付 資金 の種類	15		16		17	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業開始資金	1	2,600,000	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	1	309,000	2	618,000
結婚資金	1	300,000	0	0	0	0
修学資金	8	4,971,000	10	6,594,000	8	5,946,000
就学支度資金	1	450,000	1	136,500	2	660,000
合計	11	8,321,000	12	7,039,500	12	7,224,000

第3 管理回収の状況

1 平成17年度の収納状況

平成17年度の収納状況は次のとおりである。

〔図表10-3 平成17年度の収納状況〕

	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
元金(円)	21,834,091	5,156,052	0	16,678,039
利子(円)	557,506	28,113	0	529,393
計	22,391,597	5,184,165	0	17,207,432

2 最近5年間の収納状況の推移

最近5年間の収納状況の推移は次のとおりである。

〔図表10-4 収納状況の推移〕

(円)

年度	貸付決定額 (A)	Aのうち貸 付済額(B)	Bのうち調 定済額(C)	Cのうち収 入済額(D)	Cのうち滞 納額(E = C - D)	滞納率(E ÷ C) %
13	9,137,000	9,137,000	1,016,000	515,750	500,250	49.2
14						
15	11,243,000	8,597,000	899,600	748,400	151,200	16.8
16	6,466,500	6,046,500	19,653	0	19,653	100
17	8,796,000	3,012,000	0	0	0	0

3 滞納者の状況

現時点での滞納者は43人(一人で複数の貸付金を滞納している者を含む)で、その内容は次のとおりである(延滞金を含む)。

〔図表10-5 滞納者の状況〕

No	発生年度	滞納額(円)	償還期間 経過
1	S 61	1,553,860	
2	6	1,389,103	
3	8	1,376,276	
4	8	1,158,240	
5	10	1,111,999	
6	8	929,600	
7	10	827,200	
8	10	825,800	
9	4	719,200	
10	S 62	703,108	
11	14	668,300	

12	S 58	635,542
13	12	600,000
14	2	552,442
15	6	527,352
16	S 58	519,620
17	14	465,000
18	6	400,000
19	14	259,064
20	12	250,800
21	11	230,000
22	14	210,000
23	12	170,200
24	16	168,630
25	17	154,500
26	14	153,750
27	17	112,000
28	17	75,360
29	16	70,000
30	17	66,600
31	17	63,440
32	17	36,004
33	17	34,200
34	17	33,060
35	16	31,800
36	17	27,000
37	15	21,664
38	17	20,600
39	17	14,100
40	17	13,288
41	17	11,600
42	17	10,080
43	15	7,050
	計	17,207,432

発生年度は平成（但し、Sは昭和）

また、図表10-5のうち、滞納金額の多いもの上位15名の滞納金額の発生年度は次のとおりである。

〔図表10-6 大口滞納者の発生年度別一覧〕

NO	13以前	14	15	16	17	計
1	1,553,860					1,553,860
2	1,389,103					1,389,103
3	1,176,488	199,788				1,376,276

4	576,360	179,040	179,040	179,040	44,760	1,158,240
5	448,119	199,164	199,164	199,164	66,388	1,111,999
6	531,200	99,600	99,600	99,600	99,600	929,600
7	404,800	193,600	140,800	17,600	70,400	827,200
8	357,800	141,600	141,600	106,200	78,600	825,800
9	719,200					719,200
10	703,108					703,108
11		81,500	195,600	195,600	195,600	668,300
12	635,542					635,542
13	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	600,000
14	552,442					552,442
15	527,352					527,352
計	9,695,374	1,214,292	1,075,804	917,204	675,348	13,578,022

第4 管理回収の体制

1 管理回収の体制

(1) 組織

健康福祉部子育て支援課が所管である。

・健康福祉部（1084名）

子育て支援課（25名）

子育て支援係（6名）

母子・女性相談（4名）

- ・相談・決定 1人（常勤）
- ・相談 1人（"）
- ・事務 1人（"）
- ・事務補助 1人（臨時職員）

債権情報自体は、電算システムで管理している。

(2) 研修・ミーティング等の状況

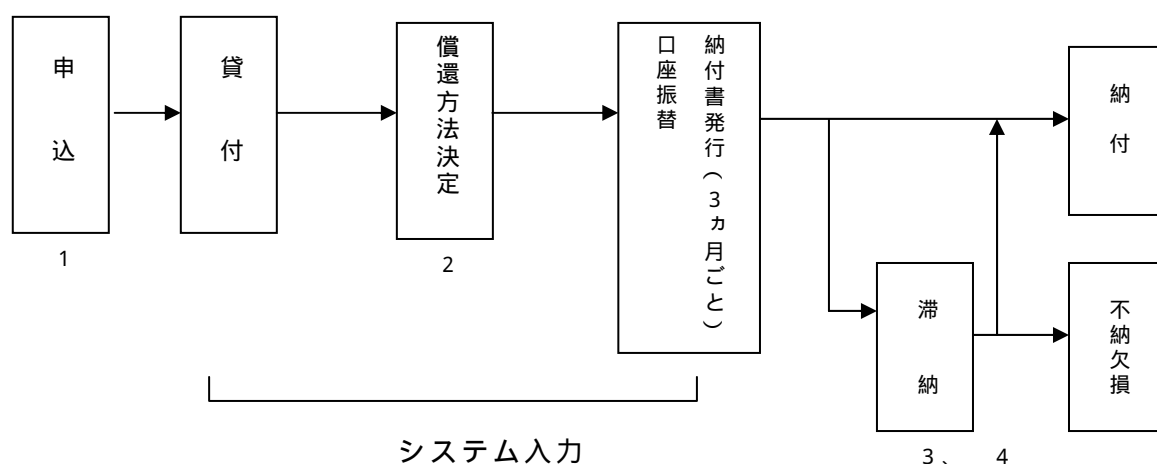
担当者は、東京都主催の研修（年1回）に参加するとともに、滞納整理等に関するミーティングを随時行なっている。

2 徴収管理の手続

(1) 徴収管理の手順

目黒区女性福祉資金貸付条例(以下、この章では条例という。)によれば、女性福祉資金の貸付から徴収までは次の手順にしたがって行なわれる。

[図表 10 - 7 貸付から徴収まで]



1 申込には保証人が必要である。また、修学資金については修学者が連帯債務者となる(8条、9条)。

2 償還方法は貸し付けを受けた者の選択により、年賦、半年賦または月賦となる。ただし、不正があった場合等は、一括償還のペナルティがありうる(17条)。

3 滞納債権については、年10.75%の違約金が発生する(18条)。

4 滞納整理に関連する主な記録は次のとおりである。

償還台帳

債権者ごとに、貸付額、毎月の返済予定額、収入日、督促状の発送日などが記載されている。なお、滞納者の一部については、督促等の便宜のため台帳から取り外してファイルをしている。

口座台帳

口座振替対象者に関する「償還台帳」である。

管理書類のファイル

個人別に、貸付決定通知書、借用書等の貸付決定時の書類一式が保管されたファイルである。

実態調査に関する資料つづり

滞納者に対して、実態調査を行なった場合に当該調査に関する資料をつづってある

補助簿

所管係がパソコンにて作成している。各滞納者ごとに未済金の発生年度、滞納の発生月、一部弁済の有無等が一覧できるようになっている。

3 滞納整理

(1) 滞納整理の基準

所管係においては、とくに滞納整理に関するマニュアル類は作っていないが、東京都で作成している同種貸付金の取扱いマニュアルを適宜参照している。

(2) 滞納整理の実施状況

ア 滞納者への督促等の内容

滞納者に対してどのような対応を取るかについては、督促状を年に1回発送することが決められているほかは、とくに所管係で方針があるわけではないが、主として電話、訪問等による督促を行ない、場合によって実態調査を行なっているとのことである。

債権の徴収管理に当てる時間は、全体で月260時間程度、そのうち、督促等の滞納整理関係に当てる時間は130時間程度とのことである（同一係で所管している母子福祉資金事務も含む）。

ただし、償還台帳等を閲覧した限りでは、文書以外の方法によって督促等を行なった場合には、特筆すべき事項がないときには文書による記録が残されていない状態であった。

イ 保証人等への督促

ほとんど行なわれていない（平成17年度に1件のみ行なわれた）。

ウ 滞納金額上位10名に対する滞納整理の実施状況

滞納金額上位10名に対する督促以外の回収手続の実施状況は以下のとおりであった。

〔図表10-8 大口滞納者に対する回収手続の実施状況〕

債務者番号	滞納理由	最終支払年度	滞納整理手続	
			住所調査の実施の有無・実施時期	訪問の有無・実施時期
1	記録上は不明	H17年度	H16.10	S60年
2	平成10年に自己破産をし、保証人も支払困難	H9年度	H16.10	無し
3	他の借入の支払がある	H17年度	H16.10	無し

4	記録上は不明	H17年度	H17. 2	無し
5	平成14年に自己破産	H13年度		無し
6	記録上は不明	H8年度	H17. 2	無し
7	記録上は不明	H17年度	H17. 2	無し
8	記録上は不明	H17年度	H17. 2	無し
9	記録上は不明	H10年度	H15. 11	H17. 11
10	記録上は不明	S62年度	H16. 10	無し

エ 分納の状況

図表10-8の大口滞納者のうち、平成18年度において分納を行っている者の内容は次のとおりである。

〔図表10-9 分納の内容〕

NO	分納合意時期	内容	実行状況	参考資料等
3	H17. 9	毎月1万ずつの支払	H17. 11～H19. 11で計4回の支払	とくになし

4 減免及び不納欠損

(1) 減免の基準

貸付額の大きい修学・就学資金については図表10-10のとおり猶予及び免除の基準が定められており、当該基準に従って減免を行う。

これらの免除が行なわれた場合に不納欠損処理が行なわれることになる。

〔図表10-10 減免の基準〕

		該当条項	決定者	内容
猶予	災害等による猶予	19条	区長	災害・盗難・疾病・負傷その他やむを得ない理由により、借受者が償還期日までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められる場合（連帯借主が償還期日に償還することができると認められる場合を除く）
	修学中による猶予		区長	償還期日において、中学校・高等学校・大学・高等専門学校もしくは専修学校において修学しているとき、または技能習得資金の貸付けにより知識技能を修得しているとき
免除		20条	区長	借受者が死亡した場合、精神または身体に著しい障害を受けた場合その他特別の事情により元利金を償還することができなくなったと

				認められる場合（連帯借主が償還期日に償還することができるものと認められる場合を除く）
違約金の免除		18条	区長	特別の理由があると認める場合

(2) 平成 17 年度における減免・不納欠損の実施状況

平成 17 年度においては、減免及び不納欠損処理は行なわれなかった（過去において不納欠損処理が行なわれたことはない。）。

第 5 本章の総括

1 滞納債権の特徴について

(1) 貸付の種類

滞納額の多い貸付は、事業資金貸付と就学・修学資金貸付である。このうち、就学・修学資金は、その性質上、回収可能性を考慮して対象者を選別することは困難であり、滞納等が生じた後の管理業務をどのように効率的・効果的に行なうかということが債権管理の主眼となる。

一方、事業貸付資金については、貸付の際の審査の精度を高めることによって、ある程度は貸倒れを少なくすることが可能である。

(2) 滞納債務者数、債務額

全体で 43 名の滞納債務者がおり、滞納債務者用のデータを個別に管理することは可能な程度の人数であるが、全ての滞納債務者を一律に扱って、督促、個別訪問、財産調査等の一連の手続を実施するには多い人数である。

また、各人の債務額については、43 名中 16 名が 10 万円以下であるなど少額の滞納者が比較的多く（もっともこれらの者の多くは現在償還中の債務者であり、今後、滞納額が増加する可能性が少なくないのではあるが）、これら小口債務者については、債権の管理・回収に要するコストが回収額に見合うものであるかを注意しておく必要がある。

このような滞納債務者数及び債務額の特徴を考えれば、債務者を大口の者（たとえば 50 万円以上）、小口の者で滞納が始まってから 3 年以上経過している者、小口の者で滞納が始まってから 3 年未満の者、に分けるなどし、区分ごとに管理及び回収の方法を考えることが効率的である。

上記区分はあくまでも一例であるが、この区分での具体的な対応例としては、については、支払能力に疑問が大きいので、重点的に債

務者の状況調査（訪問等含む）を行ない、必要に応じて減免等不納欠損処理の検討を行う、については分納等に対応できるケースも少なくないと思われるので、分納計画等の作成を指導する、については督促等を定期的に行ない、滞納額が膨らまないよう観察をする、というような方法が考えられる。

2 債権管理マニュアルについて

効率的・効果的な債権管理を図るためには、とるべき対応をある程度は統一的に決めておく必要がある。

この点、前述の東京都のマニュアルでは、未償還者に対する措置として、滞納後 20 日以内に督促状の発送を行なうこと、督促状発送後 1 ヶ月内に支払のない場合は本人及び保証人に催告書を送付すること、その後、本人から連絡がない場合は、保証人に協力依頼をすること、などの手順を定めており、目黒区で統一的な取り扱いを定める場合の参考となろう。

3 債権回収業務の実施状況について

所管係が滞納整理関係にあてている時間は十分であるが、その内容は、督促に終始しているという印象を受ける。

滞納が発生してから期間の浅い債権については、督促が中心的な手続になるのは理解できるが、長期・大口滞納者については、督促だけでは実効性のある債権回収が図られないことは、滞納金額上位 10 名をサンプルとして監査した結果から明らかである。

また、図表 10 - 8 の NO8、9、10 のように、事情がはっきりしないまま、何年もの間、相手から連絡がないままにしておくのは、区民からみれば、事実上、管理を放棄しているとみられるおそれがあるのではないだろうか。

上位 10 名についていえば、これらの中に住所調査を行なっても所在不明であった者はいないが、なんら連絡のない者に対しては、単に督促状の発送に終始するのではなく、訪問等のより実効性のある方法で相手方とコンタクトをとり、その上で進んだ手続きをとるべきかどうかを検討する、少額ながら支払を行なっているものについては、区が協力して無理のない分納計画を立てさせる、などの対応を取ることが適当である（なお、滞納者の中には、区外に転居してしまっている者がいるようであるが、その場合の訪問の必要性については、転居先が遠方であるかどうかや、滞納額、滞納期間等を考えて決めること

になろう。)

この点については都のマニュアルで、催告・督促後支払いのない場合は家庭訪問をするなどして償還の指導助言を行ない、償還能力はあるにもかかわらず支払わない者については、内容証明による請求を行なうとされていることなどが参考になろう。

なお、滞納債務者の財産調査はほとんど行なわれていないが、債権回収にあたって財産調査が必要なこと、財産状態の調査方法等は第11章で述べられているとおりである。

4 資料の整理状況等について

(1) 実施した手続の記録

資料の整理状況はおおむね良好であるが、担当者の変更があった場合などに備えて、文書以外の方法による督促等を行なった場合にも記録を残しておくことが適当である。

(2) 担当者の判断の記録

長期・大口滞納者については、督促を行なえばそれによしとなることを防ぐためにも、実施した手続についての担当者の判断を償還台帳に記録しておくことが望ましい(記載例: 月 日に架電し、本人に督促を行なったが、明確な償還計画の提示がなかった。電話による督促では効果が薄いと考えられるため、以降は訪問による督促に切りかえることにする、など)。

5 保証人に対する督促等について

債権に保証人をつける目的としては、保証人から回収を受ける場合のあることは当然であるが、「保証人に迷惑をかけたくない」との心理から、主債務者に返済を促す効果もある。

前述のとおり、保証人に対する督促は、ほとんど行なわれておらず(平成17年度に行なわれた1件も、本人が自己破産したため保証人に対して督促を行なったということのようである)これでは保証人を要すると条例で定めた意義が没却されているといわざるをえない。

滞納期間が長い債務者、滞納額が多額の債務者などに対しては、保証人に対する督促等を行なうべきである。

6 時効期間が経過した債権の処理について

(1) 実質回収不能債権の処理

滞納債権の中には、支払がないまま民法上の消滅時効期間である10年を経過しているものがあるが、区ではこのような債権であっても他の債権と同様の管理の対象としている。

女性福祉資金貸付金は私債権であるため、消滅時効が完成したとしても当事者の援用がないかぎり債権は消滅しないが、真摯な債権回収の努力を払ったにも関わらず、10年間支払がなかった者などに対して督促等の手続を取ったとしても回収の見込みはわずかであり、また、このような者の連絡先を調査することさえ時間がかかることを考えれば、このような債権については実質回収不能債権として管理の対象外とするとともに、可能であれば法律上も債権を消滅させ、不納欠損処理を行なうことが適当である。

(2) 不納欠損処理のための方法

債権を消滅させるためには、債務者に時効援用の意思を確認する方法、他の自治体においてみられるように、時効期間が経過した場合は、債務者の時効の援用を待たずに債権放棄を行なうことができる旨の条例を定めて、当該条例を根拠として債権を消滅させる方法、などが考えられる。

このうち、は、条例等を必要としない方法であるが、債務者に連絡がつくケースに限られる方法であり、がより抜本的な方法であるといえる。

この点につき、区では、過去に債権管理条例の制定を検討した上で、現状必要ないとの結論に達した経緯があり、実際にも、女性福祉資金貸付金に関してだけでいえば、現在のところ、債務者の意思確認ができないケースは少ないため、条例制定の必要性は大きくないといえるが、他の種類の滞納債権の状況も考え合わせた上で、なお条例制定の必要性が乏しいと判断してよいかは検討の必要があるであろう。

7 破産債務者に対する債権について

(1) 不納欠損の必要性

サンプル調査を行なった滞納債権の中にも借受人債務者が破産免責を得ているケースがあるが、区ではそのようなケースでも不納欠損処理を行なってはいない。

その理由は、借受人が破産免責を受けたとしても、保証人や連帯借

主がいる場合は債権が存在するので不納欠損を行なわない、としているものと思われるが、保証人や連帯借主については、所在調査でさえ借受人債務者に対するよりも困難な場合がほとんどであり、まして支払交渉となるとなおさらであろう。

また、借受人債務者が破産した場合は、保証人や連帯借主についても支払困難に陥っていることが多いであろうことも考えると、このような債権は、実質的には回収不能債権である場合が少なくないと思われるため、不納欠損処理を行なうことを検討すべきである。

(2) 免除の検討

時効期間が経過した債権の場合とは異なり、借受人が破産免責を受けた債権については、条例 20 条の「借受人について特別な事情で元利金の償還ができなくなった場合に、連帯借主について償還できると認められる場合を除いて債権の免除ができる」との規定を活用して不納欠損処理を行なうべきである。

借受人が破産免責を受け、かつ、連帯借主について行方不明の場合や償還能力がない場合（破産等までは要さない）などは、免除の要件を充たすものとして債権を消滅させ、不納欠損処理を行なうことが適当である。

8 違約金の徴収について

条例で定める違約金については、計上・徴収していない。

滞納債権に加えて違約金までも徴収することが困難であることは理解できるし、また、その違約金の額も多額ではないであろうが、条例では違約金の徴収が原則となっており、違約金を免除するのであれば、条例の規定にしたがって、区長の決定により処理を行なうべきである。

以上

第 1 1 章 養護老人ホーム等入所者負担金

(養護老人ホーム等被措置者負担金、特別養護老人ホーム介護サービス自己負担金)

第 1 指摘事項

1 財産状態の調査を

【前提事情】

滞納債務者について財産状態の調査を行なう手順が定められておらず、実際にも行なわれていない。債務者の財産状態を把握することは、回収可能性を見極め、とるべき手続を選択するにあたって重要な判断要素となる。

滞納債権には、滞納が長期化・大口化しているものがいくつかあるが、これについては債務者の財産状態を把握していないことが一つの大きな要因となっていると考えられる。

【指摘事項】

長期滞納者などに対して、裏付けとなる資料とともに財産状態を申告させる手続を取るべきである。

また、あわせて他部署の有する情報の共有を検討すべきである。

2 時効による不納欠損処理を

【前提事情】

監査対象債権について、時効を原因とする不納欠損に関する区の基準は、「 連絡がつかないこと、 居住実態が不明であること、 年 2 回以上の督促と事態調査・現地訪問を行なってきたこと、 賦課決定から 5 年経過したこと」となっており、所管係では、当該基準に従って処理を行なっている。

しかしながら、監査対象債権は公債権であり、債務承認等の時効中断事由がない限り、5 年間の期間経過によって債務者の援用を待たずに時効によって債権が消滅するため、現在の基準に該当しない場合であっても、法律上、債権が時効により消滅するケースがあり、その結果、債権が消滅したにも関わらず不納欠損が行なわれないことが生じうる状態にある。

【指摘事項】

債権回収の努力を行なうべきであることはいうまでもないことであるが、それとは別論として、「 中断事由がないまま時効期間が経過した場合には不納欠損処理を行なう」旨を不納欠損の基準とし、当該基準に従って処理を行なうべきである。

第 2 概要

1 養護老人ホームの概要

老人福祉法 11 条 1 項 1 号の規定に基づき、65 歳以上で、経済的理由（世帯の生計中心者に住民税所得割がかかっていないこと）に加えて、心身の機能低下により日常の生活に支障がある者、または家族との同居が望ましくないなどの環境上の理由で、これまでの家庭生活が困難な者を入居させる施設である。

目黒区内の養護老人ホームとしては、社会福祉法人が設置経営するものが 1 ヶ所あり（白寿荘）、区は老人福祉法 11 条 1 項 1 号の措置を委託している。

費用（高齢福祉費負担金）は入居者又は扶養義務者がその負担能力に応じて所定の金額を支払う。

2 特別養護老人ホームの概要

主として、目黒区特別養護老人ホーム条例（以下、「特養条例」という。）4 条の規定に基づき、65 歳以上の身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者であって、居宅において適切な介護を受けることが困難な者に介護サービスを提供する施設である（この他、老人福祉法上の措置として入所する場合もあるが少数である）。

目黒区の特別養護老人ホームは、区が設置し社会福祉法人が運営するものが 3 ヶ所（特別養護老人ホーム中目黒、同東が丘、同東山）、社会福祉法人が設置経営するものが 3 ヶ所あり（特別養護老人ホーム清徳苑、同駒場苑、同青葉台さくら苑）、このほかに区外特約のものが 15 ヶ所ある。このうち、区が設置し社会福祉法人が運営するもの 3 ヶ所については、区が特養条例 4 条の 2 に基づき、社会福祉法人に管理を委託している。

3 利用状況（「目黒区の健康福祉」より）

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの最近 3 年間の利用状況は次のとおりである。

〔 図表 1 1 - 1 養護老人ホーム等の利用状況 〕 (名)

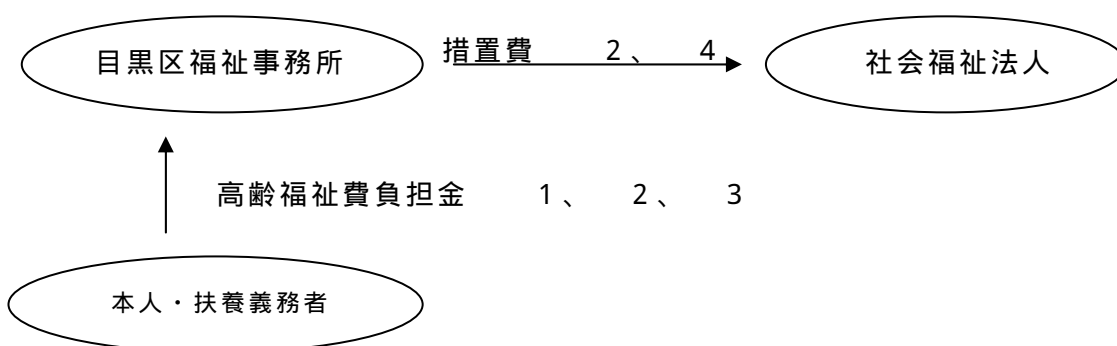
	15 年度	16 年度	17 年度
申請者数 (特養)	563	381	417
申請者数 (養護)		37	42
入所者数 (特養)	876	866	859
入所者数 (養護)	130	129	137
待機者数 (特養)	1166	1061	952
待機者数 (養護)	36	36	17

4 財源

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームの費用の負担は次のとおりである。

〔 図表 1 1 - 2 養護老人ホームの費用の流れ 〕



- 1 本人・扶養義務者負担金は、前年分の収入額によって決まるが、同居の配偶者・子がいる場合は、扶養義務者にも所得に応じて費用負担がある。
このうち、本人の収入別の費用負担額は次のとおりである (目黒区老人福祉法施行規則 9 条)。

前年収入 (万円)	費用負担額 (円 / 月)
0 ~ 27	0
27 ~ 28	1,000
28 ~ 30	1,800
30 ~ 32	3,400
(略)	
132 ~ 138	73,100
138 ~ 144	77,100
144 ~ 150	81,100
150 超	81,100 + (収入 - 1,500,000) × 0.9 ÷ 12

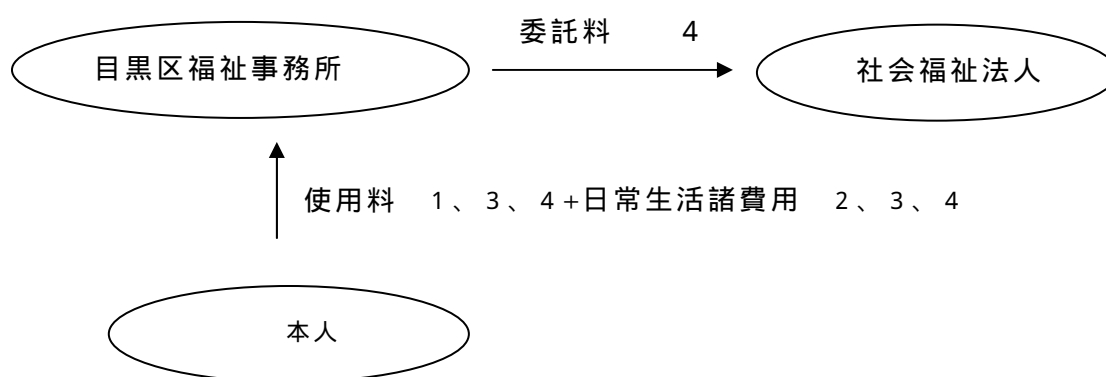
- 2 老人福祉法に定める公債権である
- 3 被措置者またはその扶養義務者が負担能力に応じて費用負担する（老人福祉法 28 条）
- 4 社会福祉法人の請求に基づき区が措置費を支払う（目黒区老人福祉法施行規則 7 条）。
支払額については、厚生労働省通達に基づき区が基準を定めており、被措置者一人当たり平均は 163 千円程度（18.11.30 現在）である。

（ 2 ） 特別養護老人ホーム

ア 区が設置し、社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム

区が設置する特別養護老人ホームの費用の負担は次のとおりである。

〔 図表 1 1 - 3 特別養護老人ホームの費用の流れ 〕



- 1 厚生労働大臣が定める基準にしたがって算定された額の 1 割（特養条例 5 条 1 項、介護保険法 4 条）。
- 2 食事代及び居住費として 1 日あたり 300 円～2,530 円を支払う（特養条例 5 条 2 項及び同規則 4 条）。
- 3 使用料及び日常生活諸費用の発生根拠は、いずれも入所者との入所契約による。これらの債権はいずれも公債権であると考えられる。
- 4 契約入所の場合は、契約者は本人であるため、扶養義務者には原則として支払義務は生じないが、資金管理を家族が行なっている場合もあるため、事実上、本人以外から支払を受けることもある。
老人福祉法に基づく措置入所の場合（平成 12 年 3 月以前のものは全てこれに該当する）の扶養義務者の責任は養護老人ホームの場合と同様である。
- 5 区と社会福祉法人の契約により決まる。

イ 社会福祉法人が設置運営するもの、及び区外特約のもの
これについては、区の受取、支払は生じない。ただし、別途、社会福祉法人に対して、20年分割払いの建設補助金を交付している。

第3 管理回収の状況

1 平成17年度の収納状況

(1) 養護老人ホーム負担金（養護老人ホーム等被措置者負担金）

平成17年度の養護老人ホーム負担金の収納状況は次のとおりである。

〔図表11-4 養護老人ホーム負担金の収納状況〕 (千円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
65,805	50,987	4,080	10,738	82.60%

(2) 特別養護老人ホーム負担金（特別養護老人ホーム介護サービス自己負担金）

平成17年度の特別養護老人ホーム負担金の収納状況は次のとおりである。

〔図表11-5 特別養護老人ホーム負担金の収納状況〕 (千円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
159,126	149,054	0	10,071	93.67%

図表11-6 収入未済一覧とは、ショートステイ分を含まないため金額が異なる。

2 最近5年間の収納状況の推移

(1) 養護老人ホーム負担金

養護老人ホーム負担金の最近5年間の収納状況の推移は次のとおりである。

〔図表11-6 養護老人ホーム負担金の収納状況の推移〕(18.9.30) (円)

年度	発生額(A)	Aのうち調定済額(B)	Bのうち回収済額(C)	未収額(D=A-C)	Dのうち滞納額(E=B-C)	滞納率(E÷B)
13	56,235,892	56,235,892	55,779,592	456,300	456,300	0.0081
14	45,475,716	45,475,716	45,475,716	0	0	0
15	45,745,094	45,745,094	45,738,385	6,709	6,709	0.00014
16	47,421,003	47,421,003	47,075,703	345,300	345,300	0.007

17	49,790,082	49,790,082	47,868,782	1,921,300	1,921,300	0.038
----	------------	------------	------------	-----------	-----------	-------

(2) 特別養護老人ホーム負担金

特別養護老人ホーム負担金の最近5年間の収納状況の推移は次のとおりである。

〔図表11-7 特別養護老人ホーム負担金の収納状況の推移〕(18.9.30)(円)

年度	発生額(A)	Aのうち調定済額(B)	Bのうち回収済額(C)	未収額(D=A-C)	Dのうち滞納額(E=B-C)	滞納率(E÷B)
13	128,453,787	128,453,787	127,837,949	615,838	615,838	0.0048
14	133,629,795	133,629,795	132,683,243	946,552	946,552	0.0071
15	130,952,820	130,952,820	129,696,935	1,255,885	1,255,885	0.009
16	132,868,404	132,868,404	130,236,125	2,632,279	2,632,279	0.019
17	152,739,701	152,739,701	149,069,777	3,669,924	3,669,924	0.024

3 滞納者別滞納金額等

(1) 養護老人ホーム負担金

養護老人ホーム負担金の滞納者別発生年度別内訳は次のとおりである。

〔図表11-8 養護老人ホーム負担金滞納者別発生年度別内訳等〕(18.9.30)(円)

債務者No	13以前	14	15	16	17	計	現在入所中かどうか	退所の理由	月負担額
1	456,300			345,300	338,700	1,140,300	入所中		114,000
2			6,709			6,709	退所	長期入院	
3					138,200	138,200	入所中		69,100
4					1,295,100	1,295,100	入所中		108,000
5					149,300	149,300	入所中		69,100
計	456,300	0	6,709	345,300	1,921,300	2,729,609			

介護保険制度発足前(平成11年以前)の養護老人ホーム負担金は11-9に含まれている。

(2) 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホーム負担金の滞納者別発生年度別内訳は次のとおりである。

〔図表 11 - 9 特別養護老人ホーム負担金滞納者別発生年度別内訳等〕

(18.9.30)(円)

債務者 No	13年度以前	14年度	15年度	16年度	17年度	計	現在入所中かどうか	退所の理由	月負担額
1	1,908,400					1,908,400	退所	死亡	
2	1,581,400					1,581,400	"	"	
3	588,835	220,472	18,618	535,132		1,363,057	"	"	
4	536,270					536,270	"	"	
5	84,900					84,900	"	"	
6	2,216,100					2,216,100	入所中		184,600
7	19,800					19,800	入所中		6,600
8	627,817	552,400	509,326	104,016		1,793,559	退所	死亡	
9	52,574					52,574	"	"	
10	91,549					91,549	"	"	
11		173,680	547,034	604,111	772,695	2,097,520	入所中		52,700
12			51,308	248,265	637,422	936,995	"		51,600
13			129,599	528,694	568,432	1,226,725	"		45,400
14				14,264		14,264	退所	死亡	
15				41,117		41,117	"	"	
16				37,516		37,516	入所中		37,516
17				189,459	799,852	989,311	入所中		61,800
18				154,508		154,508	退所	長期入院	
19				13,705		13,705	"	死亡	
20				51,308		51,308	"	"	
21				37,547	38,024	75,571	"	"	
22				16,748		16,748	"	"	
23				55,889		55,889	"	"	
24					14,301	14,301	"	"	
25					73,951	73,951	入所中		73,951
26					17,280	17,280	退所	死亡	
27					747,967	747,967	入所中		66,600
計	7,707,645	946,552	1,255,885	2,632,279	3,669,924	16,212,285			

(注) 債務者 No1 と 2 は本人 (相続分) と扶養義務者の関係にある。
各自の負担については、措置入所の段階で本人分と扶養義務者分それぞれに決定されており、滞納額は各自の額である。

第4 管理回収の体制及び手続

1 管理回収の体制

(1) 組織

健康福祉部高齢福祉課において、他業務と兼務しながら2名の者が管理回収にあっている。

健康福祉部 高齢福祉課 施設事業係（11名） 担当（2名）

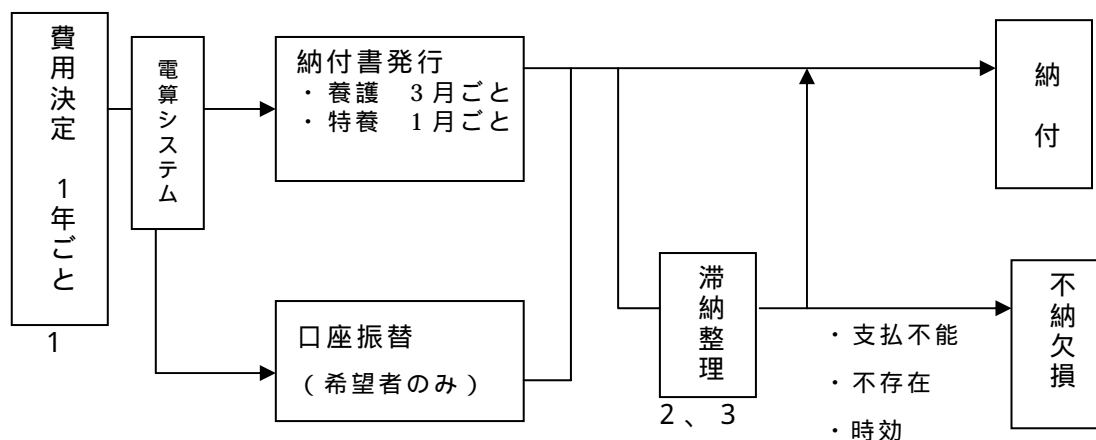
(2) 研修等

担当者に対する研修等は特に行なわれていない。

2 徴収管理の手続

徴収管理は次のような手続によって行なわれている。

〔図表11-10 徴収管理の手順〕



1 老人福祉法 28 条 1 項、目黒区老人福祉法施行規則 5 条、特養護条例 5 条、同施行規則 4 条

2 滞納整理マニュアル「滞納整理要領」による

3 滞納整理用の資料として、滞納者調査表が作成される。滞納者調査表は、個人別に滞納状況、調査日、調査内容などが記載されるが、このうち、調査内容については、債務者との連絡がついたかどうか、連絡がついた場合のやりとりの内容、今後の方針に関する担当者の判断が記載されている（ただし、記録者の名前が書かれていない）。督促等によって滞納が解消した場合は、つづりから外されて別に保管される。

3 滞納整理

(1) 滞納整理の基準

所管係において「老人ホーム入所者負担金滞納整理要領」(以下、滞納整理要領という。)が作成されており、これを回収・滞納整理の基準としている。

滞納整理要領による回収手続は本章末尾の図表 1 1 - 1 4 のとおりである。

(2) 滞納整理の実施状況

ア 本人及び扶養義務者への督促等の状況

担当者によれば、半年程度の支払遅延があった場合に滞納整理の手続に入り、督促を行なうとのことであった。

督促状の発送については、滞納者調査表をみるかぎり、おおむね 3 ~ 6 ヶ月に 1 回程度行なわれている。また、入所中の大口の滞納者については、通常のものとは別様式の督促状が発送されている。

その他、電話による督促は随時行なわれているとのことであった。

イ 滞納金額上位 10 名に対する督促等の実施状況

養護・特養負担金の滞納金額の大きい債務者 10 名について、滞納者整理表から判断できる督促等の状況は次のとおりであった。

〔図表 1 1 - 1 1 大口滞納者に対する督促等の実施状況〕

債務者 NO	交渉の相手方	滞納開始	督促開始	債務者との交渉状況等
特養 6	扶養義務者	11・4	11・9	現在入所中である。図表 1 1 - 9 の滞納の内訳は平成 11 年度分の 12 回分であり、1 回あたりの支払額が大きいために滞納額も多くなっている
特養 11	扶養義務者	14・12	15・9	現在入所中である。図表 1 1 - 9 の滞納の内訳は、平成 14 年 12 月分以降の 39 回分(15 年 8 月分は支払あり)である。扶養義務者と分納の合意をしているが、計画どおりには支払われていない。
特養 1	扶養義務者	9・8	12・12	特養 2 の扶養義務者分である(本人は 15.8 死亡退所)。12.12 に支払計画書を提出したが、長年約束は履行されなかった。目黒区の住宅を処分してから本人分の一部納付と分割納付を始める。

特養 8	相続人	13・9	不明	本人は平成 16 年に死亡している。図表 1 1 - 9 の滞納の内訳は死亡時点での 35 回分である。平成 17 年 2 月以降は、扶養義務者との具体的なやりとりの記録はなく、交渉自体行なわれていないと思われる。
特養 2	本人	9・8	不明	15.8.4 に死亡退所している。
特養 3	相続人	10・4	12・11	本人は平成 16 年に死亡している。平成 10 年ころから滞納が始まっていたが、断続的に支払われ、図表 1 1 - 9 の滞納の内訳は、平成 12 年度 3 回分、13 年度及び 14 年度各 12 回分、15 年度 1 回分、16 年度 2 回分である。扶養義務者と分納の合意をしていたが、現在は、それも履行されていない状況である。最近まで連絡がとれていたが、現在連絡が取れなくなっており、転居先を調査中である。
養 4	本人	17・4	17・8	現在入所中である。図表 1 1 - 9 の滞納の内訳は、平成 17 年度 12 回分である。平成 17 年に本人と督促状及び支払計画を手渡した際に、資力がないたため払えないとの話があったようである。その後、具体的なやりとりはない。
特養 13	扶養義務者	15・8	15・12	現在入所中である。図表 1 1 - 9 の滞納の内訳は、平成 16 年 1 月分以降の 27 回分である。17 年 2 月に支払計画を出すよう要求しているが、いまだに提出はない。
養 1	扶養義務者	13・5	15・9	現在入所中である。図表 1 1 - 9 の滞納の内訳は、平成 13 年度 4 回分、15 年度 3 回分、16 年度 12 回分、17 年度 12 回分である。扶養義務者と連絡は可能な状況である。18 年 1 月扶養義務者が来庁し、支払を行なうとのことで納付書を交付したが、支払がなかった。その後のやりとりはないようである。
特養 17	扶養義務者	16・12	17・9	現在入所中である。図表 1 1 - 9 の滞納の内訳は、平成 16 年 12 月分以降の 22 回分である。扶養義務者と連絡は可能な状況であるが、督促を行なうのみで支払計画の提出等の予定はない。
特養 12	扶養義務者	15・2	16・12	現在入所中である。図表 1 1 - 9 の滞納の内訳は、平成 15 年度 1 回分、16 年度 5 回分、17 年度 12 回分である。扶養義務者と連絡は可能な状況である。扶養義務者自身の疾病により支払えなかったとの説明があり、分納の協議を行なっている。

なお、滞納整理要領によれば、分納を行なう場合には、何年何月分の債務を何回分割で支払うかを記載した分割納付書を区から債務者宛に送付することになっているが、当該書面は見当たらなかった。

4 減免及び不納欠損

(1) 基準

ア 養護老人ホーム負担金の減免基準

目黒区老人福祉法施行規則では、災害、疾病、失職等により費用負担ができなくなった場合や生活保護を受けるようになった場合などに、事由に応じて負担額を変更するものとしている(9条の2)。区では、当該規則を基準として事務処理を行なっている。

イ 特別養護老人ホーム負担金の減免基準

特養条例には入所者負担金の減免に関する規定はないが、介護保険法及び同規則では、次のとおり介護保険給付の増額または食費等に関わる費用(特定入所者介護サービス費)の支給を定めており(介護保険法50条、51条の2、規則83条)。これらの規定によって給付金が負担金に当てられることにより、実質的に負担金の減免が行なわれることになる。

〔図表11-12 介護保険給付増額等の基準〕

	要件	根拠法令
介護保険給付の増額	災害による財産の損失や死亡・失職等により世帯の生計を維持する者の収入が著しく減少したと市町村が認めた場合	介護保険法50条
特定入所者介護サービス費の支給	要介護被保険者の所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるもの	介護保険法51条の2

ウ 不納欠損の基準

所管係において不納欠損処理の基準を定めている(「老人ホーム入所負担金の不納欠損処理について(目健高第442号)」)。

当該基準によれば、養護老人ホーム負担金、特別養護老人ホーム負担金のいずれについても、年度ごとに以下の事由に該当するかを判定した上で不納欠損処理を行なうことになっている(及びについては個別に起案処理を行なう。)

〔不納欠損基準〕

破産宣告を受け、債務整理後も負担金の支払能力がないことが判明した場合（支払不能）

死亡又は失踪宣告を受け、相続人による債務引受がなく、消滅時効の完成が確実な場合（不存在）

連絡がつかないケースのうち、居住実態が不明で、年２回以上の督促と事態調査、現地訪問を行ってきたもので、賦課決定から５年経過した場合（時効）

（２）減免及び不納欠損の実施状況

ア 減免

平成 17 年度中の養護老人ホーム負担金の減免は 2 件であり、いずれも疾病により費用負担が困難になったとの理由により減免（負担額 0 の第一階層へ区分変更）したものである。

負担金の減免に関する書類として、申立書、生活収支説明書及び変更通知書を閲覧したが、決定にあたっては債務者が作成した生活収支説明書を裏付ける給与明細や医療費の領収書等の客観的資料は添付されていない。

イ 不納欠損

平成 17 年度の不納欠損処理は、全て特別養護老人ホーム負担金に係るものであり、内訳は次のとおりである。

〔図表 1 1 - 1 3 平成 1 7 年度の不納欠損の内訳〕

NO.	発生年度	金額（円）
1	11	47,051
2	11	259,200
3	11	83,423
4	11	8,258
5	11	34,650
6	11	36,000
7	11	319,470
8	11	1,506,400
9	11	128,000
10	11	280,800
11	11	52,396
12	11	186,264

13	11	1,010,670
14	11	87,000
15	11	40,500
計		4,080,082

(注)平成11年度以前の特養老人ホーム利用者負担金は会計上、養護老人ホーム負担金と同一区分で表示されていたため、上記不納欠損額4,080千円は、図表11-4の不納欠損として表示されている。

関連する資料として起案書を閲覧したところ、不納欠損の理由は全て「滞納整理要領による滞納分類のうちD・E・Fで、かつ老人ホーム入所負担金の不納欠損について要領の追加基準による時効延長期間が満了した」と記載されている。

対象債権は、添付の内訳表で確認する限り、いずれも平成11年以前のものであった。

第5 本章の総括

1 滞納債権の特徴について

図表11-8及び9で分かるとおり、滞納者数は比較的少ない。養護・特養あわせて32名中13名が入所中であり、また、退所者のほとんどは死亡による退所であり、滞納債権にありがちな、理由も判明しないまま債務者と連絡が途絶える、というようなケースは稀である。

この点は大口の滞納債務者についても同様で、上位10名のうち5名は本人が入所中であり、死亡退所した者についても、関係者の所在が不明になったため転居先等の調査を行なう必要が生じているのは1件のみ(特養3)である。

したがって債権管理としては、比較的、個別管理、個別対応がやりやすい部類に属するものと考えられる。

現在、長期滞者・大口滞納者とそうでない者のいずれについても、回収手段は郵送、電話による督促に終始しているが、個別対応ということでは、これらの者に対しては、訪問等、各人の状況に応じた方法を検討してもよいのではないかと思われる。

2 督促等の実行状況について

滞納整理要領によれば、滞納後3ヶ月で督促を行なうこと、督促後1ヶ月連絡がない場合には2回目の督促を行なうことなどを定めている。

実際の督促手続は、必ずしもこのとおりには行なわれていないよう

であるが、督促自体は3～6ヶ月間で定期的に行なわれており大きな問題があるわけではないと思われる。

ただし、督促の手段としては担当者の架電もしくは文書によっているが、督促を頻繁に行なわなければならない者に対しては、老人ホーム職員を通じて行なうなどの方法も検討してよいのではないかと思われる。

3 債務者の財産状態の把握について

(1) 財産状態把握の必要性

定期的な督促は一定の効果を上げてはいるであろうが、滞納金額上位10名の状況を調査した限りでは、長期滞納者、大口滞納者に対しては、督促を繰り返すだけということになりがちのようである。

滞納整理要領では、すぐに支払えない債務者については納付計画の作成を原則としているが、実際には、納付計画が作成されなかったり、作成されても計画どおりに履行されない傾向がある。これは、債務者の財産状態を把握できていないことが大きな理由ではないかと考えられる。

債務者の財産状態を把握しないままでは、債務者が納付計画を作成するのにアドバイスもできないし、納付計画の実行可能性についても判断できない。

また、真に資力のない債務者については減免の規定の活用を図る一方、支払能力があるにも関わらず滞納を続けている債務者（記録を見る限り、こういう者は今のところほとんどいないようであるが）に対しては、強制執行などを考える必要がある。その場合でも債務者に応じてこのような対応をとるための判断材料として、財産状態の把握は必要である。

(2) 財産状態把握の方法

閲覧した資料による限りでは、具体的に滞納債務者の財産状態を把握しているケースは皆無といってよい。

滞納整理要領には財産調査等に関しては特に指示はないが、単なる督促では滞納が解消しない可能性が高い債務者、たとえば6回分以上滞納が続いている債務者などを対象に、収入及び保有資産、負債など財産状態を申告させるとともに、当該申告の際には裏付けとなる資料を添付させる、という手続を取るべきである（債権の特徴を考えれば、特定の滞納債務者についてこのような方法をとることがマンパワー不

足などの理由により不可能であるとは思われない。)

(3) 他部署の情報の利用

債務者の中には財産調査に応じない者が出てくることが予想されるが、その場合には、他部署、とくに区税や健康保険料の徴収部署から情報を得て財産調査を実施すべきである。

この点、所管係では、個人情報保護条例の関係上、このような調査は困難である、との認識を持っているようである。

しかし、そもそも、年収などの情報は負担額の決定にあたり必要な情報である。また、区税の徴収担当部署に関する情報であっても、高齢福祉課に関する情報であっても、情報の保有管理者はいずれも区長であり、複数部署間で内部的に情報を共有することが個人情報保護条例に反するとは思われない。

もし、行政機関としてはそれでも慎重に取扱いたいというのであれば、入所の際に、滞納の際の情報の利用のありうることについて、本人の同意を得ておき、その上で徴税部署等の保有する情報の利用を行なうべきである。

4 回収債権の充当方法について

納付書を利用して納付を行なう場合は、債務者の方で充当債権を指定することになるため、必ずしも発生の古い順に充当されないことも起こりうる。

図表11-11の中にも、滞納後の支払の際に、発生の古いものから順に充当していく方法がとられていないものがあるが、いたずらに消滅時効が完成することのないよう、古いものから納付するように指示する必要がある。

5 減免について

減免手続は基準どおりに行なわれているものと認められ、特に指摘すべき事項はない。

6 平成17年度の不納欠損処理基準について

17年度に不納欠損を行なった債権は全て賦課決定から5年経過しているものと認められる。ただし、時効による不納欠損として要求されている「年2回以上の督促」「事態調査、現地訪問を行なってきたこと」の要件を充たしているかは、関係資料からは明らかではなかった。

後述のとおり当該基準自体についての問題がないわけではないが、当該基準を適用して不納欠損処理を行なうというのであれば、関係資料を整備しておくべきである。

また、平成 17 年度において賦課決定から 5 年を経過した債権で不納欠損処理を行っていないものがある。これについては、督促等の郵送が届かない、電話連絡がつかない、居住実態が不明である、というような基準に該当しないため処理を行っていないものと思われるが、不納欠損を行なわないことが基準に照らして適正であるかは資料からは判断できなかった。

7 不納欠損基準について

(1) 時効期間経過による不納欠損

目黒区の不納欠損基準では、時効による不納欠損について、単に 5 年を経過しただけでなく、その間に連絡がつかないことや居住実態が不明なこと等々の条件を加えている。このような付加的な条件は、回収努力を怠って安易に時効を完成させることのないようにとの配慮であると理解できる。しかし、回収の経緯がどうであれ、公債権であれば 5 年間の権利の不行使によって時効消滅してしまうのであるから、単に 5 年の経過によって不納欠損処理を行なう、との基準とすべきである。

この基準を適用した場合、平成 13 年度以前の滞納債権 8,163,945 円(養護 456,300、特養 7,707,645)が不納欠損処理の検討対象となる(中断の有無の検討などは別途必要である)。

(2) 承認、一部返済の証跡の必要性

債務承認や一部返済があった場合、当該債権については消滅時効期間の進行が中断する(地方自治法 236 条 3 項、民法 147 条)。

関係資料を閲覧すると、「分納の申し出があった」「支払うと言っている」といった既述が散見されるが、債務者と取り交わした文書など証跡としては何も残されていないため、これを債務承認とみて時効が完成しないとして扱ったとしても、債務者に否定された場合は、債務者側の主張を受け入れざるを得ないものと考えられる。

一部返済についても同様の問題があり、分納などがあった場合はどの債権に対するものか(後述のとおり最も古い債権に対するものとするべきである)を明確にし、証跡として残しておく必要がある。

これらの点は、現在の不納欠損基準を用いる場合でもいえることで

あるが、単純な時効期間経過による不納欠損処理基準を用いるとすれば、当該基準による不納欠損が多くなると思われるので、その必要性はより大きくなる。

(3) その他不納欠損処理を行なうにあたり留意すべき事項

時効期間の経過によって債権自体が消滅するのであるから、このような債権を不納欠損処理することは当然であるが、一方では債権の時効消滅によって区の財産の減少をもたらすことや区民感情を考えれば、時効が完成するまでの間は真摯な債権回収努力を怠るべきではない。

この意味で監査対象債権については、管理上、次のように改善すべき点がある。

債務者の財産状態の調査を実施し、資力のあるものについては強制執行等の措置を講じること。また強制執行等については、コストパフォーマンスの観点から、支払命令などの訴訟以外の方法についても検討すること

一部の支払いがあった場合には債権の発生順に古いものから充当することにし、安易に時効が完成することのないようにすること

資力不足の場合は、負担金の減免または介護保険給付の増額措置を講じることが本来の方法であるから、このようなケースでは債務者に減免の申請を行なうよう積極的に働きかけること。

とくに、現在入所中の者で滞納が続いている者（特養 11 など）は、今後の負担金も滞納となる可能性が少なくないと思われるので減免等の対象とならないかを検討すべきである。

なお、検討の結果、支払能力があるにも関わらず滞納が続くケースと判断されるのであれば、福祉の観点からは決して望ましいことではないが、退所勧告（入所契約の際に支払遅延の場合の契約終了が定められてある）や強制徴収の実行に踏み切るかを検討することもやむを得ない。

以上

(A) 督促、電話、訪問等

〔図表 1 1 - 1 4 滞納整理要領による回収手続〕

